

特定複合観光施設区域整備計画に係る認定申請の手引き

国土交通省 観光庁

本手引きは、特定複合観光施設区域整備計画（以下「区域整備計画」という。）の認定申請を適切に行うことができるよう、区域整備計画に係る様式の記載事項について例示的に解説するものである。なお、必ずしも本手引きに基づく区域整備計画の認定申請を要請するものではない旨申し添える。

第1. 記載要領

(1) 基本的事項

本手引きにおいては、区域整備計画に係る様式（以下「様式」という。）の記載事項について例示的に解説しているが、区域整備計画の作成に当たっては、申請者の創意工夫により自由な提案を求める観点から、当該記載事項によらない提案も可能である。

区域整備計画の作成に当たっては、記載事項が現況の説明なのか、今後の整備に関する内容等の提案なのかが分かるように記載することが望ましい。

なお、区域整備計画が認定された場合、特定複合観光施設区域整備法第37条第1項の規定に基づき、毎年度、その実施状況についての国土交通大臣の評価（以下「実施状況評価」という。）を受けることとなるため、その点にも留意し区域整備計画を作成することが望ましい。

(2) 関係法令等

区域整備計画の記載に当たっては、以下をはじめとする各種法令等を遵守する。

- ・特定複合観光施設区域整備法（平成30年法律第80号。以下「IR整備法」という。）
- ・特定複合観光施設区域整備法施行令（平成31年政令第72号。以下「令」という。）
- ・特定複合観光施設区域整備法に基づく区域整備計画の認定等に関する省令（令和2年国土交通省令第99号）
- ・特定複合観光施設区域整備法に基づく区域整備計画の認定等に関する省令（令和2年国土交通省令第99号）第2条、第3条及び第12条第2項の規定に基づき、特定複合観光施設区域整備法に基づく区域整備計画の認定に必要な事項等を定める告示（令和2年国土交通省告示第1563号。以下「告示」という。）
- ・特定複合観光施設区域の整備のための基本的な方針（令和2年12月18日付け特定複合観光施設区域整備推進本部決定。以下「基本方針」という。）

(3) 各様式の記載事項について

本手引きは、基本方針第4の7に記載の要求基準及び評価基準ごとに様式を作成する方針の下、それぞれの基準ごとに、区域整備計画の記載事項を規定する告示との対応関係を整理し、対応する告示の内容を踏まえて具体的にどのような事項を書くことが求められるのかを具体的記載項目として例示的に解説しており、適宜参考とされたい。

また、各要求基準及び評価基準に対応する様式番号、様式名称、記載事項の望ましい頁数については、下表の記載を参考とされたい。

なお、添付書類については、頁数の目安は特段ないので留意されたい。

■ 要求基準に係る様式

様式番号	様式名称	頁数
要求基準1	1～5号施設に関する政令要件への適合	12頁以内

要求基準 2	カジノ施設の数・ゲーミング区域の床面積の合計	2 頁以内
要求基準 3	I R 区域の一体的な管理	1 頁以内
要求基準 4	I R 区域の土地の使用の権原・I R 施設の設置根拠についての妥当性	4 頁以内
要求基準 5	公平かつ公正な民間事業者の公募及び選定	1 頁以内
要求基準 6	地域における合意形成の手続	1 頁以内
要求基準 7	I R 事業者によるコンプライアンスの確保のための体制及び取組	2 頁以内
要求基準 8	I R 事業者の役員及び株主又は出資者についての反社会的勢力の排除	2 頁以内
要求基準 9	審査委員会の委員へ不正な働きかけを行っていないこと	1 頁以内
要求基準 10	I R 区域と国内外の主要都市との交通の利便性	2 頁以内
要求基準 11	一体的かつ継続的な I R 事業の実施	1 頁以内
要求基準 12	設置運営事業者と施設供用事業者との適切な責任分担及び相互の緊密な連携	1 頁以内
要求基準 13	I R 事業者が会社法に規定する会社で、専ら設置運営事業を行うものであること	1 頁以内
要求基準 14	設置運営事業者による I R 施設の所有	1 頁以内
要求基準 15	カジノ施設の設置及び運営に伴う有害な影響の排除を適切に行うための措置等	5 頁以内
要求基準 16	カジノ事業の収益の活用	5 頁以内
要求基準 17	認定都道府県等入場料納入金・認定都道府県等納付金の見込額及び用途	3 頁以内
要求基準 18	I R 区域の整備による経済的社会的効果	10 頁以内
要求基準 19	カジノ施設の設置及び運営に伴う有害な影響の排除を適切に行うための必要な施策及び措置	5 頁以内

■ 評価基準に係る様式

様式番号	様式名称	頁数
評価基準 1	I R 区域全体のコンセプト	4 頁以内
評価基準 2	I R 区域内の建築物のデザイン	4 頁以内
評価基準 3	I R 施設の規模	2 頁以内
評価基準 4	ユニバーサルデザイン、環境負荷低減、多文化共生、フェアトレード	4 頁以内
評価基準 5	国際会議場施設及び展示等施設の規模	4 頁以内
評価基準 6	国際会議場施設及び展示等施設の種類、機能、外観及び内装の特徴、設置及び運営の方針	4 頁以内
評価基準 7	国際会議場施設及び展示等施設の設置及び運営の方針、業務の実施体制及び実施方法	4 頁以内
評価基準 8	魅力増進施設の種類、機能、規模、外観及び内装の特徴、設置	6 頁以内

	及び運営の方針、業務の実施体制及び実施方法	
評価基準 9	送客施設の種類、機能、規模、外観及び内装の特徴、設置及び運営の方針、業務の実施体制及び実施方法	5 頁以内
評価基準 10	宿泊施設の種類、機能、規模、外観及び内装の特徴、設置及び運営の方針	4 頁以内
評価基準 11	宿泊施設の設置及び運営の方針	4 頁以内
評価基準 12	宿泊施設の業務の実施体制及び実施方法	4 頁以内
評価基準 13	その他観光旅客の来訪及び滞在の促進に寄与する施設の施設ごとの種類、機能、規模、外観及び内装の特徴、設置及び運営の方針、業務の実施体制及び実施方法	5 頁以内
評価基準 14	カジノ施設の種類、機能、数、規模、配置、外観及び内装の特徴、設置及び運営の方針	4 頁以内
評価基準 15	I R 区域の交通利便性	3 頁以内
評価基準 16	I R 区域の整備の推進、滞在型観光の実現に関する施策・措置	3 頁以内
評価基準 17	観光への効果	9 頁以内
評価基準 18	地域経済への効果	9 頁以内
評価基準 19	2030 年の政府の観光戦略の目標達成への貢献	3 頁以内
評価基準 20	I R 事業者やその構成員が事業を確実に遂行できる能力、役割分担と連携	7 頁以内
評価基準 21	財務の安定性	7 頁以内
評価基準 22	防災及び減災のための取組等	7 頁以内
評価基準 23	地域における十分な合意形成	7 頁以内
評価基準 24	カジノ事業の収益の活用	7 頁以内
評価基準 25	カジノ施設の設置及び運営に伴う有害な影響の排除	20 頁以内

※評価基準に係る様式については、区域整備計画の記載事項の理解を深めるための補足説明として解説資料を別途添付することも可能である（頁数としては全体で 100 頁以内）。なお、解説資料は区域整備計画外のものとして認定審査の対象とはならない旨申し添える。

第 2. 作成上の留意点

(1) 基本的事項

各様式の作成については、平易な文章で具体的かつ明確に記載することが望ましい。なお、具体的かつ明確に記載するために必要な項目等がある場合は、適宜、追加記載することは差し支えない。

提案を分かりやすく説明するための模式図やイラスト等による表現は可能であるが、様式及び解説資料に動画を添付することは適当でないことに留意されたい。

各様式間においては、記載内容の整合の取れた記載とし、評価基準に係る様式の記載に当たっては、基本的には評価基準間で重複した記載がなされないように工夫されることが望ましい。

造語、略語、専門用語は、一般用語を用いて初出の箇所に定義を記載することが望ましい。

他の様式や解説資料に関連する事項が記載されているなど、参照が必要な場合には、該当するページを記載することが望ましい。

様式及び解説資料の記載事項について、内容を公表された場合に申請者自身の権利、競争上の

地位、その他正当な利益を害するおそれのある内容（ノウハウ等）が含まれる場合は、その旨を明らかにすることが望ましい。

なお、記載に当たっては、基本方針の第4の4に掲げる「区域整備計画の記載事項」と各基準の具体的記載項目との対応関係を巻末にて整理しており、また、告示に規定する記載事項と各基準の具体的記載項目との対応関係を参考資料にて整理しているため、これらも参照の上記載されたい。

（2）要約の作成

評価基準に係る様式については、様式番号ごとに提案の要約を別途作成することが望ましい。要約の作成に当たっては、下記の事項を例示的に示しておくので適宜参考とされたい。

- ・日本産業規格A列4番サイズ縦長に横書きとし、箇条書きにて500文字以内とする。
- ・提案内容以外の内容を記載しないように留意する。

（3）書式等

書式等の設定に当たっては、下記の事項を例示的に示しておくので適宜参考とされたい。

- ・各提出書類に用いる言語は日本語、通貨は円、単位はSI単位とする。
- ・使用する用紙は、日本産業規格A列4番サイズ縦長両面印刷とし、左側2点綴じ冊子とする。
- ・図表等は適宜使用して構わないが、上記第1（3）に掲げる頁数の目安に含まれる。
- ・図面等を除き、各様式の記載に当たり使用する文字の大きさは、原則10.5ポイント程度とし、左20mm、右15mm程度の余白を設定する。
- ・ただし、添付書類の図面については、日本産業規格A列3番サイズとする。

【様式：要求基準1】 1～5号施設に関する政令要件への適合

カジノ施設を含むIR施設の開業以降全ての時点において、IR整備法第2条第1項第1号から第5号までに掲げる施設が全て設置され、及び運営されるとともに、そのそれぞれが、特定複合観光施設区域整備法施行令第1条から第5条までに規定する基準又は要件を満たしていなければならない。

<具体的記載項目>

【共通】

- ① IR事業の工程

【国際会議場施設（IR整備法第2条第1項第1号に掲げる施設をいう。以下同じ。）】

- ② 国際会議場施設の種類、機能
③ 国際会議場施設の規模

【展示等施設（IR整備法第2条第1項第2号に掲げる施設をいう。以下同じ。）】

- ④ 展示等施設の種類、機能
⑤ 展示等施設の規模

【魅力増進施設（IR整備法第2条第1項第3号に掲げる施設をいう。以下同じ。）】

- ⑥ 魅力増進施設の種類、機能
⑦ 魅力増進施設の規模
⑧ 魅力増進施設の設置及び運営の方針

【送客施設（IR整備法第2条第1項第4号に掲げる施設をいう。以下同じ。）】

- ⑨ 送客施設の種類、機能
⑩ 送客施設の規模
⑪ 送客施設の設置及び運営の方針（業務を行うに当たり用いる外国語に関する事項を含む。）

【宿泊施設（IR整備法第2条第1項第5号に掲げる施設をいう。以下同じ。）】

- ⑫ 宿泊施設の種類、機能
⑬ 宿泊施設の規模

<各項目の補足説明>

①について

- ・ IR事業（IR整備法第5条第2項第3号に規定する設置運営事業等をいう。以下同じ。）の工程について、工事の発注、着手及び完了、特定複合観光施設（IR整備法第2条第1項に規定する特定複合観光施設をいう。以下「IR施設」という。）の営業の開始（以下「開業」という。）の予定時期（以下「開業の時期」という。）等のスケジュールを記載する。なお、一部エリアの先行開業が想定される場合は、そのエリアと、IR施設の開業の時期（カジノ施設以外のIR施設の一部を、IR施設の開業に先立って開業する場合には、その開業の時期を含

む。)についても記載する。

- ・その際、少なくとも区域整備計画に記載する工程の最終年度（10年後）までを記載する。
- ・工程の作成に当たって、自治体側の整備スケジュールがある場合には併せて記載する。

②・③について

- ・国際会議場施設の種類については、室ごとに国際会議室、中会議室、レセプションホール等（区画の名称）を記載する。
- ・国際会議場施設の機能については、主として国際会議の用に供する室ごとの機能（主な設備を含む。）及び附帯するその他施設を含めた施設全体の機能を記載する。
- ・国際会議場施設の規模については、主として国際会議の用に供する室ごとの収容人員及び床面積を記載する。収容人員については、シアター形式等の実際の利用シーンにおける収容人員を記載する。また、室ごとの配席計画を解説資料として提出する。
- ・その際には、主として国際会議の用に供する室のうちその収容人員が最大であるものの収容人数及び床面積を明示するとともに、主として国際会議の用に供する全ての室の収容人員及び床面積の合計についても記載する。
- ・また、ホワイエ（中廊下）、倉庫、オフィス等の附帯するその他施設については、当該施設の床面積を記載する。
- ・なお、床面積は、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第2条第1項第3号に規定する床面積（いわゆる壁芯面積）により算出する。申請時に壁芯面積を算出することが難しい場合は、申請段階において計測可能な面積での提出を認める。ただし、開業時には壁芯面積で、提案した数値以上の面積が確実に確保できることを前提とする（以下、壁芯面積については同様の扱いとする。）。

④・⑤について

- ・展示等施設の種類については、室ごとに大ホール、小ホール、控室等（区画の名称）を記載する。
- ・展示等施設の機能については、主として展示会、見本市その他の催しの用に供する室ごとの機能（主な設備を含む。）及び附帯するその他施設を含めた施設全体の機能を記載する。
- ・展示等施設の規模については、主として展示会、見本市その他の催しの用に供する室ごとの床面積を記載する。
- ・その際には、主として展示会、見本市その他の催しの用に供する全ての室の床面積の合計についても記載する。
- ・また、控室、倉庫、オフィス等の附帯するその他施設についても、当該施設の床面積を記載する。
- ・なお、床面積は、建築基準法施行令第2条第1項第3号に規定する床面積（いわゆる壁芯面積）により算出する。

⑥～⑧について

- ・魅力増進施設の種類については、劇場、演芸場、音楽堂、競技場、映画館、博物館、美術館、レストラン、その他の施設のいずれに該当するのかを記載する。
- ・魅力増進施設の機能については、施設ごとに、魅力増進に資する各施設の用途に応じて求めら

れる機能（主な設備を含む。）を記載する。

- ・魅力増進施設の規模については、施設ごとに、収容人員か床面積の少なくともいずれかを記載する。収容人員については、実際の利用シーンにおける収容人員を記載する。なお、床面積は、建築基準法施行令第2条第1項第3号に規定する床面積（いわゆる壁芯面積）により算出する。
- ・設置及び運営の方針については、提供コンテンツの内容・発信を詳細に記載する。

⑨～⑪について

- ・送客施設の種類については、令第4条第2号イからニまでのいずれの業務を行うための施設に該当するのかを記載する。
- ・送客施設の機能については、令第4条第2号イからニまでの業務ごとの業務を行う機能を記載するとともに、同条第1号に掲げる設備について記載する。
- ・送客施設の規模については、来訪者の特性・需要を踏まえつつ、床面積を記載する。床面積については、対面による情報提供及びサービスの手配のための設備並びに待合いの用に供する設備の床面積についてもそれぞれ記載する。なお、床面積は、建築基準法施行令第2条第1項第3号に規定する床面積（いわゆる壁芯面積）により算出する。
- ・設置及び運営の方針については、送客範囲等の考え方について記載の上、ショーケース機能（※1）及びコンシェルジュ機能（※2）として実施する具体的内容について記載する。
- ・また、業務の実施に当たっての多言語対応の方針（使用する言語等）についても記載する。

※1 ショーケース機能

- ・VR等の最先端技術によって、観光の魅力を臨場感がある形で発信するなど、効果的な方法での情報発信を行うこと。
- ・目的地までのルートや交通手段、目的地での観光スポット、ホテル等旅行者に必要な情報をICT技術等も活用し、オンデマンドで分かりやすく発信するなど適切な情報発信を行うこと。

※2 コンシェルジュ機能

旅行者の関心・ニーズに応じて、

- ・オーダーメイドで旅行計画を提案する機能を有すること。
- ・その場で、目的地までのチケット、目的地での観光施設、交通機関、ホテル等の予約、決済等、必要なサービスの手配をワンストップサービスでシームレスに行う機能を有すること。

⑫・⑬について

- ・宿泊施設の種類については、ホテル、旅館等の別について記載する。
- ・宿泊施設の機能については、客室ごとの機能（間取り等の構造や主な設備を含む。）について記載する。また、宿泊施設の施設構成・客室構成やその考え方について記載する。その他、フロント等の客室以外の機能についても記載する。
- ・宿泊施設の規模については、国内外の宿泊施設における客室の実情や来訪者の需要の高度化・多様化を踏まえ、客室ごとの床面積を記載するとともに、全ての客室の合計の床面積についても記載する。その際、客室のうち最小のものの床面積、スイートルームに該当する客室、スイートルームのうち最小のものの床面積について明示する。また、客室の総数に占めるスイートルームの割合についても記載する。なお、床面積は、建築基準法施行令第2条第1項第3号に規定する床面積（いわゆる壁芯面積）により算出する。

<対応する基本方針の区域整備計画の記載事項>

第4の4（1）イ（ア）（イ）

<関係する添付書類>

- ・ 設置運営事業等の工程表（工事の発注、着手及び完了並びに特定複合観光施設の営業の開始の予定時期を明らかにすること。）
- ・ 特定複合観光施設の設計の概要を記載した書類（※）
- ・ 特定複合観光施設を構成する施設の構造を明らかにする平面図、立面図及び断面図

（※）添付書類の設計の概要を記載した書類については、「敷地面積、建築面積、延べ面積、建蔽率、容積率、最高の高さ、階数、構造、主要用途」が記載されたものを指す（以下同じ。）。

【様式：要求基準2】カジノ施設の数・ゲーミング区域の床面積の合計

カジノ施設の数が増え、かつ、ゲーミング区域の床面積の合計が、IR整備法施行令第6条に規定する面積を超えないものとなっていなければならない。

< 具体的記載項目 >

- ① IR施設の床面積の合計
- ② カジノ施設の種類、機能
- ③ カジノ施設の数、規模

< 各項目の補足説明 >

①について

- ・ IR施設を構成する各施設の床面積の合計について記載する。なお、各施設の床面積は、建築基準法施行令第2条第1項第3号に規定する床面積（いわゆる壁芯面積）により算出する。

②について

- ・ 種類については、「カジノ施設」と記載する。
- ・ 機能については、適切な国の監視及び管理の下で運営される健全なカジノ施設とするための主な設備等を記載する。

③について

- ・ カジノ施設の数について記載する。
- ・ 規模については、床面積を記載する。床面積については、カジノ行為区画のうち専らカジノ行為の用に供される部分（ゲーミング区域）の床面積（IR整備法第41条第1項第7号のカジノ管理委員会規則で定める部分の床面積）の合計及び施設全体の床面積については少なくとも記載する。なお、施設全体の床面積は建築基準法施行令第2条第1項第3号に規定する床面積（いわゆる壁芯面積）により算出する。

< 対応する基本方針の区域整備計画の記載事項 >

第4の4（1）イ（ア）（イ）

< 関係する添付書類 >

- ・ 特定複合観光施設の設計の概要を記載した書類
- ・ 特定複合観光施設を構成する施設の構造を明らかにする平面図、立面図及び断面図

【様式：要求基準3】 I R区域の一体的な管理

I R区域が I R施設を設置する一団の土地の区域として I R事業者により一体的に管理されるものでなければならない。

< 具体的記載項目 >

① I R区域が、一団の土地の区域として、I R事業者により一体的に管理されるものであることを証する事項

< 各項目の補足説明 >

①について

- ・基本方針第3の2の記載も踏まえ、特定複合観光施設区域（I R整備法第2条第2項に規定する特定複合観光施設区域をいう。以下「I R区域」という。）が、一のI R施設を設置する一団の土地の区域として、I R事業者（I R整備法第5条第2項第3号の設置運営事業者等をいい、区域整備計画の認定を受けた後には、同法第10条第2項に規定する認定設置運営事業者等をいう。以下同じ。）により一体的に管理されるものであることについての説明を記載する。

< 関係する添付書類 >

- ・縮尺、方位、特定複合観光施設区域、設置運営事業者（施設供用事業が行われる場合には、施設供用事業者）が従前から所有権、借地権その他の使用及び収益を目的とする権利（以下「所有権等」という。）を有する土地及び設置運営事業者が所有権の取得等をしようとする土地の境界線並びに特定複合観光施設を構成する施設として既存の施設を使用することとしている場合には当該施設の位置を表示した土地及び既存の施設の配置図
- ・設置運営事業者が特定複合観光施設区域の土地について所有権等を有するものであることを証する書類その他の設置運営事業者が当該土地に関する所有権の取得等をすることが可能であることを証する書類

【様式：要求基準4】 I R区域の土地の使用の権原・I R施設の設置根拠についての妥当性

I R区域の土地の使用の権原をI R事業者が既に有し、又はその権原をI R事業者が取得する見込みが明らかにされ、及びI R施設を設置するために必要となる資金を調達する見込みが明らかにされるなど、I R施設を確実に設置できる根拠について妥当性が認められるものでなければならない。

＜具体的記載項目＞

- ① I R区域の土地に関する所有権の取得等の方法及び予定時期
- ② 収支計画及び資金計画（I R事業を行うために必要な資金の総額、内訳及び調達方法を含む。）

＜各項目の補足説明＞

・①・②を踏まえ、I R施設を確実に設置できる根拠についての妥当性に係る説明を記載する。

①について

・I R区域の土地に関する所有権の取得等（I R区域の土地に関する所有権の取得又は借地権その他の使用及び収益を目的とする権利の取得若しくは設定をいう。）の方法及び予定時期を記載する。

②について

- ・収支計画の記載に当たっては、添付する3つの書類（「予定貸借対照表」・「予定損益計算書」・「予定キャッシュ・フロー計算書」）についてのポイントを記載する。
- ・資金計画の記載に当たっては、下表の記載項目を参考に記載する。

資金の内訳及び調達方法		種類	金額（千円）	数	調達割合（％）	資金提供者
自己資本	資本金	普通株式		株		
		優先株式		株		
		その他		株		
自己資本合計				株		
他人資本	借入金	優先ローン		/		
		劣後ローン				
		その他				
	社債					
	その他					
他人資本合計						
資金調達総額・割合						
（うち、設置運営事業等の費用総額・割合）						

※この他にも重要と考えられる項目は適宜追加する。

- ・添付書類の「予定貸借対照表」・「予定損益計算書」・「予定キャッシュ・フロー計算書」については、少なくとも区域整備計画に記載する工程の最終年度（10年後）まで、各年度で記載する。
- ・添付書類の「告示第十一条第十二号から第十四号までに掲げる書類〔予定貸借対照表、予定損益計算書、予定キャッシュ・フロー計算書〕の根拠を記載した書類（資金調達の条件を記載した書類を含む。）については、少なくとも区域整備計画に記載する工程の最終年度（10年後）まで、各年度で記載する。また、記載に当たっては、収入等の前提となる指標やその設定条件について記載する（例えば、施設ごとの利用者数のほか、国際会議場施設では、主たるホール等における稼働日数、備品の貸出単価等。宿泊施設では、客室数、客室稼働率、客室平均単価

等。)

- ・添付書類の「資金調達の確実性を裏付ける客観的な資料」については、コミットメントレター等の書類を提出する。
- ・なお、収支計画や資金計画、添付書類の記載に当たっては、他の様式で記載した各種数値（来訪者数の見込みや各種費用等）と整合の取れた記載となるよう留意する。

<関係する添付書類>

- ・設置運営事業者が特定複合観光施設区域の土地について所有権等を有するものであることを証する書類その他の設置運営事業者が当該土地に関する所有権の取得等を行うことが可能であることを証する書類
- ・予定貸借対照表
- ・予定損益計算書
- ・予定キャッシュ・フロー計算書
- ・告示第十一条第十二号から第十四号までに掲げる書類〔上記の予定貸借対照表、予定損益計算書、予定キャッシュ・フロー計算書〕の根拠を記載した書類（資金調達の条件を記載した書類を含む。）
- ・資金調達の確実性を裏付ける客観的な資料

(参考) 予定貸借対照表の記載項目

(単位：百万円)

	20***/3月期 第1期	20***/3月期 第2期	20***/3月期 第3期	20***/3月期 第4期	20***/3月期 第5期	20***/3月期 第6期	20***/3月期 第7期	20***/3月期 第8期	20***/3月期 第9期	20***/3月期 第10期
流動資産										
現金及び預金										
その他										
固定資産										
建物及び構築物										
土地										
建設仮勘定										
その他										
資産合計										
負債										
借入金										
その他										
負債合計										
純資産										
資本金										
資本剰余金										
利益剰余金										
その他										
負債・純資産合計										

※この他にも、重要と考えられる項目は適宜追加する。

(参考) 予定損益計算書の記載項目

(単位：百万円)

	20***/3月期 第1期	20***/3月期 第2期	20***/3月期 第3期	20***/3月期 第4期	20***/3月期 第5期	20***/3月期 第6期	20***/3月期 第7期	20***/3月期 第8期	20***/3月期 第9期	20***/3月期 第10期
営業収益										
営業費用										
運営費 (人件費等)										
減価償却費										
維持管理費										
借地料										
営業利益										
E B I T D A (営業利益 + 減価償却費)										
営業外収益										
営業外費用										
支払利息										
税引前当期純利益										
法人税等										
当期純利益										

※この他にも、重要と考えられる項目は適宜追加する。

(参考) 予定キャッシュ・フロー計算書の記載項目

(単位：百万円)

	20***/3月期 第1期	20***/3月期 第2期	20***/3月期 第3期	20***/3月期 第4期	20***/3月期 第5期	20***/3月期 第6期	20***/3月期 第7期	20***/3月期 第8期	20***/3月期 第9期	20***/3月期 第10期
営業活動によるキャッシュ・フロー										
当期純利益										
減価償却費										
法人税等の支払い										
その他										
投資活動によるキャッシュ・フロー										
設備投資										
土地取得										
その他										
財務活動によるキャッシュ・フロー										
出資金 (増資・減資)										
短期借入金 (調達・返済)										
長期借入金 (調達・返済)										
配当支払い										
その他										
現金及び現金同等物の増減額										
現金及び現金同等物の期首残高										
現金及び現金同等物の期末残高										

※この他にも、重要と考えられる項目は適宜追加する。

(参考) 根拠を記載した書類 (予定貸借対照表) の記載項目

(単位：百万円)

	20**/3月期 第1期	20**/3月期 第2期	20**/3月期 第3期	20**/3月期 第4期	20**/3月期 第5期	20**/3月期 第6期	20**/3月期 第7期	20**/3月期 第8期	20**/3月期 第9期	20**/3月期 第10期
流動資産										
現金及び預金										
その他										
固定資産										
建物及び構築物										
国際会議場施設										
展示等施設										
魅力増進施設										
送客施設										
宿泊施設										
その他観光客の来訪及び滞在の促進に寄与する施設										
カジノ施設										
設置運営事業に附帯する業務										
土地										
建設仮勘定										
その他										
資産合計										
流動負債										
短期借入金										
その他										
固定負債										
長期借入金										
その他										
純資産										
資本金										
資本剰余金										
利益剰余金										
その他										
負債・純資産合計										

※この他にも、重要と考えられる項目は適宜追加する。

(参考) 根拠を記載した書類 (予定損益計算書) の記載項目 その1

(単位：百万円)

	20**/3月期 第1期	20**/3月期 第2期	20**/3月期 第3期	20**/3月期 第4期	20**/3月期 第5期	20**/3月期 第6期	20**/3月期 第7期	20**/3月期 第8期	20**/3月期 第9期	20**/3月期 第10期
営業収益										
国際会議場施設										
会議場利用料収入 (主たるホール等)										
自主催事収入										
●●●										
●●●										
その他収入 (備品貸出・サービス等)										
展示等施設										
展示場利用料収入										
自主催事収入										
●●●										
●●●										
その他収入 (備品貸出・サービス等)										
魅力増進施設										
●●●										
●●●										
送客施設										
●●●										
●●●										
宿泊施設										
客室収入										
飲食収入										
●●●										
●●●										
その他観光旅客の来訪及び滞在の促進に寄与する施設										
●●●										
●●●										
カジノ施設										
カジノ業務収入										
カジノ行為区画内関連業務収入										
●●●										
●●●										
設置運営事業に附帯する業務										
●●●										
●●●										

(参考) 根拠を記載した書類 (予定損益計算書) の記載項目 その2

(単位：百万円)

	20**/3月期 第1期	20**/3月期 第2期	20**/3月期 第3期	20**/3月期 第4期	20**/3月期 第5期	20**/3月期 第6期	20**/3月期 第7期	20**/3月期 第8期	20**/3月期 第9期	20**/3月期 第10期
営業費用										
国際会議場施設										
減価償却費										
維持管理費										
●●●●										
展示等施設										
減価償却費										
維持管理費										
●●●●										
魅力増進施設										
減価償却費										
維持管理費										
●●●●										
送客施設										
減価償却費										
維持管理費										
●●●●										
宿泊施設										
減価償却費										
維持管理費										
●●●●										
その他観光旅客の来訪及び滞在の促進に寄与する施設										
減価償却費										
維持管理費										
●●●●										
カジノ施設										
カジノ業務費										
カジノ行為区内画内関連業務費										
減価償却費										
維持管理費										
●●●●										
設置運営事業に附帯する業務										
●●●●										
その他										
借地料										
人件費										
広告宣伝費										
都道府県等の実施施設への負担金										
防災及び被災のための取組等に要する費用										
依存症対策費										
監視費										
警備費										
犯罪の発生対策費										
善良の風俗及び清浄な風俗環境の保持に要する費用										
青少年の健全育成に要する費用										
その他対策費用										
●●●●										

(参考) 根拠を記載した書類 (予定損益計算書) の記載項目 その3

(単位:百万円)

	20**/3月期 第1期	20**/3月期 第2期	20**/3月期 第3期	20**/3月期 第4期	20**/3月期 第5期	20**/3月期 第6期	20**/3月期 第7期	20**/3月期 第8期	20**/3月期 第9期	20**/3月期 第10期
営業利益										
国際会議場施設										
展示等施設										
魅力増進施設										
送客施設										
宿泊施設										
その他観光旅客の来訪及び滞在の促進に寄与する施設										
カジノ施設										
設置運営事業に附帯する業務										
その他										
営業費用に含まれる減価償却費										
国際会議場施設										
展示等施設										
魅力増進施設										
送客施設										
宿泊施設										
その他観光旅客の来訪及び滞在の促進に寄与する施設										
カジノ施設										
設置運営事業に附帯する業務										
その他										
E B I T D A (営業利益+減価償却費)										
国際会議場施設										
展示等施設										
魅力増進施設										
送客施設										
宿泊施設										
その他観光旅客の来訪及び滞在の促進に寄与する施設										
カジノ施設										
設置運営事業に附帯する業務										
その他										

※営業費用については、固定費と変動費の別が分かるように記載する。
 ※「その他」には、施設及び事業の共通費用や各事業間取引の消去等の調整項目を含む。なお、例示の項目について、施設別に分けて費用を見積もることができるものについては、可能な範囲で、施設別に記載する。
 ※この他にも、重要と考えられる項目は適宜追加する。
 ※入場料納入金、認定都道府県等入場料納入金については、上表とは別に、少くとも開業から区域整備計画に記載する工程の最終年度(10年後)まで、各年度で記載する。

(参考) 根拠を記載した書類 (予定キャッシュ・フロー計算書) の記載項目

(単位:百万円)

	20**/3月期 第1期	20**/3月期 第2期	20**/3月期 第3期	20**/3月期 第4期	20**/3月期 第5期	20**/3月期 第6期	20**/3月期 第7期	20**/3月期 第8期	20**/3月期 第9期	20**/3月期 第10期
営業活動によるキャッシュ・フロー										
当期純利益										
減価償却費										
法人税等の支払い										
その他										
投資活動によるキャッシュ・フロー										
設備投資										
国際会議場施設										
展示等施設										
魅力増進施設										
送客施設										
宿泊施設										
その他観光旅客の来訪及び滞在の促進に寄与する施設										
カジノ施設										
設置運営事業に付帯する業務										
その他										
土地取得										
その他										
財務活動によるキャッシュ・フロー										
出資金(増資・減資)										
短期借入金(調達・返済)										
長期借入金(調達・返済)										
配当支払い										
その他										
現金及び現金同等物の増減額										
現金及び現金同等物の期首残高										
現金及び現金同等物の期末残高										
フリー・キャッシュ・フロー										

※フリー・キャッシュ・フローは営業活動によるキャッシュ・フローから投資活動によるキャッシュ・フローを差し引いたもの。
 ※この他にも、重要と考えられる項目は適宜追加する。

(参考) 資金調達条件の記載項目

調達源泉	調達形態 (資金提供者)	調達条件・返済条件等	金額 (千円)	調達割合 (%)
自己資本 (適宜追加のこと)	例) 資本金、普通株式 (○○株式会社)	調達時期:		
		調達期間:		
		その他:		
	例) 資本金、優先株式 (●●株式会社)	調達時期:		
調達期間:				
その他:				
自己資本合計				
他人資本 (適宜追加のこと)	例) 借入金、優先ローン (△△銀行)	調達時期:		
		調達金利: (固定・変動)		
		: 利ざや		
		返済期限:		
		返済方法:		
	その他:			
	例) 借入金、劣後ローン (◎◎株式会社)	調達時期:		
		調達金利: (固定・変動)		
		: 利ざや		
		返済期限:		
返済方法:				
その他:				
他人資本合計				
資金調達総額・割合				

※この他にも重要と考えられる項目は適宜追加する。

【様式：要求基準5】 公平かつ公正な民間事業者の公募及び選定

都道府県等が定める接触ルールが策定されているなどにより、民間事業者の公募及び選定が公平かつ公正に行われたものでなければならない。

＜具体的記載項目＞

①添付書類の記載事項の概要

＜各項目の補足説明＞

- ・①を踏まえ、民間事業者の公募及び選定が公平かつ公正に行われたものであることについての説明を記載する。

＜対応する基本方針の区域整備計画の記載事項＞

第4の4（2）ア

＜関係する添付書類＞

- ・都道府県等が定める民間事業者との接触のあり方に関するルールその他民間事業者の選定が公平かつ公正に行われたことを明らかにするために参考となるべき事項を記載した書類

【様式：要求基準6】地域における合意形成の手続

区域整備計画の作成及び認定の申請に当たって、協議会における協議又は立地市町村等及び都道府県公安委員会との協議、公聴会の開催その他の住民の意見を反映するために必要な措置、都道府県等の議会の議決及び立地市町村の同意、立地市町村が地方自治法第96条第2項の規定に基づきこの同意を議会の議決事項とした場合には議会における議決など、地域における合意形成の手続が適切に行われたものでなければならない。

< 具体的記載項目 >

① 添付書類の記載事項の概要

< 各項目の補足説明 >

- ・①を踏まえ、地域における合意形成の手続が適切に行われたものであることについての説明を記載する。

< 対応する基本方針の区域整備計画の記載事項 >

第4の4（2）イ

< 関係する添付書類 >

- ・法第九条第五項の協議〔協議会が組織されている場合には、当該協議会における協議、協議会が組織されていない場合には立地市町村等及び公安委員会との協議〕に関する次に掲げる書類
 - ・当該協議をしたことを証する書類
 - ・当該協議の経過及びその結果を記載した書類
- ・法第九条第六項及び第九項の同意〔公安委員会及び立地市町村等の同意及び申請主体が都道府県であるときはIR区域を整備しようとする区域をその区域に含む市町村及び特別区の同意〕に関する次に掲げる書類
 - ・当該同意を得たことを証する書類
 - ・当該同意を得るまでの過程、当該同意に付された条件がある場合には当該条件並びに法第九条第六項第二号に定める者が、当該同意を地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第二項の規定に基づき議会の議決すべきものとした場合には、当該同意に関する議会の議事及び議決を記載した書類
- ・法第九条第七項の公聴会の開催その他の住民の意見を反映させるために必要な措置に関する次に掲げる書類
 - ・当該措置を講じたことを証する書類
 - ・当該措置として講じた措置の内容、経過及びその結果並びに区域整備計画に住民の意見を反映させた場合には当該意見の区域整備計画への反映に関する事項を記載した書類
- ・法第九条第八項の議会の議決に関する次に掲げる書類
 - ・当該議決を得たことを証する書類
 - ・法第九条第八項の申請に関する議会の議事及び議決を記載した書類
- ・法第十二条第一項に規定する協議会が組織されている場合には、次に掲げる事項を記載し

た書類

- ・協議会の構成員
- ・法第十二条第七項の規定に基づき協議会の運営に関し必要な事項を定めた場合には、当該事項
- ・協議会の開催の実績
- ・告示第十一条第二十八号ロ〔協議会が組織されている場合には、当該協議会における協議、協議会が組織されていない場合には立地市町村等及び公安委員会との協議の経過及びその結果を記載した書類〕に掲げるもののほか、協議会における協議の経過及びその結果

【様式：要求基準7】 I R事業者によるコンプライアンスの確保のための体制及び取組

I R事業者によるコンプライアンスの確保のための体制及び取組が適切かつ十分なものでなければならぬ。

＜具体的記載項目＞

①コンプライアンスの確保のために I R 事業者が実施する取組及び当該取組の実施のために必要な体制

＜各項目の補足説明＞

①について

- ・カジノ事業やカジノ施設供用事業の免許に係る規定を含めた I R 整備法その他の法令を遵守することなど、I R 事業者によるコンプライアンスの確保のための体制及び取組が適切かつ十分なものであることについての説明を記載する。
- ・添付書類として、I R 整備法その他の法令の規定を遵守する旨の誓約書を添付する。

＜対応する基本方針の区域整備計画の記載事項＞

第4の4（1）イ（エ）

（参考）添付書類として提出する誓約書の記載イメージ

年 月 日

国土交通大臣 殿

住 所

名 称

代表者の氏名

誓 約 書

区域整備計画の認定を申請するに当たり、以下の事項を遵守すること及び以下の事項に反する事態が生じた場合は速やかに通知することを誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

1. 特定複合観光施設区域整備法その他の法令の規定を遵守し、この区域整備計画を信義に従っ

て誠実に実施すること。

2. その他コンプライアンスの確保のための取組の実施及び当該取組の実施のために必要な体制の構築に万全を期すこと。

<関係する添付書類>

- ・ 設置運営事業者等の定款及び当該設置運営事業者等が登記している場合にあっては、当該登記に係る登記事項証明書

【様式：要求基準 8】 I R事業者の役員及び株主又は出資者についての反社会的勢力の排除

I R事業者の役員及び株主又は出資者について、(i) カジノ事業の免許を受ける上での欠格事由が存在しないことにつきこれらの者による表明・確約書、(ii) 暴力団員等が含まれないことについて都道府県警察に照会し確認したことを示す書面、(iii) 暴力団員等が含まれないことについて調査会社に調査を委託した場合にはその報告書、また、② I R事業者において、反社会的勢力との関係を遮断し、反社会的勢力による被害を防止するため、行動指針を作成するなど適切な措置を講ずる予定であることを明らかにする書類が添付されていなければならない。

< 具体的記載項目 >

- ① I R事業者の名称及び住所並びに代表者の氏名
- ② I R事業者の役員の氏名又は名称及び住所
- ③ I R事業者の役員等から暴力団員その他 I R施設に対する関与が不適当な者を排除するために講ずる措置
- ④ I R事業者の主要株主等基準値以上の数の議決権等の保有者の氏名又は名称及び住所並びに当該主要株主等基準値以上の数の議決権等の保有者が法人等であるときは、その代表者又は管理人の氏名並びに役員の氏名又は名称及び住所
- ⑤ I R事業者の主要株主等基準値以上の数の議決権等の保有者ごとの株式又は持分の種類、数及びその割合並びに出資の金額

< 各項目の補足説明 >

②について

役員とは、I R整備法第 23 条第 2 項に規定する役員をいう（以下同じ。）。

③について

・反社会的勢力との関係を遮断し、反社会的勢力による被害を防止するための措置の適切性についての説明を記載する。

④について

・I R事業者の主要株主等基準値以上の数の議決権等の保有者について、I R事業者が持株会社の子会社であるときは、当該持株会社の主要株主等基準値以上の数の議決権等の保有者を含む（以下同じ。）。

< 対応する基本方針の区域整備計画の記載事項 >

第 4 の 4 (1) イ (エ)、(2) ウ

< 関係する添付書類 >

- ・ 設置運営事業者等の組織図
- ・ 設置運営事業者等の役員の履歴書（役員が法人である場合には、当該役員の沿革を記載した書面）

- ・ 設置運営事業者等の主要株主等基準値以上の数の議決権等の保有者が法人等であるときは、定款、登記事項証明書（これらに準ずるものを含む。）
- ・ 設置運営事業者等の主要株主等基準値以上の数の議決権等の保有者が個人であるときは、住民票の抄本又はこれに代わる書面
- ・ 設置運営事業者等の設立時の議決権等の保有者（設置運営事業者等が持株会社の子会社であるときは、当該持株会社の議決権等の保有者を含む。以下同じ。）に関する次に掲げる事項を記載した書面
 - ・ 当該設置運営事業者等の設立時の議決権等の保有者の氏名又は名称及び住所並びに当該議決権等の保有者が法人等であるときは、その代表者又は管理人の氏名並びに役員の氏名又は名称及び住所
 - ・ 当該設置運営事業者等の設立時の議決権等の保有者ごとの株式又は持分の種類、数及びその割合並びに出資の金額
- ・ 設置運営事業者等の設立時の議決権等の保有者が法人等であるときは、定款、登記事項証明書（これらに準ずるものを含む。）
- ・ 設置運営事業者等の設立時の議決権等の保有者が個人であるときは、住民票の抄本又はこれに代わる書面
- ・ 法第四十一条第二項第二号イ又はロに掲げる者のいずれにも該当しないこと及び法第六十条第二項各号に掲げる者のいずれにも該当しないことを誓約する書面（※）
- ・ 設置運営事業者等の役員が個人である場合における当該個人、設置運営事業者等の主要株主等基準値以上の数の議決権等の保有者が個人である場合における当該個人及び設置運営事業者等の主要株主等基準値以上の数の議決権等の保有者が法人等である場合における当該法人等の役員（当該役員が個人である場合に限る。）に関する次に掲げる書類
 - ・ 法第四十一条第二項第二号イ(8)に掲げる者に該当しないことを確認するため特定複合観光施設区域を整備しようとする区域を管轄する都道府県警察に対し照会をした結果を記載した書面
 - ・ 法第四十一条第二項第二号イ(8)に掲げる者に該当しないことを確認するために必要な調査を民間事業者に委託する場合には、当該調査の結果についての報告書
- ・ 設置運営事業者等の役員その他の関係者から暴力団員その他特定複合観光施設に対する関与が不適当な者を排除するために講ずる措置を記載した書面

(※) 施設供用事業が行われる場合にはカジノ施設供用事業の免許を受ける上での欠格事由（IR整備法第126条第2項第2号及び第4号）が存在しないことにつきこれらの者による表明・確約書についても添付する。

【様式：要求基準9】 審査委員会の委員へ不正な働きかけを行っていないこと

都道府県等又はIR事業者が審査委員会の委員に対して不正な働きかけを行ったと認められるものであってはならない。

< 具体的記載項目 >

① 添付書類の記載事項の概要

< 各項目の補足説明 >

①について

- ・ 添付書類の記載事項の概要について記載する。

(参考) 添付書類の区域整備計画の認定に係る審査委員会の委員に対して不正な働きかけを行っていないことを誓約する書面の記載イメージ

年 月 日

国土交通大臣 殿

都道府県等

住 所

都道府県等の長の氏名

設置運営事業者等

住 所

名 称

代表者の氏名

誓 約 書

区域整備計画の認定を申請するに当たり、区域整備計画の認定に係る審査委員会の委員に対して不正な働きかけを行わないことを誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

<関係する添付書類>

- ・ 都道府県等又は設置運営事業等を行おうとする民間事業者が審査委員会（区域整備計画の認定に係る審査委員会をいう。）の委員に対して不正な働きかけを行っていないことを誓約する書面

【様式：要求基準 10】 I R 区域と国内外の主要都市との交通の利便性

I R 区域は、国内外の主要都市との交通の利便性その他の経済的社会的条件からみて、I R 区域の整備を推進することが適切と認められる地域でなければならない。

< 具体的記載項目 >

- ① I R 区域を整備しようとする区域の所在地
- ② I R 施設の所在地
- ③ I R 区域を整備しようとする区域と国内外の主要都市との交通の利便性に関する事項

< 各項目の補足説明 >

③について

- ・国際アクセス、国内アクセス、域内アクセスの3点から交通の利便性に関する説明を記載する。
- ・国際アクセスについて、近隣の国際空港・国際港湾の路線数、運航頻度、主要都市からの所要時間等のアクセス性について記載する。
- ・国内アクセスについて、国内主要都市からの所要時間、運航／運行頻度等のアクセス性について記載する。
- ・域内アクセスについて、I R 区域周辺のターミナル駅・空港からの所要時間等のアクセス性について記載する。
- ・その際、I R 区域の整備を推進することが適切と認められる地域であるとする根拠について記載する。

< 関係する添付書類 >

- ・方位、道路及び目標となる地物並びに特定複合観光施設区域を整備しようとする区域を示した付近見取図

【様式：要求基準 11】 一体的かつ継続的な I R 事業の実施

カジノ事業の収益が設置運営事業の実施に活用されることにより、設置運営事業が一の設置運営事業者により一体的かつ継続的に行われると認められるものでなければならない。

＜具体的記載項目＞

① I R 事業の概要（一の設置運営事業者による設置運営事業の一体的かつ継続的な実施の確保に関する事項を含む。）

＜各項目の補足説明＞

①について

- ・基本方針第3の3（1）の記載も踏まえ、設置運営事業が一の設置運営事業者により一体的かつ継続的に行われると認められるものであることについての説明を記載する。

＜関係する添付書類＞

- ・設置運営事業者等の定款及び当該設置運営事業者等が登記している場合にあっては、当該登記に係る登記事項証明書

【様式：要求基準 12】設置運営事業者と施設供用事業者との適切な責任分担及び相互の緊密な連携

施設供用事業が行われる場合には、I R 事業が設置運営事業者と施設供用事業者との適切な責任分担及び相互の緊密な連携により行われると認められるものでなければならない。

< 具体的記載項目 >

①施設供用事業者が所有する I R 施設の管理、使用その他の事項に係る設置運営事業者と施設供用事業者との間の責任分担及び相互の連携

< 各項目の補足説明 >

①について

- ・設置運営事業者と施設供用事業者との間の具体的な役割・責任の分担及び相互の連携について記載する。

< 関係する添付書類 >

- ・実施協定の案

【様式：要求基準 13】 I R事業者が会社法に規定する会社で、専ら設置運営事業を行うものであること

I R事業者が会社法に規定する会社であって、専ら設置運営事業（施設供用事業者にあつては、施設供用事業）を行うものでなければならない。

＜具体的記載項目＞

- ① 附帯事業に関する事項
- ② I R事業者が会社法に規定する会社であつて、専ら設置運営事業（施設供用事業者にあつては、施設供用事業）を行うものであることを証する事項

＜各項目の補足説明＞

①について

- ・ 附帯事業とは、I R整備法第2条第3項第2号に規定する事業をいう。

＜関係する添付書類＞

- ・ 設置運営事業者等の定款及び当該設置運営事業者等が登記している場合にあつては、当該登記に係る登記事項証明書

【様式：要求基準 14】設置運営事業者による I R 施設の所有

設置運営事業者が I R 施設を所有するもの（施設供用事業が行われる場合には、施設供用事業者が所有する I R 施設を設置運営事業者が使用するもの）とされていなければならない。

< 具体的記載項目 >

① I R 施設に関する所有権の取得の方法及び予定時期（既存の施設を使用することとしている場合には、当該施設に関する所有権の取得の方法及び予定時期を含む。）

< 各項目の補足説明 >

①について

- ・ I R 施設に関する所有権の取得の方法及び予定時期（施設供用事業が行われる場合には、施設供用事業者による I R 施設に関する所有権の取得の方法及び予定時期）を記載する。
- ・ その際、I R 施設を構成する施設として既存の施設を使用することとしている場合には、当該施設に関する所有権の取得の方法及び予定時期についても記載する。

< 関係する添付書類 >

- ・ 縮尺、方位、特定複合観光施設区域、設置運営事業者（施設供用事業が行われる場合には、施設供用事業者）が従前から所有権、借地権その他の使用及び収益を目的とする権利を有する土地及び設置運営事業者が所有権の取得等をしようとする土地の境界線並びに特定複合観光施設を構成する施設として既存の施設を使用することとしている場合には当該施設の位置を表示した土地及び既存の施設の配置図
- ・ 特定複合観光施設を構成する施設として既存の施設を使用することとしている場合における設置運営事業者が当該施設について所有権を有する者であることを証する書類その他の設置運営事業者が特定複合観光施設を所有することが可能であることを証する書類

【様式：要求基準 15】カジノ施設の設置及び運営に伴う有害な影響の排除を適切に行うための措置等

I R整備法に基づき I R事業者が自ら実施するカジノ施設の設置及び運営に伴う有害な影響の排除を適切に行うための措置並びに国や都道府県等が実施する施策への協力が事業基本計画に記載されているとともに、その記載された措置を I R事業者が適切に実施すると認められるものでなければならない。

＜具体的記載項目＞

- ① I R事業者が自ら実施するカジノ施設の設置及び運営に伴う有害な影響の排除を適切に行うための措置
- ②国や都道府県等が実施する施策への I R事業者による協力事項

＜各項目の補足説明＞

①について

- ・ I R事業者が自ら実施する、犯罪の発生の予防、善良の風俗及び清浄な風俗環境の保持、青少年の健全育成、カジノ施設に入場した者がカジノ施設を利用したことに伴い受ける悪影響の防止並びにこれらの実施のために必要な体制の整備その他のカジノ施設の設置及び運営に伴う有害な影響の排除を適切に行うための措置(当該措置の実施に要する費用の見込みを含む。)を具体的に記載する。
- ・ I R事業者が当該措置を適切に実施すると認められる根拠を記載する。

②について

- ・ カジノ施設の設置及び運営に伴う有害な影響の排除を適切に行うために国や都道府県等が実施する施策への I R事業者による協力に関する事項について記載する。
- ・ I R事業者が当該事項を適切に実施すると認められる根拠を記載する。

＜対応する基本方針の区域整備計画の記載事項＞

第4の4(1)イ(カ)

【様式：要求基準 16】カジノ事業の収益の活用

カジノ事業の収益を活用して実施することが計画されている I R 施設の整備その他 I R 事業の事業内容の向上及び都道府県等が実施する施策への協力等に係る内容が具体的に記載されているとともに、区域整備計画に記載する収支計画及び資金計画と整合的なものとなっていないなければならない。

< 具体的記載項目 >

- ① I R 施設の維持管理及び設備投資の内容並びにこれらに要する費用の額
- ② カジノ事業の収益等を活用した I R 事業の事業内容の向上及び都道府県等が実施する区域整備計画に関する施策への協力
- ③ 収支計画及び資金計画との整合性

< 各項目の補足説明 >

①について

- ・維持管理及び設備投資の内容並びにこれらに要する費用の額については、具体的な内容及び費用を要する時期についても記載する。
- ・その際、I R 施設を構成する各施設の維持管理及び設備投資の内容並びにこれらに要する費用の額についても記載する。

②について

- ・I R 施設の開業後に将来想定している I R 施設の整備を含め、カジノ事業の収益その他 I R 事業の収益を活用した I R 施設の整備その他 I R 事業の事業内容の向上及び都道府県等が実施する区域整備計画に関する施策への協力について、具体的に記載する。

③について

- ・上記①・②の実施に当たっての収支計画及び資金計画との整合性についての説明を記載する。

< 対応する基本方針の区域整備計画の記載事項 >

第4の4 (1) イ (ウ) (オ)

【様式：要求基準 17】 認定都道府県等入場料納入金・認定都道府県等納付金の見込額及び使途

認定都道府県等入場料納入金及び認定都道府県等納付金の使途が明らかにされていなければならぬ。

＜具体的記載項目＞

①認定都道府県等入場料納入金・認定都道府県等納付金の見込額及び使途

＜各項目の補足説明＞

①について

- ・認定都道府県等入場料納入金については、(ア) I R 区域の整備の推進のための施策及び措置、(イ) カジノ施設の設置及び運営に伴う有害な影響の排除を適切に行うために必要な施策及び措置、(ウ) その他の施策及び措置、の分類ごとに見込額及び使途（具体的な内容）について記載する。
- ・認定都道府県等納付金については、(ア) 観光の振興に関する施策、(イ) 地域経済の振興に関する施策、(ウ) その他の I R 整備法第 1 条の目的及び同法第 4 条の地方公共団体の責務を達成するための施策、(エ) 社会福祉（生計の困難な者や心身に障害のある者に対する必要な援助等）の増進に関する施策、(オ) 文化芸術の振興に関する施策、の分類ごとに見込額及び使途（具体的な内容）について記載する。

＜対応する基本方針の区域整備計画の記載事項＞

第 4 の 4 （ 1 ） キ、ク

【様式：要求基準 18】 I R 区域の整備による経済的社会的効果

I R 区域の整備による経済的社会的効果及びその効果を見込む根拠が明らかにされていなければならない。

< 具体的記載項目 >

① 評価基準 17～19 の効果の概略

< 各項目の補足説明 >

① について

- ・ 評価基準 17～19 に記載した効果の概略について、その推計の根拠も含めて記載する。
※ 計算過程の詳細やバックデータについては、解説資料として提出する。

< 対応する基本方針の区域整備計画の記載事項 >

第 4 の 4 (1) カ

【様式：要求基準 19】カジノ施設の設置及び運営に伴う有害な影響の排除を適切に行うための必要な施策及び措置

カジノ施設の設置及び運営に伴う有害な影響の排除を適切に行うために必要な施策及び措置が区域整備計画に記載されているとともに、記載された施策及び措置を都道府県等が都道府県公安委員会及び立地市町村等と連携しつつ適切に実施すると認められるものでなければならない。また、ギャンブル等依存症対策基本法の規定に基づく都道府県ギャンブル等依存症対策推進計画が策定され、これに基づく取組（政令市にあっては、ギャンブル等依存症対策のための計画的な取組）を適切に実施すると認められるものでなければならない。

＜具体的記載項目＞

①カジノ施設の設置及び運営に伴う有害な影響の排除を適切に行うために必要な施策及び措置

＜各項目の補足説明＞

①について

- ・犯罪の発生の予防、善良な風俗及び清浄な風俗環境の保持、青少年の健全育成、カジノ施設に入場した者がカジノ施設を利用したことに伴い受ける悪影響の防止並びにこれらの実施のために必要な体制その他のカジノ施設の設置及び運営に伴う有害な影響の排除を適切に行うために必要な施策及び措置（以下「施策及び措置」という。）（当該施策及び措置の実施に要する費用の見込みを含む。）に関する具体的内容を記載する。
- ・記載された「施策及び措置」を都道府県等が都道府県公安委員会及び立地市町村等と連携しつつ適切に実施することが明らかとなる根拠（資料、データ等）を示す。
- ・記載された「施策及び措置」は、ギャンブル等依存症対策基本法（平成30年法律第74号）の規定に基づいて都道府県が策定する都道府県ギャンブル等依存症対策推進計画に基づく取組（政令市にあっては、ギャンブル等依存症対策のための計画的な取組）であることが明確となるよう記載する。

＜対応する基本方針の区域整備計画の記載事項＞

第4の4（1）オ

【様式：評価基準 1】 I R 区域全体のコンセプト

I R 区域全体のコンセプトが、明確であり、極めて高い国際競争力を有する優れたものであるとともに、他国の成功事例の模倣ではなく、独自性を有するものであることが求められる。

< 具体的記載項目 >

- ① I R 施設の名称、所在地及びその概要
- ② 区域整備計画の意義及び目標
- ③ I R 区域全体のコンセプトと策定根拠
- ④ I R 事業の概要（開業の時期等の工程の概要を含む。）

< 各項目の補足説明 >

②について

- ・基本方針第 1 の 1 に掲げる意義を踏まえ、立地する地域において日本型 I R を整備する意義を記載する。
- ・基本方針第 1 の 2 に掲げる目標を踏まえ、立地する地域において日本型 I R を整備することにより達成することを目指す目標（定量的な目標値を含む。）を記載する。

③について

- ・上記②で記載した区域整備計画の意義及び目標を踏まえた上で、I R 区域全体のコンセプトとその策定根拠を記載する。
- ・その際には、比較対象となる諸外国の I R の事例や近年の都市・街区開発の潮流等を踏まえた事業環境に関する分析、立地する地域の課題解決や観光面等の国際競争力の強化への寄与等について触れる。
- ・また、日本型 I R の意義を踏まえ、豊富で多様な観光資源を生かした日本の魅力を発信する機能についても触れる。

④について

- ・I R 施設の開業の時期等の工程の概要を含めて記載する。
なお、I R 事業の工程の詳細については、別途、評価基準 20 にて、告示第 4 条第 4 号の「設置運営事業等の工程」に対応するものとして記載する。
- ・その際には、上記③で記載したコンセプトを反映した要素（ハード面、ソフト面）についても言及する。
- ・なお、告示第 4 条第 1 号ロ括弧書きの「一の設置運営事業者による設置運営事業の一体的かつ継続的な実施の確保に関する事項」については、別途、要求基準 11 にて記載する。

< 対応する基本方針の区域整備計画の記載事項 >

第 4 の 4 （ 1 ） ア、イ（イ）

【様式：評価基準2】 I R区域内の建築物のデザイン

I R区域内の建築物のデザインが、I R区域全体のコンセプトを具現化しており、I R区域が立地する地域の新たな象徴となり得るような先進性や他には見られない魅力を有するとともに、周囲の景観や環境と調和したものであることが求められる。

< 具体的記載項目 >

- ① I R区域内の建築物の外観、内装
- ② I R区域内の建築物の配置

< 各項目の補足説明 >

①・②について

- ・評価基準1において記載したI R区域全体のコンセプトの建築物の外観及び内装への反映、象徴性や先進性の高さについて記載する。
- ・立地する地域が有する文化や歴史的背景に対する申請者の認識や理解について記載する。
- ・I R区域とその周囲との景観や環境との、親和的な調和、対比的な調和等について、模式図等を用いて具体的に記載する。

< 関係する添付書類 >

- ・ 特定複合観光施設の外観を示す図
- ・ 特定複合観光施設を構成する施設の外観及び内部主要部分を示す図
- ・ 縮尺、方位、特定複合観光施設区域及び特定複合観光施設を構成する施設の配置を表示した配置図
- ・ 縮尺、方位、特定複合観光施設区域、設置運営事業者（施設供用事業が行われる場合には、施設供用事業者）が従前から所有権、借地権その他の使用及び収益を目的とする権利を有する土地及び設置運営事業者が所有権の取得等をしようとする土地の境界線並びに特定複合観光施設を構成する施設として既存の施設を使用することとしている場合には当該施設の位置を表示した土地及び既存の施設の配置図
- ・ 特定複合観光施設を構成する施設の構造を明らかにする平面図、立面図及び断面図
- ・ 特定複合観光施設の設計の概要を記載した書類

【様式：評価基準3】 I R施設の規模

日本を代表する観光施設にふさわしい、これまでにないスケールを持つ施設であることが求められる。

< 具体的記載項目 >

- ① I R区域の面積
- ② I R施設の床面積の合計及び内訳
- ③ その他スケールに関する事項

< 各項目の補足説明 >

①について

- ・ I R区域を整備しようとする区域全体の敷地面積について記載する。

②について

- ・ I R施設を構成する各施設の床面積の合計について記載する。また、施設ごとの内訳についても記載する。
- ・ ただし、屋外遊園地等、床面積でそのスケールを評価することが困難な施設については、別途、敷地面積等適切な指標を用いた規模を記載する。
- ・ なお、床面積は、建築基準法施行令第2条第1項第3号に規定する床面積（いわゆる壁芯面積）により算出する。

③について

- ・ I R施設を構成する各施設の収容人員の合計について記載する。また、施設ごとの内訳についても記載する。
- ・ 収容人員については、実際の利用シーンにおいて想定される収容人員を記載するとともに、消防法施行規則（昭和36年自治省令第6号）第1条の3の規定に基づく収容人員についても記載する。

< 対応する基本方針の区域整備計画の記載事項 >

第4の4（1）イ（ア）（イ）

【様式：評価基準4】ユニバーサルデザイン、環境負荷低減、多文化共生、フェアトレード

障害者、高齢者、妊婦、乳幼児連れの人といった、配慮を必要とする来訪者それぞれの多様なニーズに対応できるユニバーサルデザインの観点や、環境負荷低減、多文化共生、フェアトレードの観点から、世界の最先端であり、模範となることが求められる。

＜具体的記載項目＞

- ①ユニバーサルデザイン、多文化共生
- ②環境負荷低減
- ③フェアトレード

＜各項目の補足説明＞

- ・記載に当たってはSDGsの達成への寄与の観点（例えば、環境負荷低減等）についても言及する。

①について

- ・多様な属性の来訪者のニーズを踏まえ、配慮を必要とする者にも対応した施設の整備・サービスについて記載する。
- ・その際、言語対応、性、宗教、障害についての配慮（経営層、従業員等の女性登用率、障害者の雇用率等も含む。）についても記載する。

②について

- ・施設整備（建設）時及び運営時における環境負荷低減に係る取組について記載する。
- ・その際に、取得予定の認証等があれば、併せて記載する。

③について

- ・各種原材料の調達について、フェアトレードの取組を記載する。

【様式：評価基準5】国際会議場施設及び展示等施設の規模

開催が想定される最大規模のMICEに対応できるなど、日本のMICEビジネスの国際競争力を飛躍的に向上させ、アジア・太平洋地域におけるMICEビジネスのリーダーとしての地位をより盤石にするために十分なスケールを有することが求められる。

<具体的記載項目>

- ①国際会議場施設の規模の考え方
- ②国際会議場施設の収容人員及び床面積
- ③展示等施設の規模の考え方
- ④展示等施設の収容人数及び床面積

<各項目の補足説明>

①について

- ・既存国内施設やアジア・太平洋地域にある競合施設の状況など競合環境の現状認識を記載の上、設置する国際会議場施設の規模が、高い競争力を有する十分なものと言える根拠を記載する。

②について

- ・主として国際会議の用に供する室ごとの収容人員及び床面積を記載する。収容人員については、シアター形式等の実際の利用シーンにおける収容人員を記載するとともに、消防法施行規則第1条の3の規定に基づく収容人員についても記載する。また、室ごとの配席計画を解説資料として提出する。
- ・その際には、主として国際会議の用に供する室のうちその収容人員が最大であるものの収容人数及び床面積を明示するとともに、主として国際会議の用に供する全ての室の収容人員及び床面積の合計についても記載する。
- ・また、ホワイエ（中廊下）、倉庫、オフィス等の附帯するその他施設については、当該施設の床面積を記載する。
- ・なお、床面積は、建築基準法施行令第2条第1項第3号に規定する床面積（いわゆる壁芯面積）により算出する。

③について

- ・既存国内施設やアジア・太平洋地域にある競合施設の状況など競合環境の現状認識を記載の上、設置する展示等施設の規模が、高い競争力を有する十分なものと言える根拠を記載する。

④について

- ・主として展示会、見本市その他の催しの用に供する室ごとの収容人員及び床面積を記載する。収容人員については、実際の利用シーンにおける収容人員を記載するとともに、消防法施行規則第1条の3の規定に基づく収容人員についても記載する。
- ・その際には、主として展示会、見本市その他の催しの用に供する全ての室の収容人数及び床面積の合計についても記載する。

- ・また、控室、倉庫、オフィス等の附帯するその他施設については、当該施設の床面積を記載する。
- ・なお、床面積は、建築基準法施行令第2条第1項第3号に規定する床面積(いわゆる壁芯面積)により算出する。

<対応する基本方針の区域整備計画の記載事項>

第4の4(1)イ(ア)(イ)

【様式：評価基準6】国際会議場施設及び展示等施設の種類、機能、外観及び内装の特徴、設置及び運営の方針

国際連合の会議、各国との首脳級会合、閣僚級会合などの重要な国際会議や、グローバル企業をはじめとする様々な企業の会議、企業が行う報奨及び研修旅行に付随する催事などの高度な需要に十分に対応できるよう、必要な機能を有し、施設の使い勝手が良く、上質で洗練された内装であり、水準の高い飲食サービスが提供できるなど、国際競争力の高い、優れたクオリティを持つことが求められる。

＜具体的記載項目＞

- ①国際会議場施設の種類、機能、外観及び内装の特徴、設置及び運営の方針
- ②展示等施設の種類、機能、外観及び内装の特徴、設置及び運営の方針

＜各項目の補足説明＞

①・②について

- ・国際会議場施設の種類のについては、室ごとに国際会議室、中会議室、レセプションホール等（区画の名称）を記載する。
- ・展示等施設の種類のについては、室ごとに大ホール、小ホール、控室等（区画の名称）を記載する。
- ・室ごとの機能（主な設備を含む。）及び附帯するその他施設を含めた施設全体の機能、外観及び内装の特徴、設置及び運営の方針について、「高度な需要への対応に必要な機能」、「使い勝手」、「内装」、「飲食サービス」等の観点で記載する。その際、設置及び運営の方針については、天井高、耐荷重、分割形式、動線（来訪者動線、搬出入動線、サービス動線等）、情報通信技術の活用（設備等）等を含めて記載する。
- ・また、外観及び内装の特徴については、I R 区域全体のコンセプトの反映状況も含めて記載する。
- ・以上の提案内容が、評価基準7に記載されたM I C Eのターゲットと整合の取れた記載とすることを示す。

＜対応する基本方針の区域整備計画の記載事項＞

第4の4（1）イ（ア）（イ）

＜関係する添付書類＞

- ・特定複合観光施設〔国際会議場施設及び展示等施設〕の設計の概要を記載した書類
- ・特定複合観光施設を構成する施設〔国際会議場施設及び展示等施設〕の構造を明らかにする平面図、立面図及び断面図
- ・特定複合観光施設を構成する施設〔国際会議場施設及び展示等施設〕の外観及び内部主要部分を示す図

【様式：評価基準7】国際会議場施設及び展示等施設の設置及び運営の方針、業務の実施体制及び実施方法

誘致しようとするMICEのターゲットが明確であり、近隣に既存のMICE施設がある場合には適切な役割分担や連携を通じて国際競争力の強化が図られるとともに、誘致、企画及び運営に必要な体制及びノウハウを備えていることが求められる。

< 具体的記載項目 >

- ①国際会議場施設及び展示等施設の設置及び運営の方針
- ②国際会議場施設及び展示等施設の業務の実施体制及び実施方法

< 各項目の補足説明 >

①について

- ・M・I・C・E別のターゲットについては、その種別や規模を明確に記載する。
- ・その際には、既存の国内MICE施設では対応できず、誘致が難しいものへの取組についても記載する。

②について

- ・M・I・C・E別の誘致・開催の取組方針及び誘致体制について記載する。
- ・参画企業とその実績（委託する場合は予定する委託先・委託内容を含む。）を記載する。
- ・なお、委託を行わない場合はその旨を記載する。
- ・施設供用事業が行われる場合には、設置運営事業者と施設供用事業者との間の具体的な役割・責任分担及び相互の連携について記載する。
- ・また、近隣にMICE施設がある場合には、当該施設との役割分担及び連携についても記載する。
- ・誘致活動（主催者への開催支援を含む。）にかかる資金とその調達方法について記載する。
- ・従業員の確保・育成について記載する。その際、高度な専門性を有する従業員の確保を予定している場合はその旨も記載する。

< 対応する基本方針の区域整備計画の記載事項 >

第4の4（1）イ（イ）

< 関係する添付書類 >

- ・設置運営事業者がその行う業務〔国際会議場施設及び展示等施設の関連業務〕を他の者に委託する場合には、次に掲げる書類
 - ・委託契約書の写し又はこれに準ずるもの
 - ・委託先が法人であるときは、その定款及び登記事項証明書

【様式：評価基準8】魅力増進施設の種類、機能、規模、外観及び内装の特徴、設置及び運営の方針、業務の実施体制及び実施方法

世界中の観光客を引き付けることのできる、国際的に最高水準のエンターテインメント性を有する公演、展示、イベント等を提供するとともに、これを通じて、日本の伝統、文化、芸術、先端技術、四季折々の自然などの様々な魅力を、幅広く又はより深く、これまでになくクオリティで発信することが求められる。また、計画された事業を実施するために必要な体制及びノウハウを備えていることが求められる。

<具体的記載項目>

- ①魅力増進施設の種類、機能、規模、外観及び内装の特徴、設置及び運営の方針
- ②魅力増進施設の業務の実施体制及び実施方法

<各項目の補足説明>

①について

- ・種類については、劇場、演芸場、音楽堂、競技場、映画館、博物館、美術館、レストラン、その他の施設のいずれに該当するのかを記載する。
- ・機能については、施設ごとに、魅力増進に資する各施設の用途に応じて求められる機能（主な設備を含む。）を記載する。
- ・規模については、施設ごとに、収容人員か床面積の少なくともいずれかを記載する。収容人員については、実際の利用シーンにおける収容人員を記載するとともに、消防法施行規則第1条の3の規定に基づく収容人員についても記載する。
- ・なお、床面積は、建築基準法施行令第2条第1項第3号に規定する床面積（いわゆる壁芯面積）により算出する。
- ・また、外観及び内装の特徴については、I R区域全体のコンセプトの反映状況も含めて記載する。
- ・設置及び運営の方針については、動線（来訪者動線、搬出入動線、サービス動線等）、提供コンテンツの内容・発信について詳細に記載する。提供コンテンツについては、コンテンツの内容・ターゲットとする客層（国・地域別等）・発信方法の詳細、訴求力の高さに関する客観的説明、リピートを促す誘客効果の維持向上のための取組、我が国の魅力の幅広い又はより深い発信についても記載する。

②について

- ・施設の運営体制、参画企業とその実績（委託する場合は予定する委託先・委託内容を含む。）について記載する。
- ・なお、委託を行わない場合はその旨を記載する。
- ・施設供用事業が行われる場合には、設置運営事業者と施設供用事業者との間の具体的な役割・責任分担及び相互の連携について記載する。
- ・従業員の確保・育成について記載する。その際、高度な専門性を有する従業員の確保を予定している場合はその旨も記載する。
- ・また、提供コンテンツの調達方法、関係者との役割分担及びそれらの主体の実績についても記

載する。

<対応する基本方針の区域整備計画の記載事項>

第4の4（1）イ（ア）（イ）

<関係する添付書類>

- ・ 特定複合観光施設〔魅力増進施設〕の設計の概要を記載した書類
- ・ 特定複合観光施設を構成する施設〔魅力増進施設〕の外観及び内部主要部分を示す図
- ・ 特定複合観光施設を構成する施設〔魅力増進施設〕の構造を明らかにする平面図、立面図及び断面図
- ・ 設置運営事業者がその行う業務〔魅力増進施設関連業務〕を他の者に委託する場合にあっては、次に掲げる書類
 - ・ 委託契約書の写し又はこれに準ずるもの
 - ・ 委託先が法人であるときは、その定款及び登記事項証明書

【様式：評価基準9】送客施設の種類、機能、規模、外観及び内装の特徴、設置及び運営の方針、業務の実施体制及び実施方法

I Rへの来訪者を各地の魅力ある観光地に送り出すために、各地の観光の魅力を伝えるショーケースとしての機能や、旅行者に必要なサービスの手配を一元的に行うコンシェルジュとしての機能を、十分に果たすものであることが求められる。また、各地の観光地へのM I C E施設利用者をはじめとするI R来訪者の送り出しや、送客先の観光地づくりとの連携など、計画された事業を実施するために必要な体制及びノウハウを備えていることが求められる。

＜具体的記載項目＞

- ①送客施設の種類、機能、規模、外観及び内装の特徴、設置及び運営の方針
- ②送客施設の業務の実施体制及び実施方法

＜各項目の補足説明＞

①について

- ・種類については、令第4条第2号イからニまでのいずれの業務を行うための施設に該当するのかを記載する。
- ・送客施設の機能については、令第4条第2号イからニまでの業務ごとの業務を行う機能を記載するとともに、同条第1号に掲げる設備について記載する。
- ・規模については、来訪者の特性・需要を踏まえつつ、収容人員及び床面積を記載する。収容人員については、実際の利用シーンにおける収容人員を記載するとともに、消防法施行規則第1条の3の規定に基づく収容人員についても記載する。床面積については、対面による情報提供及びサービスの手配のための設備並びに待合いの用に供する設備の床面積についてもそれぞれ記載する。
- ・なお、床面積は、建築基準法施行令第2条第1項第3号に規定する床面積（いわゆる壁芯面積）により算出する。
- ・また、外観及び内装の特徴については、I R区域全体のコンセプトの反映状況も含めて記載する。
- ・設置及び運営の方針については、送客範囲等の考え方について記載の上、ショーケース機能及びコンシェルジュ機能として実施する具体的内容について記載する。その際、送客先の観光地や、国内外の事業者との連携の方針についても記載する。
- ・また、業務の実施に当たっての多言語対応の方針（使用する言語等）についても記載する。

②について

- ・業務内容別の運営体制、参画企業とその実績（委託する場合は予定する委託先・委託内容を含む。）について記載する。
- ・なお、委託を行わない場合はその旨を記載する。
- ・施設供用事業が行われる場合には、設置運営事業者と施設供用事業者との間の具体的な役割・責任分担及び相互の連携について記載する。
- ・従業員の確保・育成について記載する。その際、高度な専門性を有する従業員の確保を予定している場合はその旨も記載する。

<対応する基本方針の区域整備計画の記載事項>

第4の4（1）イ（ア）（イ）

<関係する添付書類>

- ・ 特定複合観光施設〔送客施設〕の設計の概要を記載した書類
- ・ 特定複合観光施設を構成する施設〔送客施設〕の外観及び内部主要部分を示す図
- ・ 特定複合観光施設を構成する施設〔送客施設〕の構造を明らかにする平面図、立面図及び断面図
- ・ 設置運営事業者がその行う業務〔送客施設関連業務〕を他の者に委託する場合にあっては、次に掲げる書類
 - ・ 委託契約書の写し又はこれに準ずるもの
 - ・ 委託先が法人であるときは、その定款及び登記事項証明書

【様式：評価基準 10】宿泊施設の種類、機能、規模、外観及び内装の特徴、設置及び運営の方針

諸外国の I R における宿泊施設と比較して、客室の広さ、構成、設備が国際競争力を有するとともに、I R 区域への来訪者の宿泊需要に適切に対応できる規模を持つことが求められる。

< 具体的記載項目 >

- ① 宿泊施設の種類、外観及び内装の特徴、設置及び運営の方針
- ② 宿泊施設の機能
- ③ 宿泊施設の規模

< 各項目の補足説明 >

① について

- ・種類については、ホテル、旅館等の別について記載する。
- ・設置及び運営の方針については、動線（来訪者動線、搬出入動線、サービス動線等）やレンタル比（施設全体の床面積に占める客室面積等の割合）等の施設のスペック、ターゲットとする客層（国・地域別等）についても記載する。
- ・また、外観及び内装の特徴については、I R 区域全体のコンセプトの施設の反映状況も含めて記載する。

② について

- ・機能については、客室ごとの機能（間取り等の構造や主な設備を含む。）について記載する。また、宿泊施設の施設構成・客室構成やその考え方について記載する。その他、フロント等の客室以外の機能についても記載する。
- ・その際、来訪者の多様なニーズへの対応や、周辺エリアの既存宿泊施設の立地状況等を踏まえた考え方についても記載する。
- ・また、設置するホテルのブランド等の国際競争力を示す客観的な根拠があれば記載する。

③ について

- ・規模については、国内外の宿泊施設における客室の実情や来訪者の需要の高度化・多様化を踏まえ、客室ごとの床面積を記載するとともに、全ての客室の合計の床面積についても記載する。その際、客室のうち最小のもの床面積、スイートルームに該当する客室、スイートルームのうち最小のもの床面積について明示する。また、客室の総数に占めるスイートルームの割合についても記載する。
- ・なお、床面積は、建築基準法施行令第 2 条第 1 項第 3 号に規定する床面積（いわゆる壁芯面積）により算出する。
- ・また、客室ごとの収容人員についても記載する。収容人員については、実際の利用シーンにおける収容人員を記載するとともに、消防法施行規則第 1 条の 3 の規定に基づく収容人員についても記載する。

< 対応する基本方針の区域整備計画の記載事項 >

第4の4 (1) イ (ア) (イ)

<関係する添付書類>

- ・ 特定複合観光施設〔宿泊施設〕の設計の概要を記載した書類
- ・ 特定複合観光施設を構成する施設〔宿泊施設〕の外観及び内部主要部分を示す図
- ・ 特定複合観光施設を構成する施設〔宿泊施設〕の構造を明らかにする平面図、立面図及び断面図

【様式：評価基準 11】 宿泊施設の設置及び運営の方針

レストランなどの飲食サービスやその他付帯サービスのラインナップやクオリティが、国際競争力の高い、優れたものであることが求められる。

< 具体的記載項目 >

- ① 宿泊施設の飲食サービス
- ② 宿泊施設のその他付帯サービス

< 各項目の補足説明 >

①について

- ・設置予定のレストラン等の概要（想定する規模、ターゲット、予算水準、ジャンル）について記載する。
- ・その際、レストラン等の国際競争力の高さや、M I C E 参加者の利用者ニーズへの対応の考え方についても記載する。
- ・また、ルームサービス等のレストラン以外での飲食サービスの提供方針についても記載する。

②について

- ・その他付帯サービスについて、サービスの一覧及び運営方針を記載する。
- ・その際、それらのサービスについて、サービスの質の高さに関する客観的根拠についても記載する。

< 対応する基本方針の区域整備計画の記載事項 >

第4の4（1）イ（イ）

【様式：評価基準 12】 宿泊施設の業務の実施体制及び実施方法

来訪者の満足につながる質の高いサービスが提供されるとともに、計画された事業を実施するために必要な体制及びノウハウを備えていることが求められる。

< 具体的記載項目 >

① 宿泊施設の業務の実施体制及び実施方法

< 各項目の補足説明 >

①について

- ・ 設置ホテル別・提供サービス別の運営体制、参画企業とその実績（委託する場合は予定する委託先・委託内容を含む。）を記載する。
- ・ なお、委託を行わない場合はその旨を記載する。
- ・ 施設供用事業が行われる場合には、設置運営事業者と施設供用事業者との間の具体的な役割・責任分担及び相互の連携について記載する。
- ・ 従業員の確保・育成について記載する。その際、高度な専門性を有する従業員の確保を予定している場合はその旨も記載する。

< 関係する添付書類 >

- ・ 設置運営事業者がその行う業務〔宿泊施設関連業務〕を他の者に委託する場合にあっては、次に掲げる書類
 - ・ 委託契約書の写し又はこれに準ずるもの
 - ・ 委託先が法人であるときは、その定款及び登記事項証明書

【様式：評価基準 13】その他観光旅客の来訪及び滞在の促進に寄与する施設の施設ごとの種類、機能、規模、外観及び内装の特徴、設置及び運営の方針、業務の実施体制及び実施方法

コンテンツやサービスが、国際競争力と高いクオリティを有し、外国人旅行客をはじめとした幅広い人々が楽しむことのできる観光資源であることが求められる。また、施設の運営やコンテンツの調達・開発など、計画された事業を実施するために必要な体制及びノウハウを備えていることが求められる。

＜具体的記載項目＞

- ①その他観光旅客の来訪及び滞在の促進に寄与する施設の種類、機能、規模、外観及び内装の特徴、設置及び運営の方針
- ②その他観光旅客の来訪及び滞在の促進に寄与する施設の業務の実施体制及び実施方法

＜各項目の補足説明＞

①について

- ・施設ごとに、その種類（主たる用途が魅力増進施設に当てはまらない劇場、競技場、美術館等のほか、遊園地、テーマパーク、水族館、動物園、ショッピングモール等の集客施設）、機能（主な設備を含む。）、規模、外観及び内装の特徴、設置及び運営の方針について記載する。
- ・規模については、収容人員か床面積の少なくともいずれかを記載する。
- ・収容人員については、実際の利用シーンにおける収容人員を記載するとともに、消防法施行規則第1条の3の規定に基づく収容人員についても記載する。床面積は、建築基準法施行令第2条第1項第3号に規定する床面積（いわゆる壁芯面積）により算出する。ただし、屋外遊園地等、床面積でそのスケールを評価することが困難な施設については、別途、敷地面積等適切な指標を用いた規模を記載する。
- ・また、外観及び内装の特徴については、I R 区域全体のコンセプトの反映状況も含めて記載する。
- ・設置及び運営の方針については、各施設のターゲットとする客層（国・地域別等）等に関する基本的な考え方について記載する。その際、動線（来訪者動線、搬出入動線、サービス動線等）等について考慮する必要がある施設の場合は、併せて記載する。

②について

- ・施設の運営体制、参画企業とその実績（委託する場合は予定する委託先・委託内容を含む。）を記載する。
- ・なお、委託を行わない場合はその旨を記載する。
- ・施設供用事業が行われる場合には、設置運営事業者と施設供用事業者との間の具体的な役割・責任分担及び相互の連携について記載する。
- ・従業員の確保・育成について記載する。その際、高度な専門性を有する従業員の確保を予定している場合はその旨も記載する。

＜対応する基本方針の区域整備計画の記載事項＞

第4の4 (1) イ (ア) (イ)

<関係する添付書類>

- ・ 特定複合観光施設〔その他観光旅客の来訪及び滞在の促進に寄与する施設〕の設計の概要を記載した書類
- ・ 特定複合観光施設を構成する施設〔その他観光旅客の来訪及び滞在の促進に寄与する施設〕の外観及び内部主要部分を示す図
- ・ 特定複合観光施設を構成する施設〔その他観光旅客の来訪及び滞在の促進に寄与する施設〕の構造を明らかにする平面図、立面図及び断面図
- ・ 設置運営事業者がその行う業務〔その他観光旅客の来訪及び滞在の促進に寄与する施設の関連業務〕を他の者に委託する場合には、次に掲げる書類
 - ・ 委託契約書の写し又はこれに準ずるもの
 - ・ 委託先が法人であるときは、その定款及び登記事項証明書

【様式：評価基準 14】カジノ施設の種類、機能、数、規模、配置、外観及び内装の特徴、設置及び運営の方針

I R 区域全体のコンセプトと調和し、他の施設とバランスの取れた規模、デザイン及び配置となっていることが求められる。

＜具体的記載項目＞

- ①カジノ施設の種類、機能、配置、外観及び内装の特徴、設置及び運営の方針
- ②カジノ施設の数、規模

＜各項目の補足説明＞

①について

- ・種類については、「カジノ施設」と記載する。
- ・機能については、適切な国の監視及び管理の下で運営される健全なカジノ施設とするための主な設備等を記載する。
- ・カジノ施設の配置について記載する。
- ・設置及び運営の方針（カジノ施設周辺の動線、カジノ施設を利用しない I R 利用者への配慮等）について記載する。
- ・また、外観及び内装の特徴については、I R 区域全体のコンセプトの反映状況も含めて記載する。

②について

- ・カジノ施設の数について記載する。
- ・規模については、収容人員及び床面積についても記載する。収容人員については、実際の利用シーンにおける収容人員を記載するとともに、消防法施行規則第 1 条の 3 の規定に基づく収容人員についても記載する。床面積については、カジノ行為区画のうち専らカジノ行為の用に供される部分の床面積（I R 整備法第 41 条第 1 項第 7 号のカジノ管理委員会規則で定める部分の床面積）の合計及び施設全体の床面積については少なくとも記載する。なお、施設全体の床面積は建築基準法施行令第 2 条第 1 項第 3 号に規定する床面積（いわゆる壁芯面積）により算出する。

＜対応する基本方針の区域整備計画の記載事項＞

第 4 の 4 （ 1 ） イ （ ア ） （ イ ）

＜関係する添付書類＞

- ・特定複合観光施設 [カジノ施設] の設計の概要を記載した書類
- ・特定複合観光施設を構成する施設 [カジノ施設] の外観及び内部主要部分を示す図
- ・特定複合観光施設を構成する施設 [カジノ施設] の構造を明らかにする平面図、立面図及び断面図
- ・縮尺、方位、特定複合観光施設区域及び特定複合観光施設を構成する施設の配置を表示した配置図

【様式：評価基準 15】 I R 区域の交通利便性

I R 区域は、国際空港、国際港湾、鉄道ターミナル駅等から現地までの公共交通機関の所要時間、運行頻度、輸送力等から見て、国内外の主要都市との交通の利便性に優れた地域であることが求められる。

< 具体的記載項目 >

- ① 国際アクセス
- ② 国内アクセス
- ③ 域内アクセス

< 各項目の補足説明 >

- ・記載に当たっては、交通サービスの質（例えば、域内アクセス等）についても言及する。

① について

- ・国際アクセスについて、近隣の国際空港・国際港湾の路線数、運航頻度、主要都市からの所要時間等のアクセス性について記載する。

② について

- ・国内アクセスについて、国内主要都市からの所要時間、運航／運行頻度等のアクセス性について記載する。

③ について

- ・域内アクセスについて、I R 区域周辺のターミナル駅・空港からの所要時間等のアクセス性について記載する。
- ・その際、交通アクセスの現状、混雑が想定される場合の改善方策とその効果の予測、実施のための交通事業者等との連携や協議の状況についても記載する。

【様式：評価基準 16】 I R 区域の整備の推進、滞在型観光の実現に関する施策・措置

都道府県等が都道府県公安委員会及び立地市町村等と連携しつつ実施する交通アクセスの改善、インフラ整備、M I C E 誘致、観光振興などの施策が、優れた I R 区域を整備するために効果的であるとともに、それらが円滑に実施されることが求められる。

< 具体的記載項目 >

- ① I R 区域の周辺地域の開発及び整備、交通環境の改善その他の I R 区域の整備に伴い必要となる関連する施策、当該施策の実施のために必要な体制の整備その他の I R 区域の整備の推進に関する施策及び措置（当該施策及び措置の実施に要する費用の見込みに関する事項を含む。）
- ② M I C E 誘致、観光振興、これらの実施のために必要な体制の整備その他の国際競争力の高い魅力ある滞在型観光を実現するための施策及び措置（当該施策及び措置の実施に要する費用の見込みに関する事項を含む。）

< 各項目の補足説明 >

①について

- ・交通アクセス改善、インフラ整備等の区域整備に関連する施策（その必要性や解決すべき課題を含む。）、その費用の見込み、I R 事業者の負担内容・金額、想定スケジュール、関係者（都道府県等・I R 事業者・都道府県公安委員会・立地市町村・交通事業者等）との役割分担・協力体制について記載する。

②について

- ・M I C E 誘致、観光振興、その費用の見込み、I R 事業者の負担内容・金額、想定スケジュール、関係者（都道府県等・I R 事業者・都道府県公安委員会・立地市町村・M I C E 関連事業者等）との役割分担・協力体制について記載する。

< 対応する基本方針の区域整備計画の記載事項 >

第4の4（1）ウ（ア）（イ）（ウ）（エ）、エ

< 関係する添付書類 >

- ・方位、道路及び目標となる地物並びに特定複合観光施設区域を整備しようとする区域を示した付近見取図
- ・実施協定の案

【様式：評価基準 17】観光への効果

大規模な国際会議をはじめとするMICEの開催件数や、国内外からIR区域への来訪者数、送客施設の機能による他地域への観光客数の増加件数・人数や伸び率が大きく見込まれることが求められる。また、このような観光への効果は、説得力のある手法やデータを用いて精緻に推計されており、その推計方法が示されていることが求められる。

<具体的記載項目>

- ①MICEの開催件数（その増加件数・伸び率を含む。）
- ②国内外からIR区域への来訪者数（その増加人数・伸び率を含む。）
- ③送客施設の機能による他地域への観光客数
- ④各事項に関する推計方法

<各項目の補足説明>

①について

- ・催事種別・規模別のMICE開催件数の見込みを記載する。
 - ※整備する施設規模等によって誘致対象の催事規模が異なることから、催事の規模区分の設定については申請者にて判断する。
 - ※国際会議については、少なくともICCA基準に基づく件数を記載する。
 - ICCA基準：以下の全ての条件を満たすもの。
 - ・参加者総数：50名以上
 - ・開催期間：定期的で開催（1回のみ開催した会議は除外）
 - ・開催国について：日本を含む3か国以上で会議のローテーションがある
 - ※展示会、見本市については、ISOの定義に基づく件数を記載する。
 - ISOによる展示会、見本市の定義：
 - 商品・サービス・情報等を展示、宣伝するためのイベントとするもの。
- ・増加件数・伸び率を記載するに当たって、IR区域の後背圏におけるMICE開催件数の現状値についても記載する。
 - ※後背圏は、IR区域を含む自治体等（単一又は複数の自治体等）が想定されるが、当該IR施設の立地特性等に応じて、申請者にて適切な範囲を設定する。
- ・上記の見込み・現状値等をもとに、IR区域の後背圏におけるMICE開催件数の増加件数・伸び率を算出の上、少なくとも開業から区域整備計画に記載する工程の最終年度（10年後）まで、各年度で記載する。

②について

- ・国内外からのIR区域への来訪者数の見込みを記載する。
 - ※国内旅行者数と訪日外国人旅行者数に分けてそれぞれ記載する。
- ・増加人数・伸び率を記載するに当たって、IR区域の後背圏における来訪者数の現状値についても記載する。
 - ※国内旅行者数と訪日外国人旅行者数に分けてそれぞれ記載する。
 - ※後背圏は、IR区域を含む自治体等（単一又は複数の自治体等）が想定されるが、当該IR

施設の立地特性等に応じて、申請者にて適切な後背圏を設定する。

- ・上記の見込み・現状値等をもとに、I R 区域の後背圏における来訪者数の増加人数・伸び率を算出の上、少なくとも開業から区域整備計画に記載する工程の最終年度（10年後）まで、各年度で記載する。

③について

- ・送客施設の機能による他地域への観光客数の見込みについて、少なくとも開業から区域整備計画に記載する工程の最終年度（10年後）まで、各年度で記載する。

④について

- ・上記①～③の推計方法（市場についての考え方を含む。）や、推計を実施する上で用いたデータ等について記載する。
 - ※様式の中では、推計の基本的な考え方やポイント、計算過程の概要について記載する。
 - ※計算過程の詳細やバックデータについては、解説資料として提出する。
- ・その際、I R 区域への来訪者数を最大化するためのマーケティング計画等、推計結果を実現するための方策についても記載する。

<対応する基本方針の区域整備計画の記載事項>

第4の4（1）カ

【様式：評価基準 18】地域経済への効果

I R 区域への来訪者による旅行消費額の増加額や伸び率、地域における雇用創出、I R 施設の開業までの初期投資など、地域経済への効果が大きく見込まれることが求められる。また、このような地域経済への効果は、説得力のある手法やデータを用いて精緻に推計されており、その推計方法が示されていることが求められる。

< 具体的記載項目 >

- ① I R 施設に対する投資の金額の見込み（I R 施設を構成する各施設に対する投資の金額の見込み額を含む。）
- ② I R 区域への来訪者による旅行消費額（その増加額・伸び率を含む。）
- ③ I R 施設において雇用する従業員の数の見込み
- ④ その他の区域整備計画の実施により見込まれる経済的社会的効果
- ⑤ 各事項に関する推計方法

< 各項目の補足説明 >

①について

- ・ I R 施設を構成する各施設に対する投資の金額及びその合計の金額の見込みを記載する。
- ・ また、少なくとも I R 施設全体に対する投資による経済波及効果について記載する。
※分析の対象エリアについては、I R 施設の立地特性等に応じて、申請者にて適切に設定する。

②について

- ・ I R 区域への来訪者が当該 I R 区域に滞在している間に支出する金額の見込みを記載する。
- ・ また、増加額・伸び率を記載するに当たって、I R 区域の後背圏における旅行消費額の現状値についても記載する。
※後背圏は、区域を含む自治体等（単一又は複数の自治体等）が想定されるが、当該 I R 施設の立地特性等に応じて、申請者にて適切な後背圏を設定する。
- ・ 上記の見込み・現状値等をもとに、I R 区域の後背圏における旅行消費額の増加額・伸び率を算出の上、少なくとも開業から区域整備計画に記載する工程の最終年度（10年後）まで、各年度で記載する。
- ・ また、少なくとも I R 運営による経済波及効果について記載する。
※分析の対象エリアについては、I R 施設の立地特性等に応じて、申請者にて適切に設定する。

③について

- ・ I R 施設において雇用する従業員の数の見込みについて記載する。

④について

- ・ ①～③以外に見込まれる効果がある場合は、記載する。

⑤について

- ・ 上記①～④の推計方法（市場についての考え方を含む。）や、推計を実施する上で用いたデー

タ等について記載する。

※様式の中では、推計の基本的な考え方やポイント、計算過程の概要について記載する。

※計算過程の詳細やバックデータについては、解説資料として提出する。

- ・その際、経済波及効果等を最大化し、設定した見込みを達成するための具体的な取組の内容について記載する。

<対応する基本方針の区域整備計画の記載事項>

第4の4（1）カ

（参考）経済波及効果の記載イメージ

指標	推計結果		
	対全国	対都道府県等	・・・ (任意の範囲)
総消費額（億円）			
直接効果（億円）			
間接効果（億円）			
間接1次波及効果（億円）			
間接2次波及効果（億円）			
生産誘発額（直接効果+間接効果）（億円）			
雇用効果（万人）			
誘発税収額（億円）			

※建設期間は、少なくとも区域整備計画に記載する工程の最終年度（10年後）までの累計を記載する。

※運営期間は、少なくとも開業から区域整備計画に記載する工程の最終年度（10年後）まで、各年度で記載する。

【様式：評価基準 19】2030 年の政府の観光戦略の目標達成への貢献

(ア) 及び (イ) の効果を早期に発現することによって、訪日外国人旅行者数を 2030 年に 6000 万人とし、訪日外国人旅行消費額を 2030 年に 15 兆円とする政府の観光戦略の目標達成への貢献が見込まれることが求められる。また、このような政府の観光戦略の目標達成への貢献は、説得力のある手法やデータを用いて精緻に推計されており、その推計方法が示されていることが求められる。

< 具体的記載項目 >

- ① I R 区域を来訪する訪日外国人旅行者数
- ② I R 区域を来訪する訪日外国人旅行者による旅行消費額
- ③ 各事項に関する推計方法

< 各項目の補足説明 >

③について

- ・①・②の推計方法（市場についての考え方を含む。）や、推計を実施する上で用いたデータ等について記載する。

※様式の中では、推計の基本的な考え方やポイント、計算過程の概要について記載する。

※計算過程の詳細やバックデータについては、解説資料として提出する。

- ・その際、I R 区域を来訪する訪日外国人旅行者による旅行消費額を最大化し、設定した目標を達成するための具体的な取組の内容について記載する。

【様式：評価基準 20】 I R事業者やその構成員が事業を確実に遂行できる能力、役割分担と連携

I R事業者やその構成員が事業を確実に遂行できる能力を有すると認められるとともに、構成員の間での役割分担と連携が適切に行われることが求められる。

＜具体的記載項目＞

- ①整備・運営・維持管理等の主要な事業ごとの実施体制
- ② I R事業の工程

＜各項目の補足説明＞

①について

- ・実施体制については、参画する構成員の一覧を提示の上、整備・運営・維持管理等の主要な事業ごとに実施体制（参画する構成員）を記載する。
- ・ I R事業者については、名称及び住所並びに代表者の氏名、役員の名又は名称及び住所を記載する。施設供用事業が行われる場合には、設置運営事業者と施設供用事業者との間の具体的な役割・責任分担及び相互の連携についても記載する。また、当該 I R事業者が行う業務に関する知識及び経験を有する従業員の確保の状況についても記載する。
- ・ I R事業者の主要株主等基準値以上の数の議決権等の保有者については、議決権等の保有者の氏名又は名称及び住所（法人等の場合は、その代表者又は管理人の氏名並びに役員の名又は名称及び住所）、役割分担及び連携、議決権等の保有者ごとの株式又は持分の種類、数及びその割合並びに出資の金額、現に行っている事業や過去の類似事業その他の I R事業の実績がある場合にはその事業の概要について記載する。また、議決権等の保有者が法人等の場合には財務の状況、個人の場合には資産及び負債の状況並びに所得の状況についても記載する。

②について

- ・ I R事業の工程について、工事の発注、着手及び完了、 I R施設の開業の時期等のスケジュールを記載する。なお、一部エリアの先行開業が想定される場合は、そのエリアと、 I R施設の開業の時期（カジノ施設以外の I R施設の一部を、 I R施設の開業に先立って開業する場合には、その開業の時期を含む。）についても記載する。
- ・ その際、少なくとも区域整備計画に記載する工程の最終年度（10年後）までを記載する。
- ・ また、事業の実施体制と工程の整合性についても記載する。
- ・ 工程の作成に当たって、自治体側の整備スケジュールがある場合には併せて記載する。

＜対応する基本方針の区域整備計画の記載事項＞

第4の4（1）イ（イ）

＜関係する添付書類＞

- ・ 設置運営事業者等の組織図
- ・ 設置運営事業者等の役員の履歴書（役員が法人である場合には、当該役員の沿革を記載した書面）

- ・ 設置運営事業者等の定款及び当該設置運営事業者等が登記している場合にあっては、当該登記に係る登記事項証明書
- ・ 設置運営事業者等の主要株主等基準値以上の数の議決権等の保有者が法人等であるときは、定款、登記事項証明書（これらに準ずるものを含む。）及び財務状況を明らかにすることができる書類
- ・ 設置運営事業者等の主要株主等基準値以上の数の議決権等の保有者が個人であるときは、住民票の抄本又はこれに代わる書面、資産及び負債に関する調書並びに所得の状況を明らかにすることができる書類
- ・ 設置運営事業者等の設立時の議決権等の保有者（設置運営事業者等が持株会社の子会社であるときは、当該持株会社の議決権等の保有者を含む。以下同じ。）に関する次に掲げる事項を記載した書面
 - ・ 当該設置運営事業者等の設立時の議決権等の保有者の氏名又は名称及び住所並びに当該議決権等の保有者が法人等であるときは、その代表者又は管理人の氏名並びに役員の氏名又は名称及び住所
 - ・ 当該設置運営事業者等の設立時の議決権等の保有者ごとの株式又は持分の種類、数及びその割合並びに出資の金額
 - ・ 当該設置運営事業者等の設立時の議決権等の保有者の役割分担及び連携に関する事項
 - ・ 現に行っている事業がある場合には、その事業の概要（設置運営事業者等が行う業務に類似する業務の実績がある場合には、その実績に関する事項を含む。）
- ・ 設置運営事業者等の設立時の議決権等の保有者が法人等であるときは、定款、登記事項証明書（これらに準ずるものを含む。）及び財務状況を明らかにすることができる書類（告示第十一条第二十一号に掲げるものを除く。）
- ・ 設置運営事業者等の設立時の議決権等の保有者が個人であるときは、住民票の抄本又はこれに代わる書面、資産及び負債に関する調書並びに所得の状況を明らかにすることができる書類（告示第十一条第二十二号に掲げるものを除く。）
- ・ 設置運営事業者等の工程表（工事の発注、着手及び完了並びに特定複合観光施設の営業の開始の予定時期を明らかにすること。）
- ・ 実施協定の案

【様式：評価基準 21】財務の安定性

財務面からみて安定的であり、業績が下振れした場合にも適切に対応し、長期的に事業を継続できることが求められる。

＜具体的記載項目＞

- ① I R施設の維持管理及び設備投資の内容並びにこれらに要する費用の額
- ② 収支計画及び資金計画（I R事業を行うために必要な資金の総額、内訳及び調達方法を含む。）
- ③ 財務の状況が悪化した場合の措置

＜各項目の補足説明＞

①について

- ・維持管理及び設備投資の内容並びにこれらに要する費用の額については、具体的な内容及び費用を要する時期についても記載する。
- ・その際、I R施設を構成する各施設の維持管理及び設備投資の内容並びにこれらに要する費用の額についても記載する。

②について

- ・収支計画の記載に当たっては、添付する3つの書類（「予定貸借対照表」・「予定損益計算書」・「予定キャッシュ・フロー計算書」）についてのポイントを記載する。
- ・資金計画の記載に当たっては、下表の記載項目を参考に記載する。

資金の内訳及び調達方法		種類	金額（千円）	数	調達割合（%）	資金提供者
自己資本	資本金	普通株式		株		
		優先株式		株		
		その他		株		
	自己資本合計				株	
他人資本	借入金	優先ローン		/		
		劣後ローン				
		その他				
	社債					
	その他					
他人資本合計						
資金調達総額・割合						
（うち、設置運営事業等の費用総額・割合）						

※この他にも重要と考えられる項目は適宜追加する。

- ・添付書類の「予定貸借対照表」・「予定損益計算書」・「予定キャッシュ・フロー計算書」については、少なくとも区域整備計画に記載する工程の最終年度（10年後）まで、各年度で記載する。
- ・なお、想定する事業期間があれば、可能な範囲で、財務の安定性に係る考え方等を記載する。
- ・添付書類の「告示第十一条第十二号から第十四号までに掲げる書類〔予定貸借対照表、予定損益計算書、予定キャッシュ・フロー計算書〕の根拠を記載した書類（資金調達の条件を記載した書類を含む。）については、少なくとも区域整備計画に記載する工程の最終年度（10年後）まで、各年度で記載する。また、記載に当たっては、収入等の前提となる指標やその設定条件について記載する（例えば、施設ごとの利用者数のほか、国際会議場施設では、主たるホール等における稼働日数、備品の貸出単価等。宿泊施設では、客室数、客室稼働率、客室平均単価等。）。

- ・添付書類の「資金調達の確実性を裏付ける客観的な資料」については、コミットメントレター等の書類を提出する。
- ・なお、収支計画や資金計画、添付書類の記載に当たっては、他の様式で記載した各種数値（来訪者数の見込みや各種費用等）と整合の取れた記載となるよう留意する。

③について

- ・財務状況を悪化させるリスクとしての想定事項を記載の上、想定される場合ごとの対処方針（関係者による役割分担を含む。）を記載する。

<対応する基本方針の区域整備計画の記載事項>

第4の4（1）イ（ウ）

<関係する添付書類>

- ・予定貸借対照表
- ・予定損益計算書
- ・予定キャッシュ・フロー計算書
- ・告示第十一条第十二号から第十四号までに掲げる書類〔上記の予定貸借対照表、予定損益計算書、予定キャッシュ・フロー計算書〕の根拠を記載した書類（資金調達の条件を記載した書類を含む。）
- ・資金調達の確実性を裏付ける客観的な資料
- ・実施協定の案

(参考) 予定貸借対照表の記載項目

(単位：百万円)

	20***/3月期 第1期	20***/3月期 第2期	20***/3月期 第3期	20***/3月期 第4期	20***/3月期 第5期	20***/3月期 第6期	20***/3月期 第7期	20***/3月期 第8期	20***/3月期 第9期	20***/3月期 第10期
流動資産										
現金及び預金										
その他										
固定資産										
建物及び構築物										
土地										
建設仮勘定										
その他										
資産合計										
負債										
借入金										
その他										
負債合計										
純資産										
資本金										
資本剰余金										
利益剰余金										
その他										
負債・純資産合計										

※この他にも、重要と考えられる項目は適宜追加する。

(参考) 予定損益計算書の記載項目

(単位：百万円)

	20***/3月期 第1期	20***/3月期 第2期	20***/3月期 第3期	20***/3月期 第4期	20***/3月期 第5期	20***/3月期 第6期	20***/3月期 第7期	20***/3月期 第8期	20***/3月期 第9期	20***/3月期 第10期
営業収益										
営業費用										
運営費 (人件費等)										
減価償却費										
維持管理費										
借地料										
営業利益										
E B I T D A (営業利益 + 減価償却費)										
営業外収益										
営業外費用										
支払利息										
税引前当期純利益										
法人税等										
当期純利益										

※この他にも、重要と考えられる項目は適宜追加する。

(参考) 予定キャッシュ・フロー計算書の記載項目

(単位：百万円)

	20***/3月期 第1期	20***/3月期 第2期	20***/3月期 第3期	20***/3月期 第4期	20***/3月期 第5期	20***/3月期 第6期	20***/3月期 第7期	20***/3月期 第8期	20***/3月期 第9期	20***/3月期 第10期
営業活動によるキャッシュ・フロー										
当期純利益										
減価償却費										
法人税等の支払い										
その他										
投資活動によるキャッシュ・フロー										
設備投資										
土地取得										
その他										
財務活動によるキャッシュ・フロー										
出資金 (増資・減資)										
短期借入金 (調達・返済)										
長期借入金 (調達・返済)										
配当支払い										
その他										
現金及び現金同等物の増減額										
現金及び現金同等物の期首残高										
現金及び現金同等物の期末残高										

※この他にも、重要と考えられる項目は適宜追加する。

(参考) 根拠を記載した書類 (予定貸借対照表) の記載項目

(単位：百万円)

	20**/3月期 第1期	20**/3月期 第2期	20**/3月期 第3期	20**/3月期 第4期	20**/3月期 第5期	20**/3月期 第6期	20**/3月期 第7期	20**/3月期 第8期	20**/3月期 第9期	20**/3月期 第10期
流動資産										
現金及び預金										
その他										
固定資産										
建物及び構築物										
国際会議場施設										
展示等施設										
魅力増進施設										
送客施設										
宿泊施設										
その他観光客の来訪及び滞在の促進に寄与する施設										
カジノ施設										
設置運営事業に附帯する業務										
土地										
建設仮勘定										
その他										
資産合計										
流動負債										
短期借入金										
●●●										
その他										
固定負債										
長期借入金										
●●●										
その他										
純資産										
資本金										
資本剰余金										
利益剰余金										
その他										
負債・純資産合計										

※この他にも、重要と考えられる項目は適宜追加する。

(参考) 根拠を記載した書類 (予定損益計算書) の記載項目 その1

(単位：百万円)

	20**/3月期 第1期	20**/3月期 第2期	20**/3月期 第3期	20**/3月期 第4期	20**/3月期 第5期	20**/3月期 第6期	20**/3月期 第7期	20**/3月期 第8期	20**/3月期 第9期	20**/3月期 第10期
営業収益										
国際会議場施設										
会議場利用料収入 (主たるホール等)										
自主催事収入										
●●●										
●●●										
その他収入 (備品貸出・サービス等)										
展示等施設										
展示場利用料収入										
自主催事収入										
●●●										
●●●										
その他収入 (備品貸出・サービス等)										
魅力増進施設										
●●●										
●●●										
送客施設										
●●●										
●●●										
宿泊施設										
客室収入										
飲食収入										
●●●										
●●●										
その他観光旅客の来訪及び滞在の促進に寄与する施設										
●●●										
●●●										
カジノ施設										
カジノ業務収入										
カジノ行為区画内関連業務収入										
●●●										
●●●										
設置運営事業に附帯する業務										
●●●										
●●●										

(参考) 根拠を記載した書類 (予定損益計算書) の記載項目 その2

(単位：百万円)

	20**/3月期 第1期	20**/3月期 第2期	20**/3月期 第3期	20**/3月期 第4期	20**/3月期 第5期	20**/3月期 第6期	20**/3月期 第7期	20**/3月期 第8期	20**/3月期 第9期	20**/3月期 第10期
営業費用										
国際会議場施設										
減価償却費										
維持管理費										
●●●●										
展示等施設										
減価償却費										
維持管理費										
●●●●										
魅力増進施設										
減価償却費										
維持管理費										
●●●●										
送客施設										
減価償却費										
維持管理費										
●●●●										
宿泊施設										
減価償却費										
維持管理費										
●●●●										
その他観光旅客の来訪及び滞在の促進に寄与する施設										
減価償却費										
維持管理費										
●●●●										
カジノ施設										
カジノ業務費										
カジノ行為区内関連業務費										
減価償却費										
維持管理費										
●●●●										
設置運営事業に附帯する業務										
●●●●										
その他										
借地料										
人件費										
広告宣伝費										
都道府県等の実施施設への負担金										
防災及び被災のための取組等に要する費用										
依存症対策費										
監視費										
警備費										
犯罪の発生対策費										
善良の風俗及び清浄な風俗環境の保持に要する費用										
青少年の健全育成に要する費用										
その他対策費用										
●●●●										

(参考) 根拠を記載した書類 (予定損益計算書) の記載項目 その3

(単位:百万円)

	20**/3月期 第1期	20**/3月期 第2期	20**/3月期 第3期	20**/3月期 第4期	20**/3月期 第5期	20**/3月期 第6期	20**/3月期 第7期	20**/3月期 第8期	20**/3月期 第9期	20**/3月期 第10期
営業利益										
国際会議場施設										
展示等施設										
魅力増進施設										
送客施設										
宿泊施設										
その他観光旅客の来訪及び滞在の促進に寄与する施設										
カジノ施設										
設置運営事業に附帯する業務										
その他										
営業費用に含まれる減価償却費										
国際会議場施設										
展示等施設										
魅力増進施設										
送客施設										
宿泊施設										
その他観光旅客の来訪及び滞在の促進に寄与する施設										
カジノ施設										
設置運営事業に附帯する業務										
その他										
E B I T D A (営業利益+減価償却費)										
国際会議場施設										
展示等施設										
魅力増進施設										
送客施設										
宿泊施設										
その他観光旅客の来訪及び滞在の促進に寄与する施設										
カジノ施設										
設置運営事業に附帯する業務										
その他										

※営業費用については、固定費と変動費の別が分かるように記載する。
 ※「その他」には、施設及び事業の共通費用や各事業間取引の消去等の調整項目を含む。なお、例示の項目について、施設別に分けて費用を見積もることができるものについては、可能な範囲で、施設別に記載する。
 ※この他にも、重要と考えられる項目は適宜追加する。
 ※入場料納入金、認定都道府県等入場料納入金については、上表とは別に、少なくとも開業から区域整備計画に記載する工程の最終年度(10年後)まで、各年度で記載する。

(参考) 根拠を記載した書類 (予定キャッシュ・フロー計算書) の記載項目

(単位:百万円)

	20**/3月期 第1期	20**/3月期 第2期	20**/3月期 第3期	20**/3月期 第4期	20**/3月期 第5期	20**/3月期 第6期	20**/3月期 第7期	20**/3月期 第8期	20**/3月期 第9期	20**/3月期 第10期
営業活動によるキャッシュ・フロー										
当期純利益										
減価償却費										
法人税等の支払い										
その他										
投資活動によるキャッシュ・フロー										
設備投資										
国際会議場施設										
展示等施設										
魅力増進施設										
送客施設										
宿泊施設										
その他観光旅客の来訪及び滞在の促進に寄与する施設										
カジノ施設										
設置運営事業に附帯する業務										
その他										
土地取得										
その他										
財務活動によるキャッシュ・フロー										
出資金(増資・減資)										
短期借入金(調達・返済)										
長期借入金(調達・返済)										
配当支払い										
その他										
現金及び現金同等物の増減額										
現金及び現金同等物の期首残高										
現金及び現金同等物の期末残高										
フリー・キャッシュ・フロー										

※フリー・キャッシュ・フローは営業活動によるキャッシュ・フローから投資活動によるキャッシュ・フローを差し引いたもの。
 ※この他にも、重要と考えられる項目は適宜追加する。

(参考) 資金調達の実態の記載項目

調達源泉	調達形態 (資金提供者)	調達条件・返済条件等	金額 (千円)	調達割合 (%)
自己資本 (適宜追加のこと)	例) 資本金、普通株式 (○○株式会社)	調達時期:		
		調達期間:		
		その他:		
	例) 資本金、優先株式 (●●株式会社)	調達時期:		
調達期間:				
その他:				
自己資本合計				
他人資本 (適宜追加のこと)	例) 借入金、優先ローン (△△銀行)	調達時期:		
		調達金利: (固定・変動)		
		: 利ざや		
		返済期限:		
		返済方法:		
	その他:			
	例) 借入金、劣後ローン (◎◎株式会社)	調達時期:		
		調達金利: (固定・変動)		
		: 利ざや		
		返済期限:		
返済方法:				
その他:				
他人資本合計				
資金調達総額・割合				

※この他にも重要と考えられる項目は適宜追加する。

【様式：評価基準 22】防災及び減災のための取組等

防災・減災のための取組並びに I R 区域及び I R 施設に係る安全の確保のための取組が適切に講じられるとともに、災害その他のリスク事象について、発生時における来訪者への情報提供や救援物資の提供その他の適切なオペレーションや、損害に備えた保険の付保などが適切に講じられることが求められる。また、新型コロナウイルス感染症の発生も踏まえ、感染症対策その他の健康・衛生の確保のための取組が適切に講じられることが求められる。特に感染症対策については、I R は様々な機能を持つ施設が一体となった施設であることから、先行する諸外国の I R における取組例や、感染症の発生の状況に応じて定められる、I R を構成する各種施設における感染防止のためのガイドラインなども踏まえ、対策内容や実施体制を定めた計画を策定し、発生時に適切な対策が講じられることが求められる。

< 具体的記載項目 >

- ① 想定されるリスク事象の種類及び程度
- ② 整備・運営における防災・減災対策等
- ③ 予定する保険の詳細

< 各項目の補足説明 >

① について

- ・ 想定するリスク事象の種類について列挙し、それらのリスクの程度についても記載する。

② について

- ・ 整備・運営における防災・減災対策等については、自然災害（地震、豪雨、その他の気候変動等により激甚化する災害等）と非自然災害（感染症対策、サイバーセキュリティの確保、テロ対策、その他の緊急事態への対応を含む。）に対して、それぞれに関するハード面、ソフト面で実施予定の対策（ハード面は施設整備関連、ソフト面は避難訓練や発災時の対応・BCP策定等。その実施に要する費用の見込みを含む。）を記載する。
- ・ その際、I R 区域周辺の滞在者や住民も含めた配慮、関係者の役割分担（自治体の防災計画等との整合性を含む。）についても記載する。

③ について

- ・ 予定する保険の詳細については、想定する保険が事業の安定的継続のために十分なものであることを示す根拠を記載する。

< 対応する基本方針の区域整備計画の記載事項 >

第 4 の 4 （ 1 ） ウ （ ウ ） 、 （ 2 ） ア

< 関係する添付書類 >

- ・ 実施協定の案

【様式：評価基準 23】地域における十分な合意形成

I R 区域の整備について、地域における十分な合意形成がなされており、I R 事業が長期的かつ安定的に継続していくために不可欠な地域における良好な関係が構築されていることが求められる。

< 具体的記載項目 >

① 地域との合意形成の手続き・十分な合意形成

< 各項目の補足説明 >

① について

- ・ I R 整備法に基づく合意形成の手続きを記載するほか、協議会における協議状況、住民の意見を反映させるために実施した取組や地域の関係者との合意形成の促進、良好な関係の構築に係る取組についても記載する。
- ・ 区域整備計画が認定された場合、I R 整備法第 37 条第 1 項の規定に基づき、毎年度、実施状況評価を受けることになることも踏まえ、長期的かつ継続的に地域における良好な関係を構築していくための取組についても記載する。
- ・ 添付書類の地域の関係者との良好な関係が構築されていることを明らかにする書類については、例えば、都道府県等・I R 事業者・その他必要となる団体等の関係者間における協定(※)の締結等に係る書類が考えられる。

< 対応する基本方針の区域整備計画の記載事項 >

第 4 の 4 (2) イ

(※) 協定内容の記載のイメージ

締結者	
協定の目的	
各関係者の取組、役割	
協定の有効期間	
その他必要な事項	

< 関係する添付書類 >

- ・ 法第九条第五項の協議 [協議会が組織されている場合には、当該協議会における協議、協議会が組織されていない場合には立地市町村等及び公安委員会との協議] に関する次に掲げる書類
 - ・ 当該協議をしたことを証する書類
 - ・ 当該協議の経過及びその結果を記載した書類
- ・ 法第九条第六項及び第九項の同意 [公安委員会及び立地市町村等の同意及び申請主体が都道府県であるときは I R 区域を整備しようとする区域をその区域に含む市町村及び特別区の同意] に関する次に掲げる書類
 - ・ 当該同意を得たことを証する書類

- ・当該同意を得るまでの過程、当該同意に付された条件がある場合には当該条件並びに法第九条第六項第二号に定める者が、当該同意を地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第二項の規定に基づき議会の議決すべきものとした場合には、当該同意に関する議会の議事及び議決を記載した書類
- ・法第九条第七項の公聴会の開催その他の住民の意見を反映させるために必要な措置に関する次に掲げる書類
 - ・当該措置を講じたことを証する書類
 - ・当該措置として講じた措置の内容、経過及びその結果並びに区域整備計画に住民の意見を反映させた場合には当該意見の区域整備計画への反映に関する事項を記載した書類
- ・法第九条第八項の議会の議決に関する次に掲げる書類
 - ・当該議決を得たことを証する書類
 - ・法第九条第八項の申請に関する議会の議事及び議決を記載した書類
- ・特定複合観光施設区域の整備の推進に向けた地域の関係者の合意形成の促進が図られ、かつ、設置運営事業等の長期的かつ安定的な実施に不可欠な地域の関係者との良好な関係が構築されていることを明らかにする書類
- ・協議会が組織されている場合には、次に掲げる事項を記載した書類
 - ・協議会の構成員
 - ・協議会の運営に関し必要な事項を定めた場合には、当該事項
 - ・協議会の開催の実績
 - ・協議会における協議の経過及びその結果

【様式：評価基準 24】カジノ事業の収益の活用

カジノ事業の収益を十分活用するとともに、その他の収益も活用して、I Rの開業後も長期的に世界中の観光客を引き付けることのできる魅力的な施設やコンテンツを継続的に創り出すなど、I R施設の整備その他 I R事業の事業内容の向上や都道府県等が実施する施策への協力等を行うことが求められる。

< 具体的記載項目 >

- ①カジノ事業の収益等を活用した I R事業の事業内容の向上
- ②都道府県等が実施する区域整備計画に関する施策への協力
- ③収支計画及び資金計画との整合性

< 各項目の補足説明 >

①について

- ・ I R施設の開業後に将来想定している I R施設の整備を含め、カジノ事業の収益その他 I R事業の収益を活用した I R施設の整備その他 I R事業の事業内容の向上のための取組に関して、要する費用の見込みも含めて具体的に記載する。
- ・ 区域整備計画が認定された場合、I R整備法第 37 条第 1 項の規定に基づき、毎年度、実施状況評価を受けることになることも踏まえ、長期的かつ継続的に I R施設の魅力を向上していくための取組についても記載する。
- ・ また、支出の優先順位等、再投資の方針についても記載する。

②について

- ・ 都道府県等が実施する区域整備計画に関する施策への協力について、要する費用の見込みも含めて具体的に記載する。

③について

- ・ カジノ事業の収益等のうち、上記①・②の各種施策の実施に充てる額や割合等を明示し、当該各種施策の実施に要する費用、収支計画及び資金計画との整合性についての説明を記載する。

< 対応する基本方針の区域整備計画の記載事項 >

第 4 の 4 (1) イ (オ)

【様式：評価基準 25】カジノ施設の設置及び運営に伴う有害な影響の排除

最新の技術を活用したカジノ施設及び I R 区域内の適切な監視や警備、国内外の最新の知見やベストプラクティスを踏まえた依存防止対策の強化その他のカジノ施設の設置及び運営に伴う有害な影響の排除を行うために必要な施策及び措置について I R 事業者と都道府県等の連携協力により適切に講じられることが求められる。また、これらと連携した都道府県等によるギャンブル等依存症対策や、関係地方公共団体との連携協力による取組の充実が、確実かつ効果的に講じられることが求められる。

< 具体的記載項目 >

- ① カジノ施設の特徴（設備、構造、サービス）、業務の実施体制及び実施方法
- ② I R 事業者・都道府県等・その他事業者との役割分担及び連携協力の方針
- ③ 「ギャンブル等依存が疑われる者等の割合」の算出（実測値及び将来目標）
- ④ 依存症対策項目の具体的内容
- ⑤ カジノ施設及び I R 区域内の監視、警備に関する対策項目の具体的内容
- ⑥ 犯罪の発生対策、善良の風俗及び清浄な風俗環境の保持、青少年の健全育成、その他対策項目（例えば、来訪者による迷惑行為への対策等）の具体的内容
- ⑦ カジノ施設導入に伴う社会的影響に係る情報開示方策

< 各項目の補足説明 >

①～⑦について

- ・ 具体的記載項目は、全体で 20 頁以内であるが、①～③については、各 2 頁以内とすることが望ましい。

①について

- ・ 設備上の特徴（テーブルゲームや電子ゲームの台数等）、構造上の特徴（時計等の配置や窓の有無等）、サービス上の特徴（酒類の提供の有無等）を模式図等を用いて具体的に記載する。
- ・ 施設の運営体制、従業員の確保・育成について記載する。その際、高度な専門性を有する従業員の確保を予定している場合はその旨も記載する。
- ・ 施設供用事業が行われる場合には、設置運営事業者と施設供用事業者との間の具体的な役割・責任分担及び相互の連携について記載する。
- ・ 評価基準 14 に記載した具体的内容と整合の取れた記載とする。

②について

- ・ 「カジノ施設の設置及び運営に伴う有害な影響の排除」に関する I R 事業者・都道府県等・その他関係者による役割分担及び連携協力の方針を具体的に記載する。

③について

- ・ 「ギャンブル等依存が疑われる者等の割合」は、カジノに起因する依存症を含むギャンブル等依存症全般が対象となる。
- ・ 区域整備計画の認定申請時に、「ギャンブル等依存が疑われる者等の割合」の「実測値及び将

来目標」を算出し、記載する（値は%表示、小数点第1位）。

- 区域整備計画の認定申請時の「将来目標」は、少なくとも区域整備計画に記載する工程の最終年度（10年後）の目標を記載する。将来目標は、具体的記載項目④における依存症対策項目の実施によって達成されるものであることを念頭に記載する。
- 「実測値」は、下記の＜実測値の算出方法＞により算出する。なお、区域整備計画の認定申請時において、下記の＜実測値の算出方法＞による実測値の算出が困難な場合は、区域整備計画が認定された後、認定された年度内を目途に下記の＜実測値の算出方法＞により実測値を算出した上で、その実測値に基づきどのような将来目標を設定する予定かを記載する。
- 区域整備計画が認定された場合、毎年度、前年度からの「ギャンブル等依存が疑われる者等の割合」の増減を評価することを踏まえ、記載する。

＜実測値の算出方法＞

判定基準：SOGS (The South Oaks Gambling Screen、米国サウスオークス財団)。SOGS判定基準に従い、「3～4点、過去1年以内：Potential pathological gambler (Problem gambler) (以下「問題ギャンブラー」という。)」及び「5点以上、過去1年以内：Probable pathological gambler (以下「病的ギャンブラー」という。)」を算出する。

調査対象地域：申請者が設定する（例えば、IR区域を整備しようとする都道府県等の単位が考えられる。）。調査対象地域及びその設定根拠を記載する。

調査方法：申請者が設定するとともに、毎年度同じ調査方法とする。（※1）

調査数：申請者が設定するとともに、毎年度同程度の有効回答数を確保する。（※2）

※1 例えば、平成29年度「国内のギャンブル等依存に関する疫学調査（国立研究開発法人日本医療研究開発機構）」では、住民基本台帳から無作為抽出した対象者に面接調査を実施している。また、令和2年度「娯楽と健康に関する調査（独立行政法人国立病院機構久里浜医療センター）」では、住民基本台帳から無作為抽出した対象者に紙媒体の調査票を郵送し、紙媒体の回答票の返送又はインターネット回答を求めている。

※2 例えば、平成29年度「国内のギャンブル等依存に関する疫学調査」では、国内の「ギャンブル等依存が疑われる者（SOGS 5点以上、過去1年以内）の割合」を成人の0.8%（95%信頼区間：0.5～1.1%）と推計している点を踏まえ、適切かつ合理的な方法により、かつ、中立性及び信頼性が確保されるように標本設計を行う。

（参考）「ギャンブル等依存が疑われる者等の割合」の「実測値及び将来目標」の記載イメージ

	実測値(○年度)	将来目標		
		○年度	○年度
ギャンブル等依存が疑われる者等の割合(病的ギャンブラー+問題ギャンブラー)				

④について

- ・依存症対策項目は、想定されるリスクを踏まえ、事前（発生抑制策）、事後（発生後対処策）に分けた上で、具体的内容を記載する。併せて、各対策項目の実効性・実現性・対策に要する費用・効果を説明する根拠（資料、データ等）を記載する。
- ・依存症対策項目は、ギャンブル等依存症対策基本法の規定に基づいて都道府県が策定する都道府県ギャンブル等依存症対策推進計画に記載された事項（政令市にあっては、ギャンブル等依存症対策のための計画的な取組）と整合の取れた記載とする。

⑤について

- ・カジノ施設及びI R区域内的の監視、警備に関する対策項目は、想定されるリスクを踏まえ、事前（発生抑制策）、事後（発生後対処策）に分けた上で、具体的内容を記載する。併せて、各対策項目の実効性・実現性・対策に要する費用・効果を説明する根拠（資料、データ等）を記載する。

⑥について

- ・I R区域及びその周辺地域における犯罪の発生対策（⑤を除く。）、善良の風俗及び清浄な風俗環境の保持、青少年の健全育成、その他対策項目は、想定されるリスクを踏まえ、事前（発生抑制策）、事後（発生後対処策）に分けた上で、具体的内容を記載する。併せて、各対策項目の実効性・実現性・対策に要する費用・効果を説明する根拠（資料、データ等）を記載する。
- ・その他対策項目は、必要に応じて記載する（例えば、来訪者による迷惑行為への対策等）。

⑦について

- ・I R施設の開業後、依存症対策等に関するどのような情報を、どのような方法により継続的に開示するのかを記載する。

<対応する基本方針の区域整備計画の記載事項>

第4の4（1）イ（カ）、オ（ア）（イ）（ウ）（エ）

<関係する添付書類>

- ・実施協定の案

＜参考＞基本方針の区域整備計画の記載事項との対応関係

【評価基準1①】など、【】内の記載は、各基準の「具体的記載項目」の番号と対応している。

第4 区域整備計画の認定に関する基本的な事項

4 区域整備計画の記載事項、申請手続

(1) 区域整備計画の記載事項

区域整備計画は基本方針及び実施方針に即して作成することとされている。IR整備法第9条第2項各号に掲げる区域整備計画の記載事項について、特に留意すべき点は以下のとおりである。

ア 区域整備計画の意義及び目標に関する事項（IR整備法第9条第2項第1号関係）

【評価基準1②】

区域整備計画の意義及び目標を、できる限り具体的かつ明確に記載しなければならない。具体的には、IR区域の整備の方向性、IR区域の整備によって達成を目指す観光及び地域経済に関する成果の内容及び程度、当該地域における既存の観光資源との連携の在り方、当該都道府県等の財政の改善の見通し、当該地域の将来の在り方等を、現状の分析を踏まえて記載することが求められる。

イ 事業基本計画（IR整備法第9条第2項第4号関係）

事業基本計画は、以下の内容を含む必要がある。

(ア) IR施設を構成する施設の種類、機能及び規模に関する事項【要求基準1②～⑦・⑨・⑩・⑫・⑬、2①～③、評価基準3①～③、5①～④、6①・②、8①、9①、10①～③、13①、14①・②】

IR施設の営業を開始しようとする時点におけるIR施設を構成する施設の種類、機能及び規模に関する事項を記載しなければならない。

IR区域においては、カジノ施設と国際会議場施設、展示等施設、魅力増進施設、送客施設及び宿泊施設（その他の国内外の観光旅客の来訪及び滞在の促進に寄与する施設が整備される場合には、当該施設を含む。）が一体として整備されるものであることから、基本的には、IR施設の営業開始の際に、IR施設を構成する全ての施設が供用開始される必要がある。ただし、IR施設を構成する一部の施設の工事の完成（例えば、宿泊施設を2棟建設する予定であるところ、うち1棟の宿泊施設のみが完成している場合における、残りの1棟の宿泊施設の工事の完成）が当該一部の施設を除いたIR施設の営業開始以降となる場合であっても、

- ① 全てのIR施設の整備のための資金が、IR整備法第9条第1項の規定に基づく申請を行う時点において確保されており、かつ、
- ② 全てのIR施設の建設工事の発注が同時期に行われる予定となっているときは、一体として整備するものと認められることから当初より区域整備計画に記載し、一括して認定を受けることができる。

IR施設の営業を開始しようとする時点において供用されない施設のうち、上記①又は②に該当しないものは、区域整備計画に定めたIR施設とは認められないので、事前に、当該整備の内容に応じて、IR整備法第11条第1項の規定に基づく変

更の認定の申請又は同条第2項の規定に基づく届出を行わなければならない。

(イ) I R施設の営業を開始するまでの工程に関する事項【要求基準1①、評価基準1④、20②】

I R施設の営業を開始するまでに予定している工程の詳細に関し、I R施設を構成する各施設について、建設工事を発注する時期、建設工事に着手する時期及び建設工事が完了する時期、I R施設の営業の開始（以下「開業」という。）の時期（カジノ施設以外のI R施設の一部を、I R施設の開業に先立って開業する場合には、その開業の時期を含む。）等に区分して、できる限り具体的に記載しなければならない。

I R区域においては、カジノ施設と国際会議場施設、展示等施設、魅力増進施設、送客施設及び宿泊施設（その他の国内外の観光旅客の来訪及び滞在の促進に寄与する施設が整備される場合には、当該施設を含む。）が一体として整備されるものであることから、I R施設として開業するためには、基本的には、区域整備計画に定めたI R施設を構成する全ての施設が完成していることが必要である。

しかしながら、I R区域の整備による効果を早期に発現させる観点から、区域整備計画に定めたI R施設のうちの一部が完成していない段階であっても、カジノ施設と国際会議場施設、展示等施設、魅力増進施設、送客施設及び宿泊施設がそろって完成し、それらがI R整備法第2条第1項及び第2項並びに第41条第1項第7号の規定をはじめとするI R整備法及びこれに基づく政省令等の規定（以下「I R施設の基準等」という。）に適合している場合には、それらの施設をI R施設として開業（以下「一部早期開業」という。）を行うことが認められる。

一部早期開業が行われる場合にあつては、一部早期開業の時点以降に完成した施設を含むI R施設の開業（その後に施設が順次完成する場合にはそれぞれの開業をいう。以下同じ。）に当たっても、I R施設の基準等に適合したものとなっていなければならない。【要求基準1②～⑬、2①～③、評価基準3①～③、5①～④、6①②、8①、9①、10①～③、13①、14①・②】

また、一部早期開業が行われる場合にあつては、その後に完成した施設を含むI R施設の開業の時期ごとに、I R施設の種類、機能及び規模に関する事項並びにI R事業の運営方針に関する事項を記載しなければならない。【要求基準1②～⑬、2①～③、評価基準3①～③、5①～④、6①・②、7①、8①、9①、10①～③、11①・②、13①、14①・②】

(ウ) 維持管理及び設備投資に関する事項【要求基準16①、評価基準21①】

I R事業に係る維持管理及び設備投資について、その対象となるI R施設を構成する施設ごとに、その具体的内容、費用及び時期を記載しなければならない。

(エ) I R事業者の組織体制に関する事項

全般的なコンプライアンスの確保のための体制及び必要な取組を記載しなければならない。【要求基準7①】

さらに、カジノ事業の免許を受けるまでに進める準備（I R施設の建設、調達等に係る契約、各種行為準則の策定、従業員の雇用及び教育等）の段階からI R整備法第41条に基づくカジノ事業の免許の基準、第97条に基づく契約の認可の基準、第116条に基づく従業者の確認の基準等を念頭に置いた反社会的勢力の排除等に徹

底的に取り組むための措置を記載しなければならない。【要求基準 8③】

(オ) カジノ事業の収益を活用した I R 施設の整備その他 I R 事業の事業内容の向上及び都道府県等が実施する区域整備計画に関する施策への協力に関する事項【要求基準 16②・③、評価基準 24①～③】

事業基本計画は、カジノ事業の収益を活用した I R 施設の整備その他 I R 事業の事業内容の向上及び都道府県等が実施する区域整備計画に関する施策への協力に関する事項を含む必要がある。具体的には、I R 施設の開業（一部早期開業が行われる場合におけるその後の開業を含む。）後に将来想定している I R 施設の整備を含め、カジノ事業の収益を活用した I R 施設の整備その他 I R 事業の事業内容の向上及び都道府県等が実施する区域整備計画に関する施策への協力に関する計画を、できる限り具体的に記載することが必要となる。また、このような計画を実施するための、区域整備計画の認定の申請時における資金計画も併せて必要となる。

なお、将来の施設整備や事業内容等を、カジノ事業の収益を活用した I R 施設の整備その他 I R 事業の事業内容の向上及び都道府県等が実施する区域整備計画に関する施策への協力に関する事項として事業基本計画に記載したとしても、その内容を実行に移す際には必要となるであろう事業基本計画における（ア）I R 施設の営業を開始しようとする時点における I R 施設を構成する施設等の種類、機能及び規模に関する事項の変更については、その内容に応じて、I R 整備法第 11 条第 1 項の規定に基づく変更の認定の申請又は同条第 2 項の規定に基づく届出を行わなければならない。

(カ) カジノ施設の設置及び運営に伴う有害な影響の排除を適切に行うために必要な措置【要求基準 15①・②】

I R 事業者が実施する、カジノ施設の設置及び運営に伴う有害な影響の排除を適切に行うために必要な措置を、その費用の見込みも含め、できる限り具体的に記載しなければならない。なお、それらの措置には、以下の内容を含める必要がある。

- ・ 暴力団員等のカジノ施設への入場の禁止、マネー・ローンダリング防止のための措置、20 歳未満の者のカジノ施設への入場禁止、日本人や外国人居住者を対象とした一律の入場回数制限や入場料の賦課、依存防止規程に基づく利用制限措置や相談窓口の設置をはじめとする依存防止のための措置、日本人等に対する貸付業務の規制や広告及び勧誘の規制など、I R 整備法に基づき取り組むことが求められるカジノ施設の設置及び運営に伴う有害な影響の排除を適切に行うための措置を記載しなければならない。【評価基準 25④～⑦】
- ・ 都道府県公安委員会・都道府県警察との情報共有及び連絡体制の構築、治安維持のための防犯カメラの設置、防犯上の観点も踏まえた I R 施設のレイアウトの設計、自主警備のための体制の確保、地域の住民等からの苦情等を受け付ける体制の整備など、I R 区域における犯罪の発生の予防のための措置を記載しなければならない。また、I R 区域には多数の外国人が来訪することを踏まえ、外国語にも対応できる警備員の配置などについての措置も含めて記載しなければならない。【評価基準 25②・⑥】
- ・ カジノ施設の設置及び運営に伴う有害な影響の排除を適切に行うために国や都道府県等が実施する施策への協力について記載しなければならない。【評価基準

ウ 前各号に掲げるもののほか、特定複合観光施設区域の整備の推進に関する施策及び措置に関する事項（I R整備法第9条第2項第5号関係）

都道府県等は、地域の実情に即して、都道府県公安委員会や立地市町村等とも連携しつつ、周辺地域の開発及び整備、交通環境の改善その他のI R区域の整備に伴い必要となる関連する施策を含むI R区域の整備の推進に関する施策及び措置を策定し、実施することが求められる。

このため、都道府県等は、区域整備計画において、次に掲げる事項をはじめとしたI R区域の整備の推進に関する施策及び措置を、その費用の見込みも含めて、できる限り具体的に記載する必要がある。I R事業者が金銭の負担を求める場合にはその負担の内容及びその金額を示すことが求められる。

(ア) 周辺地域の開発及び整備【評価基準 16①】

I R区域の周辺地域においても適切な開発及び整備が進められるよう、都市計画法に基づくマスタープランへの位置付けや用途地域等の指定又は臨港地区においては港湾法に基づく分区の指定等周辺地域との一体的な開発及び整備の推進についての施策及び措置を記載すること。

(イ) 交通環境の改善【評価基準 16①】

I R区域の整備に伴う交通量の見通しや周辺地域の交通インフラの状況を踏まえつつ、交通環境の改善に関する施策及び措置を記載すること。

具体的には、公共交通の整備、道路の整備、駐車場の整備、交通安全施設の整備その他の交通の安全及び円滑の確保のために必要な対策を記載すること。

(ウ) その他のI R区域の整備に伴い必要となる関連する施策【評価基準 16①、22①～③】

(ア) 及び(イ)の施策及び措置のほか、地域の実情に即して、自然災害時における避難計画の策定、テロ対策のための体制や資機材の確保などI R区域の整備に伴い必要となる関連施策及び措置を記載すること。

(エ) 実施体制【評価基準 16①】

都道府県等は、I R区域の整備の推進に関する施策及び措置の実施に当たって、I R事業者、都道府県公安委員会、立地市町村等その他の関係地方公共団体との適切な役割分担を明確にし、及び緊密な連携を確保し、その内容を記載すること。

エ 前各号に掲げるもののほか、カジノ事業の収益を活用して地域の創意工夫及び民間の活力を生かした特定複合観光施設区域の整備を推進することにより我が国において国際競争力の高い魅力ある滞在型観光を実現するための施策及び措置に関する事項（I R整備法第9条第2項第6号関係）【評価基準 16②】

M I C E誘致のための施策及び措置や、周辺地域及び全国各地の観光地等と連携した広域的な観光ルートの設定、I R区域を含めた地域における観光の魅力に関する海外におけるプロモーション等のインバウンドの促進のための施策及び措置等について、その費用の見込みや、都道府県等とI R事業者、都道府県公安委員会、立地市町村等その他の関係地方公共団体との役割分担や協力体制、観光地づくりとの連携を含めて記

載しなければならない。

オ カジノ施設の設置及び運営に伴う有害な影響の排除を適切に行うために必要な施策及び措置に関する事項（IR整備法第9条第2項第7号関係）【要求基準 19①】

都道府県等は、次の（ア）から（エ）までに掲げる事項を含め、カジノ施設の設置及び運営に伴う有害な影響の排除を適切に行うために必要な施策及び措置について、その費用の見込みも含めて記載しなければならない。

（ア）犯罪の発生の予防、善良の風俗及び清浄な風俗環境の保持【評価基準 25⑥】

IR区域及びその周辺地域における商業施設、繁華街、住宅、学校などの立地状況を踏まえつつ、犯罪の発生の予防、秩序の維持、善良の風俗及び清浄な風俗環境の保持に万全を尽くすための施策及び措置を記載すること。

具体的には、国内外から多くの旅行者が来訪することを踏まえ、都道府県公安委員会・都道府県警察と適切に連携しつつ、防犯体制の強化、犯罪発生時はもとより平時からの情報共有及び連絡体制の確保、防犯訓練における協力体制の確保、暴力団等の排除のための連絡体制の確保などの取組について記載すること。また、IR区域の周辺地域において、その地域の状況に鑑み、性風俗関連特殊営業の規制（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第4章第1節に定めるものをいう。以下同じ。）等を適切に講ずる旨を記載すること。

（イ）青少年の健全育成【評価基準 25⑥】

IR区域及びその周辺地域において、商業施設、繁華街、住宅、学校などの立地状況を踏まえつつ、青少年の健全育成に万全を尽くすための施策及び措置を記載すること。

具体的には、周辺地域の学生や住民向けの依存防止に係る啓発活動、IR区域や周辺商業施設における青少年の保護育成などに適切に取り組む旨を記載すること。

（ウ）カジノ施設に入場した者がカジノ施設を利用したことに伴い受ける悪影響の防止【評価基準 25④】

IR区域及びその周辺地域において、依存防止対策に万全を尽くすための施策及び措置を記載すること。

具体的には、IR事業者によるカジノ行為に対する依存防止のための措置などと連携して、都道府県等として行う相談窓口や治療体制の整備をはじめとしたカジノ行為に対する依存防止のための取組について記載すること。

また、IR区域の周辺地域においても、当該地域の状況に鑑み、関係法令に基づく土地利用規制その他の措置を通じてギャンブル等施設の設置を認めないなどの措置を適切に講ずるための取組を記載すること。

さらには、ギャンブル等依存症対策基本法（平成30年法律第74号）の規定に基づいて都道府県が策定する都道府県ギャンブル等依存症対策推進計画に基づくギャンブル等依存症対策の取組（政令市にあっては、ギャンブル等依存症対策のための計画的な取組）について記載すること。

（エ）実施体制【評価基準 25②】

都道府県等は、カジノ施設の設置及び運営に伴う有害な影響の排除を適切に行うために必要な施策及び措置の実施に当たって、IR事業者、都道府県公安委員会、

立地市町村等その他の関係地方公共団体との適切な役割分担を明確にし、及び緊密な連携を確保し、その内容を記載すること。

カ 区域整備計画の実施により見込まれる経済的社会的効果に関する事項（I R 整備法第9条第2項第8号関係）【要求基準 18①、評価基準 17①～④、18①～⑤】

国内外からの来訪者数、M I C E の開催件数、魅力増進施設や送客施設の利用者数などの観光への効果の見通しや、来訪者による消費額、地域における雇用創出、I R 施設の開業までの初期投資などの地域経済への効果の見通しを記載しなければならない。

キ I R 整備法第 179 条第 1 項に規定する認定都道府県等入場料納入金の使途に関する事項（I R 整備法第 9 条第 2 項第 9 号関係）【要求基準 17①】

認定都道府県等入場料納入金は、(ア) I R 区域の整備の推進のための施策及び措置、(イ) カジノ施設の設置及び運営に伴う有害な影響の排除を適切に行うために必要な施策及び措置にも充てられることが望ましい。このことを踏まえ、認定都道府県等入場料納入金の使途について、(ア)、(イ) 及び (ア) 又は (イ) のいずれにも該当しない使途に区分した上で、可能な範囲で具体的な内容や規模を記載するものとする。

ク I R 整備法第 193 条第 1 項に規定する認定都道府県等納付金の使途（当該認定都道府県等納付金を立地市町村等その他の関係地方公共団体に交付する場合には、その条件を含む。）に関する事項（I R 整備法第 9 条第 2 項第 10 号関係）【要求基準 17①】

認定都道府県等納付金の使途については、I R 整備法第 232 条に規定されていることを踏まえ、以下の分類ごとに、可能な範囲で具体的な内容や規模を記載するものとする。

(ア) 観光の振興に関する施策（I R 区域の整備の推進のための施策を含む。）

(イ) 地域経済の振興に関する施策

(ウ) その他の I R 整備法第 1 条の目的及び同法第 4 条の地方公共団体の責務を達成するための施策（カジノ施設の設置及び運営に伴う有害な影響の排除を適切に行うために必要な施策を含む。）

(エ) 社会福祉の増進に関する施策

(オ) 文化芸術の振興に関する施策

また、認定都道府県等納付金を立地市町村等、周辺地方公共団体その他の関係地方公共団体に交付する場合には、交付の対象となる地方公共団体ごとに、認定都道府県等納付金の配分の方針を示すとともに、その使途について、上記の分類に従い、可能な範囲で具体的な内容や規模を記載するものとする。

(2) 添付書類

ア 区域整備計画の申請に関する添付書類

区域整備計画の認定を申請する都道府県等は、実施方針の策定、民間事業者の選定及び区域整備計画の作成を公平かつ公正に行ったことを明らかにするために、都道府県等が公表した実施方針及び募集要項等、公募に応じた民間事業者の提案の概要及びその評価並びに I R 整備法第 8 条第 2 項の規定に基づく協議会における協議又は立地市町村等

及び都道府県公安委員会との協議の経過及び結果を記載した書面、民間事業者を選定した際の公表資料、都道府県等が定める接触ルールなど、必要となる資料を区域整備計画と併せて、国土交通大臣に提出しなければならない。【要求基準5①】

また、区域整備計画が着実に実施されることを明らかにするため、区域整備計画の認定を申請する時点における実施協定の案【評価基準22①～③】についても、区域整備計画と併せて、国土交通大臣に提出しなければならない。

イ 地域における合意形成に関する添付書類【要求基準6①、評価基準23①】

都道府県等は、IR整備法第9条第5項から第9項までの規定及び第12条の規定に従って区域整備計画を作成及び申請したことを明らかにするため、次に掲げる内容を盛り込んだ資料を、区域整備計画と併せて、国土交通大臣に提出しなければならない。

(ア) IR整備法第9条第5項の規定に基づく協議会における協議又は立地市町村等及び都道府県公安委員会との協議について、その協議の経過及び結果

(イ) IR整備法第9条第6項及び第9項の規定に基づく同意について、同意を得るまでの経過及び同意に付された条件。なお、立地市町村等（IR整備法第9条第9項の適用の場合にあっては、立地市町村）が地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第2項の規定に基づき、この同意を議会の議決事項とした場合には、議会における議事の経過及び議決の結果

(ウ) IR整備法第9条第7項の規定に基づいて都道府県等が講じた公聴会の開催その他の住民の意見を反映させるために必要な措置の内容、経過及び結果並びにこれらの措置を受けて区域整備計画に反映した内容

(エ) IR整備法第9条第8項の規定に基づく都道府県等の議会の議決について、議会における議事の経過及び議決の結果

(オ) IR整備法第12条第1項の規定に基づいて協議会を組織している場合は、協議会の構成員、同条第7項の規定に基づき協議会が定めたもの、開催実績並びに協議会における議事の経過及び結果

ウ IR事業者の適格性に関する添付書類【要求基準8③】

都道府県等は、IR事業者の適格性を担保するため、

(ア) IR事業者の役員及び株主又は出資者について、①カジノ事業の免許を受ける上での欠格事由が存在しないことに係るこれらの者による表明・確約書、②暴力団員等が含まれないことについて都道府県警察に照会し確認したことを示す書面、③暴力団員等が含まれないことについて調査会社等に調査を委託した場合にはその報告書を、

(イ) IR事業者において、反社会的勢力との関係を遮断し、反社会的勢力による被害を防止するため、行動指針を作成するなど適切な措置を講ずる予定であることを明らかにする書類を、区域整備計画と併せて、国土交通大臣に提出しなければならない。

要求基準	手引きの 具体的記載項目	告示に規定する記載事項	告示に規定する添付書類
1 基本方針への適合			
1 カジノ施設を含むIR施設の開業以降全ての時点において、IR整備法第2条第1項第1号から第5号までに掲げる施設が全て設置され、及び運営されるとともに、そのそれぞれが、特定複合観光施設区域整備法施行令第1条から第5条までに規定する基準又は要件を満たしていなければならない。	① IR事業の工程	○告示第4条第4号 設置運営事業等の工程（工事の発注、着手及び完了並びに当該特定複合観光施設の営業の開始の予定時期を明らかにすること。）	・設置運営事業等の工程表（工事の発注、着手及び完了並びに特定複合観光施設の営業の開始の予定時期を明らかにすること。）
	②国際会議場施設の 種類、機能	○告示第4条第2号イ（1） 種類に関する事項 ○告示第4条第2号イ（2） 主として国際会議の用に供する室ごとの機能に関する事項（主な設備に関する事項を含む。）その他当該施設の機能に関する事項	・特定複合観光施設の設計の概要を記載した書類 ・特定複合観光施設を構成する施設の構造を明らかにする平面図、立面図及び断面図
	③国際会議場施設の 規模	○告示第4条第2号イ（3） 主として国際会議の用に供する室ごとの収容人員及び床面積（主として国際会議の用に供する室のうちその収容人員が最大であるものの収容人員及び床面積を明らかにすること。）、主として国際会議の用に供する全ての室の収容人員及び床面積の合計その他当該施設の規模に関する事項	
	④展示等施設の種 類、機能	○告示第4条第2号ロ（1） 種類に関する事項 ○告示第4条第2号ロ（2） 主として展示会、見本市その他の催しの用に供する室ごとの機能に関する事項（主な設備に関する事項を含む。）その他当該施設の機能に関する事項	
	⑤展示等施設の規 模	○告示第4条第2号ロ（3） 主として展示会、見本市その他の催しの用に供する室ごとの床面積、主として展示会、見本市その他の催しの用に供する全ての室の床面積の合計その他当該施設の規模に関する事項	
	⑥魅力増進施設の 種類、機能	○告示第4条第2号ハ（1） 種類に関する事項 ○告示第4条第2号ハ（2） 施設ごとの機能に関する事項（主な設備に関する事項を含む。）	
	⑦魅力増進施設の 規模	○告示第4条第2号ハ（3） 施設ごとの収容人員及び、又は床面積その他当該施設の規模に関する事項	
	⑧魅力増進施設の 設置及び運営の方 針	○告示第4条第2号ハ（4） 設置及び運営の方針に関する事項（我が国の伝統、文化、芸術等を生かした公演その他の活動の内容に関する事項を含む。）	
	⑨送客施設の種 類、機能	○告示第4条第2号ニ（1） 種類に関する事項 ○告示第4条第2号ニ（2） 特定複合観光施設区域整備法施行令第四条第二号イからニまでに掲げる業務ごとの業務を行う機能に関する事項、対面による情報提供及びサービスの手配のための設備並びに待合いの用に供する設備に関する事項その他当該施設の機能に関する事項	

	⑩送客施設の規模	○告示第4条第2号ニ(3) 対面による情報提供及びサービスの手配のための設備並びに待合いの用に供する設備の床面積 その他当該施設の規模に関する事項	
	⑪送客施設の設置及び運営の方針 (業務を行うに当たり用いる外国語に関する事項を含む。)	○告示第4条第2号ニ(4) 設置及び運営の方針に関する事項(令第四条第二号イからニまでに掲げる業務ごとの業務の内容に関する事項及び当該業務を行うに当たり用いる外国語に関する事項を含む。)	
	⑫宿泊施設の種類、機能	○告示第4条第2号ホ(1) 種類に関する事項 ○告示第4条第2号ホ(2) 客室ごとの機能に関する事項(構造及び主な設備に関する事項を含む。)その他当該施設の機能に関する事項	
	⑬宿泊施設の規模	○告示第4条第2号ホ(3) 客室ごとの床面積(客室のうち最小のもの床面積及びスイートルームのうち最小のもの床面積を明らかにすること。)、全ての客室の床面積の合計、客室の総数に占めるスイートルームの割合 その他当該施設の規模に関する事項	
2 カジノ施設の数 が1を超えず、かつ、 ゲーミング区域の床 面積の合計が、IR整 備法施行令第6条に 規定する面積を超え ないものとなってい なければならない。	①IR施設の床面積の合計	○告示第4条第1号ニ 特定複合観光施設の床面積の合計	<ul style="list-style-type: none"> ・特定複合観光施設の設計の概要を記載した書類 ・特定複合観光施設を構成する施設の構造を明らかにする平面図、立面図及び断面図
	②カジノ施設の種類の種類、機能	○告示第4条第2号ト(1) 種類に関する事項 ○告示第4条第2号ト(2) 機能に関する事項(主な設備に関する事項を含む。)	
	③カジノ施設の数、規模	○告示第4条第2号ト(3) 特定複合観光施設区域におけるカジノ施設の数、当該施設のカジノ行為区画のうち専らカジノ行為の用に供されるものとして法第四十一条第一項第七号のカジノ管理委員会規則で定める部分の床面積の合計その他当該施設の規模に関する事項	
3 IR区域がIR施設を設置する一団の土地の区域としてIR事業者により一体的に管理されるものでなければならない。	①IR区域が、一団の土地の区域として、IR事業者により一体的に管理されるものであることを証する事項	○告示第4条第7号 特定複合観光施設区域が、一の特定複合観光施設を設置する一団の土地の区域として、設置運営事業者等により一体的に管理されるものであることを証する事項	<ul style="list-style-type: none"> ・縮尺、方位、特定複合観光施設区域、設置運営事業者(施設供用事業が行われる場合には、施設供用事業者。以下この号から第十一号までにおいて同じ。)が従前から所有権、借地権その他の使用及び収益を目的とする権利(次号において「所有権等」という。)を有する土地及び設置運営事業者が所有権の取得等をしようとする土地の境界線並びに特定複合観光施設を構成する施設として既存の施設を使用することとしている場合には当該施設の位置を表示した土地及び既存の施設の配置図 ・設置運営事業者が特定複合観光施設区域の土地について所有権等を有するものであることを証する書類その他の設置運営事業者が当該土地に関する所有権の取得等を行うことが可能であることを証する書類

<p>4 I R 区域の土地の使用の権原を I R 事業者が既に有し、又はその権原を I R 事業者が取得する見込みが明らかにされ、及び I R 施設を設置するために必要となる資金を調達する見込みが明らかにされるなど、I R 施設を確実に設置できる根拠について妥当性が認められるものでなければならない。</p>	<p>① I R 区域の土地に関する所有権の取得等の方法及び予定時期</p> <p>② 収支計画及び資金計画 (I R 事業を行うために必要な資金の総額、内訳及び調達方法を含む。)</p>	<p>○告示第 4 条第 5 号 特定複合観光施設区域の土地に関する所有権の取得又は借地権その他の使用及び収益を目的とする権利の取得若しくは設定 (第十一条第九号及び第十号において「所有権の取得等」という。) の方法及び予定時期</p> <p>○告示第 4 条第 9 号 収支計画及び資金計画 (設置運営事業等を行うために必要な資金の総額、内訳及び調達方法を含む。)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・設置運営事業者が特定複合観光施設区域の土地について所有権等を有するものであることを証する書類その他の設置運営事業者が当該土地に関する所有権の取得等を行うことが可能であることを証する書類 ・予定貸借対照表 ・予定損益計算書 ・予定キャッシュ・フロー計算書 ・告示第十一条第十二号から第十四号までに掲げる書類の根拠を記載した書類 (資金調達の条件を記載した書類を含む。) ・資金調達の確実性を裏付ける客観的な資料
<p>5 都道府県等が定める接触ルールが策定されているなどにより、民間事業者の公募及び選定が公平かつ公正に行われたものでなければならない。</p>	<p>① 添付書類の記載事項の概要</p>		<ul style="list-style-type: none"> ・都道府県等が定める民間事業者との接触のあり方に関するルールその他民間事業者の選定が公平かつ公正に行われたことを明らかにするために参考となるべき事項を記載した書類
<p>6 区域整備計画の作成及び認定の申請に当たって、協議会における協議又は立地市町村等及び都道府県公安委員会との協議、公聴会の開催その他の住民の意見を反映するために必要な措置、都道府県等の議会の議決及び立地市町村の同意、立地市町村が地方自治法第 96 条第 2 項の規定に基づきこの同意を議会の議決事項とした場合には議会における議決など、地域における合意形成の手続が適切に行われたものでなければならない。</p>	<p>① 添付書類の記載事項の概要</p>		<ul style="list-style-type: none"> ・法第九条第五項の協議に関する次に掲げる書類 <ul style="list-style-type: none"> ・当該協議をしたことを証する書類 ・当該協議の経過及びその結果を記載した書類 ・法第九条第六項及び第九項の同意に関する次に掲げる書類 <ul style="list-style-type: none"> ・当該同意を得たことを証する書類 ・当該同意を得るまでの過程、当該同意に付された条件がある場合には当該条件並びに法第九条第六項第二号に定める者が、当該同意を地方自治法 (昭和二十二年法律第六十七号) 第九十六条第二項の規定に基づき議会の議決すべきものとした場合には、当該同意に関する議会の議事及び議決を記載した書類 ・法第九条第七項の公聴会の開催その他の住民の意見を反映させるために必要な措置に関する次に掲げる書類 <ul style="list-style-type: none"> ・当該措置を講じたことを証する書類 ・当該措置として講じた措置の内容、経過及びその結果並びに区域整備計画に住民の意見を反映させた場合には当該意見の区域整備計画への反映に関する事項を記載した書類 ・法第九条第八項の議会の議決に関する次に掲げる書類 <ul style="list-style-type: none"> ・当該議決を得たことを証する書類 ・法第九条第八項の申請に関する議会の議事及び議決を記載した書類 ・法第十二条第一項に規定する協議会が組織されている場合には、次に掲げる事項を記載した書類 <ul style="list-style-type: none"> ・協議会の構成員 ・法第十二条第七項の規定に基づき協議会の運営に関し必要な事項を定めた場合には、当

			<p>該事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・協議会の開催の実績 ・告示第十一条第二十八号ロに掲げるもののほか、協議会における協議の経過及びその結果
7 IR事業者によるコンプライアンスの確保のための体制及び取組が適切かつ十分なものでなければならぬ。	①コンプライアンスの確保のためにIR事業者が実施する取組及び当該取組の実施のために必要な体制	○告示第4条第12号へ コンプライアンスの確保のために当該設置運営事業者等が実施する取組及び当該取組の実施のために必要な体制に関する事項	・設置運営事業者等の定款及び当該設置運営事業者等が登記している場合にあつては、当該登記に係る登記事項証明書
8 ①IR事業者の役員及び株主又は出資者について、(i)カジノ事業の免許を受ける上での欠格事由が存在しないことにつきこれらの者による表明・確約書、(ii)暴力団員等が含まれないことについて都道府県警察に照会し確認したことを示す書面、(iii)暴力団員等が含まれないことについて調査会社に調査を委託した場合にはその報告書、また、②IR事業者において、反社会的勢力との関係を遮断し、反社会的勢力による被害を防止するため、行動指針を作成するなど適切な措置を講ずる予定であることを明らかにする書類が添付されていない。	①IR事業者の名称及び住所並びに代表者の氏名	○告示第3条 設置運営事業者等の名称及び住所並びに代表者の氏名	<ul style="list-style-type: none"> ・設置運営事業者等の組織図 ・設置運営事業者等の役員の履歴書(役員が法人である場合には、当該役員の沿革を記載した書面) ・設置運営事業者等の主要株主等基準値以上の数の議決権等の保有者が法人等であるときは、定款、登記事項証明書(これらに準ずるものを含む。) ・設置運営事業者等の主要株主等基準値以上の数の議決権等の保有者が個人であるときは、住民票の抄本又はこれに代わる書面 ・設置運営事業者等の設立時の議決権等の保有者(設置運営事業者等が持株会社の子会社であるときは、当該持株会社の議決権等の保有者を含む。以下同じ。)に関する次に掲げる事項を記載した書面 <ul style="list-style-type: none"> ・当該設置運営事業者等の設立時の議決権等の保有者の氏名又は名称及び住所並びに当該議決権等の保有者が法人等であるときは、その代表者又は管理人の氏名並びに役員の氏名又は名称及び住所 ・当該設置運営事業者等の設立時の議決権等の保有者ごとの株式又は持分の種類、数及びその割合並びに出資の金額 ・設置運営事業者等の設立時の議決権等の保有者が法人等であるときは、定款、登記事項証明書(これらに準ずるものを含む。) ・設置運営事業者等の設立時の議決権等の保有者が個人であるときは、住民票の抄本又はこれに代わる書面 ・法第四十一条第二項第二号イ又はロに掲げる者のいずれにも該当しないこと及び法第六十
	②IR事業者の役員の氏名又は名称及び住所	○告示第4条第12号イ 当該設置運営事業者等の役員の氏名又は名称及び住所	
	③IR事業者の役員等から暴力団員その他IR施設に対する関与が不適当な者を排除するために講ずる措置	○告示第4条第12号ホ 当該設置運営事業者等の役員その他の関係者から暴力団員その他特定複合観光施設に対する関与が不適当な者を排除するために講ずる措置に関する事項	
	④IR事業者の主要株主等基準値以上の数の議決権等の保有者の氏名又は名称及び住所並びに当該主要株主等基準値以上の数の議決権等の保有者が法人等であるときは、その代表者又は管理人の氏名並びに役員の氏名又は名称及び住所	○告示第4条第13号イ 当該設置運営事業者等の主要株主等基準値以上の数の議決権等の保有者の氏名又は名称及び住所並びに当該主要株主等基準値以上の数の議決権等の保有者が法人等であるときは、その代表者又は管理人の氏名並びに役員の氏名又は名称及び住所	

	⑤ I R 事業者の主要株主等基準値以上の数の議決権等の保有者ごとの株式又は持分の種類、数及びその割合並びに出資の金額	○告示第 4 条第 13 号ロ 当該設置運営事業者等の主要株主等基準値以上の数の議決権等の保有者ごとの株式又は持分の種類、数及びその割合並びに出資の金額	条第二項各号に掲げる者のいずれにも該当しないことを誓約する書面 ・設置運営事業者等の役員が個人である場合における当該個人、設置運営事業者等の主要株主等基準値以上の数の議決権等の保有者が個人である場合における当該個人及び設置運営事業者等の主要株主等基準値以上の数の議決権等の保有者が法人等である場合における当該法人等の役員（当該役員が個人である場合に限る。）に関する次に掲げる書類 ・法第四十一条第二項第二号イ(8)に掲げる者に該当しないことを確認するため特定複合観光施設区域を整備しようとする区域を管轄する都道府県警察に対し照会をした結果を記載した書面 ・法第四十一条第二項第二号イ(8)に掲げる者に該当しないことを確認するために必要な調査を民間事業者に委託する場合には、当該調査の結果についての報告書 ・設置運営事業者等の役員その他の関係者から暴力団員その他特定複合観光施設に対する関与が不適当な者を排除するために講ずる措置を記載した書面
9 都道府県等又は I R 事業者が審査委員会の委員に対して不正な働きかけを行ったと認められるものであってはならない。	①添付書類の記載事項の概要		・都道府県等又は設置運営事業者等を行おうとする民間事業者が審査委員会（区域整備計画の認定に係る審査委員会をいう。）の委員に対して不正な働きかけを行っていないことを誓約する書面
2 I R 区域が整備される地域			
10 I R 区域は、国内外の主要都市との交通の利便性その他の経済的社会的条件からみて、I R 区域の整備を推進することが適切と認められる地域でなければならない。	① I R 区域を整備しようとする区域の所在地	○告示第 2 条第 1 号 特定複合観光施設区域を整備しようとする区域の所在地	・方位、道路及び目標となる地物並びに特定複合観光施設区域を整備しようとする区域を表示した付近見取図
	② I R 施設の所在地	○告示第 4 条第 1 号イ 特定複合観光施設の所在地	
	③ I R 区域を整備しようとする区域と国内外の主要都市との交通の利便性に関する事項	○告示第 2 条第 2 号 特定複合観光施設区域を整備しようとする区域と国内外の主要都市との交通の利便性に関する事項	
3 事業基本計画			
11 カジノ事業の収益が設置運営事業の実施に活用されることにより、設置運営事業が一の設置運営事業者により一体的かつ継続的に行われると認められるものでなければならない。	① I R 事業の概要（一の設置運営事業者による設置運営事業の一体的かつ継続的な実施の確保に関する事項を含む。）	○告示第 4 条第 1 号ロ 設置運営事業者等の概要（一の設置運営事業者による設置運営事業の一体的かつ継続的な実施の確保に関する事項を含む。）	・設置運営事業者等の定款及び当該設置運営事業者等が登記している場合にあっては、当該登記に係る登記事項証明書

<p>12 施設供用事業が行われる場合には、I R 事業が設置運営事業者と施設供用事業者との適切な責任分担及び相互の緊密な連携により行われると認められるものでなければならない。</p>	<p>①施設供用事業者が所有する I R 施設の管理、使用その他の事項に係る設置運営事業者と施設供用事業者との間の責任分担及び相互の連携</p>	<p>○告示第 4 条第 2 号イ (5) (i) 施設供用事業が行われる場合には、当該施設の管理、使用その他の事項に係る設置運営事業者と施設供用事業者との間の責任分担及び相互の連携に関する事項</p> <p>○告示第 4 条第 2 号ロ (5) (i) 施設供用事業が行われる場合には、当該施設の管理、使用その他の事項に係る設置運営事業者と施設供用事業者との間の責任分担及び相互の連携に関する事項</p> <p>○告示第 4 条第 2 号ハ (5) (i) 施設供用事業が行われる場合には、当該施設の管理、使用その他の事項に係る設置運営事業者と施設供用事業者との間の責任分担及び相互の連携に関する事項</p> <p>○告示第 4 条第 2 号ニ (5) (i) 施設供用事業が行われる場合には、当該施設の管理、使用その他の事項に係る設置運営事業者と施設供用事業者との間の責任分担及び相互の連携に関する事項</p> <p>○告示第 4 条第 2 号ホ (5) (i) 施設供用事業が行われる場合には、当該施設の管理、使用その他の事項に係る設置運営事業者と施設供用事業者との間の責任分担及び相互の連携に関する事項</p> <p>○告示第 4 条第 2 号ト (5) (i) 施設供用事業が行われる場合には、当該施設の管理、使用その他の事項に係る設置運営事業者と施設供用事業者との間の責任分担及び相互の連携に関する事項</p> <p>○告示第 4 条第 12 号ロ 施設供用事業が行われる場合には、施設供用事業者が所有する特定複合観光施設の管理、使用その他の事項に係る当該設置運営事業者と当該施設供用事業者との間の責任分担及び相互の連携に関する事項</p>	<p>・実施協定の案</p>
<p>13 I R 事業者が会社法に規定する会社であって、専ら設置運営事業（施設供用事業者）を行うものでなければならない。</p>	<p>①附帯事業に関する事項</p> <p>② I R 事業者が会社法に規定する会社であって、専ら設置運営事業（施設供用事業者）を行うものであることを証する事項</p>	<p>○告示第 4 条第 3 号 法第二条第三項第二号に掲げる事業に関する事項</p> <p>○告示第 4 条第 12 号ハ 当該設置運営事業者等が会社法（平成十七年法律第八十六号）に規定する会社であって、専ら設置運営事業（施設供用事業者）を行うものであることを証する事項</p>	<p>・設置運営事業者等の定款及び当該設置運営事業者等が登記している場合にあっては、当該登記に係る登記事項証明書</p>

<p>14 設置運営事業者が I R 施設を所有するもの(施設供用事業が行われる場合には、施設供用事業者が所有する I R 施設を設置運営事業者が使用するもの)とされていなければならない。</p>	<p>① I R 施設に関する所有権の取得の方法及び予定時期(既存の施設を使用することとしている場合には、当該施設に関する所有権の取得の方法及び予定時期を含む。)</p>	<p>○告示第 4 条第 6 号 特定複合観光施設に関する所有権の取得の方法及び予定時期(特定複合観光施設を構成する施設として既存の施設を使用することとしている場合には、当該施設に関する所有権の取得の方法及び予定時期を含む。)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・縮尺、方位、特定複合観光施設区域、設置運営事業者(施設供用事業が行われる場合には、施設供用事業者。以下この号から第十一号までにおいて同じ。)が従前から所有権、借地権その他の使用及び収益を目的とする権利(次号において「所有権等」という。)を有する土地及び設置運営事業者が所有権の取得等をしようとする土地の境界線並びに特定複合観光施設を構成する施設として既存の施設を使用することとしている場合には当該施設の位置を表示した土地及び既存の施設の配置図 ・特定複合観光施設を構成する施設として既存の施設を使用することとしている場合における設置運営事業者が当該施設について所有権を有する者であることを証する書類その他の設置運営事業者が特定複合観光施設を所有することが可能であることを証する書類
<p>15 I R 整備法に基づき I R 事業者が自ら実施するカジノ施設の設置及び運営に伴う有害な影響の排除を適切に行うための措置並びに国や都道府県等が実施する施策への協力が事業基本計画に記載されているとともに、その記載された措置を I R 事業者が適切に実施すると認められるものでなければならない。</p>	<p>① I R 事業者が自ら実施するカジノ施設の設置及び運営に伴う有害な影響の排除を適切に行うための措置</p> <p>②国や都道府県等が実施する施策への I R 事業者による協力事項</p>	<p>○告示第 4 条第 15 号 犯罪の発生の予防、善良の風俗及び清浄な風俗環境の保持、青少年の健全育成、カジノ施設に入場した者がカジノ施設を利用したことに伴い受ける悪影響の防止並びにこれらの実施のために必要な体制の整備その他のカジノ施設の設置及び運営に伴う有害な影響の排除を適切に行うために必要な措置に関する事項(当該措置の実施に要する費用の見込みに関する事項並びにカジノ施設の設置及び運営に伴う有害な影響の排除を適切に行うため国及び都道府県等が実施する施策への協力に関する事項を含む。)</p>	
<p>4 I R 区域の整備の推進に関する施策及び措置の適切な実施</p>			
<p>16 カジノ事業の収益を活用して実施することが計画されている I R 施設の整備その他 I R 事業の事業内容の向上及び都道府県等が実施する施策への協力等に係る内容が具体的に記載されているとともに、区域整備計画に記載する収支計画及び資金計画と整合的なものとなっていないなければならない。</p>	<p>① I R 施設の維持管理及び設備投資の内容並びにこれらに要する費用の額</p> <p>②カジノ事業の収益等を活用した I R 事業の事業内容の向上及び都道府県等が実施する区域整備計画に関する施策への協力</p> <p>③収支計画及び資金計画との整合性</p>	<p>○告示第 4 条第 8 号 特定複合観光施設の維持管理及び設備投資の内容並びにこれらに要する費用の額(第二号イからトまでに掲げる施設ごとの維持管理及び設備投資の内容並びにこれらに要する費用の額を明らかにすること。)</p> <p>○告示第 4 条第 14 号 カジノ事業の収益その他設置運営事業等の収益を活用した特定複合観光施設の整備その他設置運営事業等の事業内容の向上及び都道府県等が実施する区域整備計画に関する施策への協力に関する事項</p>	

<p>17 認定都道府県等 入場料納入金及び認定 都道府県等納付金 の使途が明らかにさ れていなければなら ない。</p>	<p>①認定都道府県等 入場料納入金・認 定都道府県等納付 金の見込額及び使 途</p>	<p>○告示第9条 法第七十九条第一項に規定する認定都道府県 等入場料納入金の見込額及び使途に関する事項 ○告示第10条 法第九十三条第一項に規定する認定都道府県 等納付金の見込額及び使途(認定都道府県等納付 金の額に相当する金額を法第二百三十二条に定 めるいずれの施策に必要な経費に充てるかを明 らかにすること。)に関する事項</p>	
<p>5 観光及び地域経済の振興への寄与</p>			
<p>18 I R 区域の整備 による経済的社会的 効果及びその効果 を見込む根拠が明ら かにされていなければ ならない。</p>	<p>①評価基準 17～19 の効果の概略</p>	<p>○告示第8条第1号 特定複合観光施設区域を来訪する観光旅客の数 の見込み(国内及び国外の別に記載すること。) ○告示第8条第2号 法第二条第一項第一号に掲げる施設における国 際会議の開催回数及び同項第二号に掲げる施設 における国際的な規模の展示会、見本市その他の 催しの開催回数の見込み ○告示第8条第3号 法第二条第一項第四号に掲げる施設の利用者で あって、我が国の各地域への観光旅行を行う者の 数の見込み ○告示第8条第4号 特定複合観光施設区域を来訪する観光旅客が当 該特定複合観光施設区域に滞在している間に支 出する金額の見込み ○告示第8条第5号 特定複合観光施設において雇用する従業員の数 の見込み ○告示第8条第6号 特定複合観光施設に対する投資の金額の見込み (第四条第二号イからトまでに掲げる各施設に 対する投資の金額の見込みを明らかにすること。) ○告示第8条第7号 前各号に掲げるもののほか、区域整備計画の実施 により見込まれる経済的社会的効果に関する事 項 ○告示第8条第8号 前各号に掲げる事項ごとの当該事項に関する推 計方法</p>	

6 カジノ施設の設置及び運営に伴う有害な影響の排除			
<p>19 カジノ施設の設置及び運営に伴う有害な影響の排除を適切に行うために必要な施策及び措置が区域整備計画に記載されているとともに、記載された施策及び措置を都道府県等が都道府県公安委員会及び立地市町村等と連携しつつ適切に実施すると認められるものでなければならない。また、ギャンブル等依存症対策基本法の規定に基づく都道府県ギャンブル等依存症対策推進計画が策定され、これに基づく取組(政令市にあっては、ギャンブル等依存症対策のための計画的な取組)を適切に実施すると認められるものでなければならない。</p>	<p>①カジノ施設の設置及び運営に伴う有害な影響の排除を適切に行うために必要な施策及び措置</p>	<p>○告示第7条 犯罪の発生の予防、善良の風俗及び清浄な風俗環境の保持、青少年の健全育成、カジノ施設に入場した者がカジノ施設を利用したことに伴い受ける悪影響の防止並びにこれらの実施のために必要な体制の整備並びにギャンブル等依存症対策基本法(平成三十年法律第七十四号)の規定に基づき都道府県が策定する都道府県ギャンブル等依存症対策推進計画に基づく取組(政令市にあっては、ギャンブル等依存症対策のための計画的な取組)その他のカジノ施設の設置及び運営に伴う有害な影響の排除を適切に行うために必要な施策及び措置に関する事項(当該施策及び措置の実施に要する費用の見込みに関する事項を含む。)</p>	

評価基準	手引きの具体的記載項目	告示に規定する記載事項	告示に規定する添付書類
1 国際競争力の高い魅力ある滞在型観光の実現への寄与			
(1) IR 区域全体	1 IR区域全体のコンセプトが、明確であり、極めて高い国際競争力を有する優れたものであるとともに、他国の成功事例の模倣ではなく、独自性を有するものであることが求められる。	① IR施設の名称、所在地及びその概要	○告示第4条第1号イ 特定複合観光施設の名称、所在地及びその概要
		②区域整備計画の意義及び目標	○告示第1条 区域整備計画の意義及び目標に関する事項
		③IR区域全体のコンセプトと策定根拠	
		④IR事業の概要(開業の時期等の工程の概要を含む。)	○告示第4条第1号ロ 設置運営事業等の概要
	2 IR区域内の建築物のデザインが、IR区域全体のコンセプトを具現化しており、IR区域が立地する地域の新たな象徴となり得るような先進性や他には見られない魅力を有するとともに、周囲の景観や環境と調和したものであることが求められる。	①IR区域内の建築物の外観、内装	○告示第4条第1号ホ 特定複合観光施設の外観の特徴に関する事項(特定複合観光施設を構成する施設ごとの外観の特徴に関する事項並びに景観及び環境との調和に関する事項を含む。) ○告示第4条第1号へ 特定複合観光施設を構成する施設の内部主要部分の特徴に関する事項
		②IR区域内の建築物の配置	○告示第4条第1号ト 特定複合観光施設を構成する施設の配置に関する事項
	3 日本を代表する観光施設にふさわしい、これまでにないスケールを持つ施設であることが求められる。	①IR区域の面積	○告示第2条第1号 特定複合観光施設区域を整備しようとする区域の面積
		②IR施設の床面積の合計及び内訳	○告示第4条第1号ニ 特定複合観光施設の床面積の合計
		③その他スケールに関する事項	○告示第4条第2号イ(3) その他当該施設の規模に関する事項 ○告示第4条第2号ロ(3) その他当該施設の規模に関する事項 ○告示第4条第2号ハ(3) その他当該施設の規模に関する事項 ○告示第4条第2号ニ(3) その他当該施設の規模に関する事項

			<p>○告示第4条第2号ホ(3) その他当該施設の規模に関する事項</p> <p>○告示第4条第2号へ(3) その他当該施設の規模に関する事項</p> <p>○告示第4条第2号ト(3) その他当該施設の規模に関する事項</p>	
	<p>4 障害者、高齢者、妊婦、乳幼児連れの人といった、配慮を必要とする来訪者それぞれの多様なニーズに対応できるユニバーサルデザインの観点や、環境負荷低減、多文化共生、フェアトレードの観点から、世界の最先端であり、模範となることが求められる。</p>	<p>①ユニバーサルデザイン、多文化共生</p> <p>②環境負荷低減</p> <p>③フェアトレード</p>	<p>○告示第4条第1号ハ 設置運営事業等の実施に当たり、ユニバーサルデザイン、環境への負荷の低減、多様な文化の尊重及びフェアトレードに関し講ずる措置に関する事項</p>	
(2) MICE施設	<p>5 開催が想定される最大規模のMICEに対応できるなど、日本のMICEビジネスの国際競争力を飛躍的に向上させ、アジア・太平洋地域におけるMICEビジネスのリーダーとしての地位をより盤石にするために十分なスケールを有することが求められる。</p>	<p>①国際会議場施設の規模の考え方</p> <p>②国際会議場施設の収容人員及び床面積</p> <p>③展示等施設の規模の考え方</p> <p>④展示等施設の収容人数及び床面積</p>	<p>○告示第4条第2号イ(3) 主として国際会議の用に供する室ごとの収容人員及び床面積(主として国際会議の用に供する室のうちその収容人員が最大であるものの収容人員及び床面積を明らかにすること。)、主として国際会議の用に供する全ての室の収容人員及び床面積の合計その他当該施設の規模に関する事項</p> <p>○告示第4条第2号ロ(3) 主として展示会、見本市その他の催しの用に供する室ごとの床面積、主として展示会、見本市その他の催しの用に供する全ての室の床面積の合計その他当該施設の規模に関する事項</p>	
	<p>6 国際連合の会議、各国との首脳級会合、閣僚級会合などの重要な国際会議や、グローバル企業をはじめとする様々な企業の会議、企業が行う報奨及び研修旅行に付随する催事などの高度な需要に十分に対応できるよう、必要な機能を有し、施設の使い勝手が良く、上質で洗練された内装であり、水準の高い飲食サー</p>	<p>①国際会議場施設の種類、機能、外観及び内装の特徴、設置及び運営の方針</p>	<p>○告示第4条第2号イ(1) 種類に関する事項</p> <p>○告示第4条第2号イ(2) 主として国際会議の用に供する室ごとの機能に関する事項(主な設備に関する事項を含む。)その他当該施設の機能に関する事項</p> <p>○告示第4条第1号ホ 特定複合観光施設の外観の特徴に関する事項</p> <p>○告示第4条第1号へ 特定複合観光施設を構成する施設の内部主要部分の特徴に関する事項</p> <p>○告示第4条第2号イ(4) 設置及び運営の方針に関する事項(飲食物の提供その他の当該施設において提供するサービスに関する事項を含む。)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・特定複合観光施設の設計の概要を記載した書類 ・特定複合観光施設を構成する施設の構造を明らかにする平面図、立面図及び断面図 ・特定複合観光施設を構成する施設の外観及び内部主要部分を示す図

<p>ビスが提供できるなど、国際競争力の高い、優れたクオリティを持つことが求められる。</p>	<p>②展示等施設の種別、機能、外観及び内装の特徴、設置及び運営の方針</p>	<p>○告示第4条第2号ロ(1) 種類に関する事項 ○告示第4条第2号ロ(2) 主として展示会、見本市その他の催しの用に供する室ごとの機能に関する事項(主な設備に関する事項を含む。)その他当該施設の機能に関する事項 ○告示第4条第1号ホ 特定複合観光施設の外観の特徴に関する事項 ○告示第4条第1号へ 特定複合観光施設を構成する施設の内部主要部分の特徴に関する事項 ○告示第4条第2号ロ(4) 設置及び運営の方針に関する事項(飲食物の提供その他の当該施設において提供するサービスに関する事項を含む。)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・特定複合観光施設の設計の概要を記載した書類 ・特定複合観光施設を構成する施設の構造を明らかにする平面図、立面図及び断面図 ・特定複合観光施設を構成する施設の外観及び内部主要部分を示す図
<p>7 誘致しようとするMICEのターゲットが明確であり、近隣に既存のMICE施設がある場合には適切な役割分担や連携を通じて国際競争力の強化が図られる</p>	<p>①国際会議場施設及び展示等施設の設置及び運営の方針</p>	<p>○告示第4条第2号イ(4) 設置及び運営の方針に関する事項(誘致し、及び開催しようとする国際会議に関する事項を含む。) ○告示第4条第2号ロ(4) 設置及び運営の方針に関する事項(開催しようとする国際的な規模の展示会、見本市その他の催しに関する事項を含む。)</p>	
<p>とともに、誘致、企画及び運営に必要な体制及びノウハウを備えていることが求められる。</p>	<p>②国際会議場施設及び展示等施設の業務の実施体制及び実施方法</p>	<p>○告示第4条第2号イ(5) 業務の実施体制及び実施方法に関する事項(次に掲げる事項を含む。) (i) 施設供用事業が行われる場合には、当該施設の管理、使用その他の事項に係る設置運営事業者と施設供用事業者との間の責任分担及び相互の連携に関する事項 (ii) 設置運営事業者がその行う業務を他の者に委託する場合には、当該委託に関する事項(委託先の名称及び委託の内容を含む。) (iii) 特定複合観光施設区域の近隣の場所に国際会議場施設又は展示施設、見本市場施設その他の催しを開催するための施設がある場合には、当該施設を運営する者との適切な役割分担及び連携に関する事項 (iv) 業務に関する知識及び経験を有する従業員の確保の状況に関する事項 ○告示第4条第2号ロ(5) 業務の実施体制及び実施方法に関する事項(次に掲げる事項を含む。) (i) 施設供用事業が行われる場合には、当該施設の管理、使用その他の事項に係る設置運営事業者と施設供用事業者との間の責任分担及び相互の連携に関する事項 (ii) 設置運営事業者がその行う業務を他の者に委託する場合には、当該委託に関する事項(委託先の名称及び委託の内容を含む。) (iii) 特定複合観光施設区域の近隣の場所に国際会議場施設又は展示施設、見本市場施設その他の催しを開催するための施設</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・設置運営事業者がその行う業務を他の者に委託する場合にあつては、次に掲げる書類 ・委託契約書の写し又はこれに準ずるもの ・委託先が法人であるときは、その定款及び登記事項証明書

			<p>がある場合には、当該施設を運営する者との適切な役割分担及び連携に関する事項</p> <p>(iv) 業務に関する知識及び経験を有する従業員の確保の状況に関する事項</p>	
(3) 魅力増進施設	<p>8 世界中の観光客を引き付けることのできる、国際的に最高水準のエンターテインメント性を有する公演、展示、イベント等を提供するとともに、これを通じて、日本の伝統、文化、芸術、先端技術、四季折々の自然などの様々な魅力を、幅広く又はより深く、これまでになくクオリティで発信することが求められる。また、計画された事業を実施するために必要な体制及びノウハウを備えていることが求められる。</p>	<p>①魅力増進施設の種類、機能、規模、外観及び内装の特徴、設置及び運営の方針</p>	<p>○告示第4条第2号ハ(1) 種類に関する事項</p> <p>○告示第4条第2号ハ(2) 施設ごとの機能に関する事項(主な設備に関する事項を含む。)</p> <p>○告示第4条第1号ホ 特定複合観光施設の外観の特徴に関する事項</p> <p>○告示第4条第1号ヘ 特定複合観光施設を構成する施設の内部主要部分の特徴に関する事項</p> <p>○告示第4条第2号ハ(3) 施設ごとの収容人員及び、又は床面積その他当該施設の規模に関する事項</p> <p>○告示第4条第2号ハ(4) 設置及び運営の方針に関する事項(我が国の伝統、文化、芸術等を生かした公演その他の活動の内容に関する事項を含む。)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・特定複合観光施設の設計の概要を記載した書類 ・特定複合観光施設を構成する施設の外観及び内部主要部分を示す図 ・特定複合観光施設を構成する施設の構造を明らかにする平面図、立面図及び断面図
		<p>②魅力増進施設の業務の実施体制及び実施方法</p>	<p>○告示第4条第2号ハ(5) 業務の実施体制及び実施方法に関する事項(次に掲げる事項を含む。)</p> <p>(i) 施設供用事業が行われる場合には、当該施設の管理、使用その他の事項に係る設置運営事業者と施設供用事業者との間の責任分担及び相互の連携に関する事項</p> <p>(ii) 設置運営事業者がその行う業務を他の者に委託する場合には、当該委託に関する事項(委託先の名称及び委託の内容を含む。)</p> <p>(iii) 業務に関する知識及び経験を有する従業員の確保の状況に関する事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・設置運営事業者がその行う業務を他の者に委託する場合には、次に掲げる書類 ・委託契約書の写し又はこれに準ずるもの ・委託先が法人であるときは、その定款及び登記事項証明書
(4) 送客施設	<p>9 I Rへの来訪者を各地の魅力ある観光地に送り出すために、各地の観光の魅力を伝えるショーケースとしての機能や、旅行者に必要なサービスの手配を一元的に行うコンシェルジュとしての機能を、十分に果たすものであることが求められる。また、各地の観光地へのM I C E施設利用者をはじめとするI R来訪者の送り出しや、送客先の観光地づくりとの連携など、計画された事業を実施す</p>	<p>①送客施設の種類、機能、規模、外観及び内装の特徴、設置及び運営の方針</p>	<p>○告示第4条第2号ニ(1) 種類に関する事項</p> <p>○告示第4条第2号ニ(2) 令第四条第二号イからニまでに掲げる業務ごとの業務を行う機能に関する事項、対面による情報提供及びサービスの手配のための設備並びに待合いの用に供する設備に関する事項</p> <p>○告示第4条第1号ホ 特定複合観光施設の外観の特徴に関する事項</p> <p>○告示第4条第1号ヘ 特定複合観光施設を構成する施設の内部主要部分の特徴に関する事項</p> <p>○告示第4条第2号ニ(3) 対面による情報提供及びサービスの手配のための設備並びに待合いの用に供する設備の床面積その他当該施設の規模に関する事項</p> <p>○告示第4条第2号ニ(4) 設置及び運営の方針に関する事項(令第四条</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・特定複合観光施設の設計の概要を記載した書類 ・特定複合観光施設を構成する施設の外観及び内部主要部分を示す図 ・特定複合観光施設を構成する施設の構造を明らかにする平面図、立面図及び断面図

	るために必要な体制及びノウハウを備えていることが求められる。		第二号イからニまでに掲げる業務ごとの業務の内容に関する事項及び当該業務を行うに当たり用いる外国語に関する事項を含む。	
		②送客施設の業務の実施体制及び実施方法	○告示第4条第2号ニ(5) 業務の実施体制及び実施方法に関する事項(次に掲げる事項を含む。) (i)施設供用事業が行われる場合には、当該施設の管理、使用その他の事項に係る設置運営事業者と施設供用事業者との間の責任分担及び相互の連携に関する事項 (ii)設置運営事業者がその行う業務を他の者に委託する場合には、当該委託に関する事項(委託先の名称及び委託の内容を含む。) (iii)業務に関する知識及び経験を有する従業員確保の状況に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> ・設置運営事業者がその行う業務を他の者に委託する場合には、次に掲げる書類 ・委託契約書の写し又はこれに準ずるもの ・委託先が法人であるときは、その定款及び登記事項証明書
(5) 宿泊施設	10 諸外国のIRにおける宿泊施設と比較して、客室の広さ、構成、設備が国際競争力を有するとともに、IR区域への来訪者の宿泊需要に適切に対応できる規模を持つことが求められる。	①宿泊施設の種類、外観及び内装の特徴、設置及び運営の方針	○告示第4条第2号ホ(1) 種類に関する事項 ○告示第4条第1号ホ 特定複合観光施設の外観の特徴に関する事項 ○告示第4条第1号へ 特定複合観光施設を構成する施設の内部主要部分の特徴に関する事項 ○告示第4条第2号ホ(4) 設置及び運営の方針	<ul style="list-style-type: none"> ・特定複合観光施設の設計の概要を記載した書類 ・特定複合観光施設を構成する施設の外観及び内部主要部分を示す図 ・特定複合観光施設を構成する施設の構造を明らかにする平面図、立面図及び断面図
		②宿泊施設の機能	○告示第4条第2号ホ(2) 客室ごとの機能に関する事項(構造及び主な設備に関する事項を含む。)その他当該施設の機能に関する事項	
		③宿泊施設の規模	○告示第4条第2号ホ(3) 客室ごとの床面積(客室のうち最小のもの床面積及びスイートルームのうち最小のもの床面積を明らかにすること。)、全ての客室の床面積の合計、客室の総数に占めるスイートルームの割合その他当該施設の規模に関する事項	
	11 レストランなどの飲食サービスやその他付帯サービスのラインナップやクオリティが、国際競争力の高い、優れたものであることが求められる。	①宿泊施設の飲食サービス	○告示第4条第2号ホ(4) 設置及び運営の方針に関する事項(飲食物の提供その他の当該施設において提供するサービスに関する事項を含む。)	
		②宿泊施設のその他付帯サービス		

	12 来訪者の満足につながる質の高いサービスが提供されるとともに、計画された事業を実施するために必要な体制及びノウハウを備えていることが求められる。	①宿泊施設の業務の実施体制及び実施方法	○告示第4条第2号ホ(5) 業務の実施体制及び実施方法に関する事項 (次に掲げる事項を含む。) (i) 施設供用事業が行われる場合には、当該施設の管理、使用その他の事項に係る設置運営事業者と施設供用事業者との間の責任分担及び相互の連携に関する事項 (ii) 設置運営事業者がその行う業務を他の者に委託する場合には、当該委託に関する事項(委託先の名称及び委託の内容を含む。) (iii) 業務に関する知識及び経験を有する従業員の確保の状況に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 設置運営事業者がその行う業務を他の者に委託する場合には、次に掲げる書類 <ul style="list-style-type: none"> ・ 委託契約書の写し又はこれに準ずるもの ・ 委託先が法人であるときは、その定款及び登記事項証明書
(6) その他観光旅客の来訪及び滞在の促進に寄与する施設	13 コンテンツやサービスが、国際競争力と高いクオリティを有し、外国人旅行者をはじめとした幅広い人々が楽しむことのできる観光資源であることが求められる。また、施設の運営やコンテンツの調達・開発など、計画された事業を実施するために必要な体制及びノウハウを備えていることが求められる。	①その他観光旅客の来訪及び滞在の促進に寄与する施設の種類の種類、機能、規模、外観及び内装の特徴、設置及び運営の方針	<ul style="list-style-type: none"> ○告示第4条第2号へ(1) 種類に関する事項 ○告示第4条第2号へ(2) 施設ごとの機能に関する事項(主な設備に関する事項を含む。) ○告示第4条第2号へ(3) 施設ごとの収容人員及び、又は床面積その他当該施設の規模に関する事項 ○告示第4条第1号ホ 特定複合観光施設の外観の特徴に関する事項 ○告示第4条第1号へ 特定複合観光施設を構成する施設の内部主要部分の特徴に関する事項 ○告示第4条第2号へ(4) 設置及び運営の方針に関する事項(当該施設において提供するサービスに関する事項を含む。) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特定複合観光施設の設計の概要を記載した書類 ・ 特定複合観光施設を構成する施設の外観及び内部主要部分を示す図 ・ 特定複合観光施設を構成する施設の構造を明らかにする平面図、立面図及び断面図
		②その他観光旅客の来訪及び滞在の促進に寄与する施設の業務の実施体制及び実施方法	○告示第4条第2号へ(5) 業務の実施体制及び実施方法に関する事項 (次に掲げる事項を含む。) (i) 施設供用事業が行われる場合には、当該施設の管理、使用その他の事項に係る設置運営事業者と施設供用事業者との間の責任分担及び相互の連携に関する事項 (ii) 設置運営事業者がその行う業務を他の者に委託する場合には、当該委託に関する事項(委託先の名称及び委託の内容を含む。) (iii) 業務に関する知識及び経験を有する従業員の確保の状況に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 設置運営事業者がその行う業務を他の者に委託する場合には、次に掲げる書類 <ul style="list-style-type: none"> ・ 委託契約書の写し又はこれに準ずるもの ・ 委託先が法人であるときは、その定款及び登記事項証明書

(7) カジノ施設	14 IR区域全体のコンセプトと調和し、他の施設とバランスの取れた規模、デザイン及び配置となっていることが求められる。	①カジノ施設の種別、機能、配置、外観及び内装の特徴、設置及び運営の方針	<ul style="list-style-type: none"> ○告示第4条第2号ト(1) 種類に関する事項 ○告示第4条第2号ト(2) 機能に関する事項(主な設備に関する事項を含む。) ○告示第4条第1号ト 特定複合観光施設を構成する施設の配置に関する事項 ○告示第4条第1号ホ 特定複合観光施設の外観の特徴に関する事項 ○告示第4条第1号へ 特定複合観光施設を構成する施設の内部主要部分の特徴に関する事項 ○告示第4条第2号ト(4) 設置及び運営の方針に関する事項 	<ul style="list-style-type: none"> ・特定複合観光施設の設計の概要を記載した書類 ・特定複合観光施設を構成する施設の外観及び内部主要部分を示す図 ・特定複合観光施設を構成する施設の構造を明らかにする平面図、立面図及び断面図 ・縮尺、方位、特定複合観光施設区域及び特定複合観光施設を構成する施設の配置を表示した配置図
		②カジノ施設の数、規模	○告示第4条第2号ト(3) 特定複合観光施設区域におけるカジノ施設の数、当該施設のカジノ行為区画のうち専らカジノ行為の用に供されるものとして法第四十一条第一項第七号のカジノ管理委員会規則で定める部分の床面積の合計その他当該施設の規模に関する事項	
(8) IR区域が整備される地域及び関連する施策等	15 IR区域は、国際空港、国際港湾、鉄道ターミナル駅等から現地までの公共交通機関の所要時間、運行頻度、輸送力等から見て、国内外の主要都市との交通の利便性に優れた地域であることが求められる。	①国際アクセス	○告示第2条第2号 特定複合観光施設区域を整備しようとする区域と国内外の主要都市との交通の利便性に関する事項	
		②国内アクセス		
③域内アクセス				
(8) IR区域が整備される地域及び関連する施策等	16 都道府県等が都道府県公安委員会及び立地市町村等と連携しつつ実施する交通アクセスの改善、インフラ整備、MICE誘致、観光振興などの施策が、優れたIR区域を整備するために効果的であるとともに、それらが円滑に実施されることが求められる。	①IR区域の周辺地域の開発及び整備、交通環境の改善その他のIR区域の整備に伴い必要となる関連する施策、当該施策の実施のために必要な体制の整備その他のIR区域の整備の推進に関する施策及び措置(当該施策及び措置の実施に要する費用の見込みに関する事項を含む。)	○告示第5条 第一条から前条までに掲げるもののほか、特定複合観光施設区域の周辺地域の開発及び整備、交通環境の改善その他の特定複合観光施設区域の整備に伴い必要となる関連する施策並びに当該施策の実施のために必要な体制の整備その他の特定複合観光施設区域の整備の推進に関する施策及び措置に関する事項(当該施策及び措置の実施に要する費用の見込みに関する事項を含む。)	<ul style="list-style-type: none"> ・方位、道路及び目標となる地物並びに特定複合観光施設区域を整備しようとする区域を表示した付近見取図 ・実施協定の案

		②MICE誘致、観光振興、これらの実施のために必要な体制の整備その他の国際競争力の高い魅力ある滞在型観光を実現するための施策及び措置（当該施策及び措置の実施に要する費用の見込みに関する事項を含む。）	○告示第6条 国際会議等の誘致、国際観光の振興及びこれらの実施のために必要な体制の整備その他のカジノ事業の収益を活用して地域の創意工夫及び民間の活力を生かした特定複合観光施設区域の整備を推進することにより我が国において国際競争力の高い魅力ある滞在型観光を実現するための施策及び措置に関する事項（当該施策及び措置の実施に要する費用の見込みに関する事項を含む。）	
2 経済的社会的効果				
(1) 観光への効果	17 大規模な国際会議をはじめとするMICEの開催件数や、国内外からIR区域への来訪者数、送客施設の機能による他地域への観光客数の増加件数・人数や伸び率が大きく見込まれることが求められる。また、このような観光への効果は、説得力のある手法やデータを用いて精緻に推計されており、その推計方法が示されていることが求められる。	①MICEの開催件数（その増加件数・伸び率を含む。）	○告示第8条第2号 法第二条第一項第一号に掲げる施設〔国際会議場施設〕における国際会議の開催回数及び同項第二号に掲げる施設〔展示等施設〕における国際的な規模の展示会、見本市その他の催しの開催回数の見込み	
		②国内外からIR区域への来訪者数（その増加人数・伸び率を含む。）	○告示第8条第1号 特定複合観光施設区域を来訪する観光旅客の数の見込み（国内及び国外の別に記載すること。）	
		③送客施設の機能による他地域への観光客数	○告示第8条第3号 法第二条第一項第四号に掲げる施設〔送客施設〕の利用者であって、我が国の各地域への観光旅行を行う者の数の見込み	
		④各事項に関する推計方法	○告示第8条第8号 前各号に掲げる事項ごとの当該事項に関する推計方法	
(2) 地域経済への効果	18 IR区域への来訪者による旅行消費額の増加額や伸び率、地域における雇用創出、IR施設の開業までの初期投資など、地域経済への効果が大きく見込まれることが求められる。また、このような地域経済への効果は、説得力のある手法やデータを用いて精緻に推計されており、その推計方法が示されていることが求められる。	①IR施設に対する投資の金額の見込み（IR施設を構成する各施設に対する投資の金額の見込み額を含む。）	○告示第8条第6号 特定複合観光施設に対する投資の金額の見込み（第四条第二号イからトまでに掲げる各施設〔国際会議場施設、展示等施設、魅力増進施設、送客施設、宿泊施設、その他観光旅客の来訪及び滞在の促進に寄与する施設、カジノ施設〕に対する投資の金額の見込みを明らかにすること。）	
		②IR区域への来訪者による旅行消費額（その増加額・伸び率を含む。）	○告示第8条第4号 特定複合観光施設区域を来訪する観光旅客が当該特定複合観光施設区域に滞在している間に支出する金額の見込み	
		③IR施設において雇用する従業員の数の見込み	○告示第8条第5号 特定複合観光施設において雇用する従業員の数の見込み	
		④その他の区域整備計画の実施により見込まれる経済的社会的効果	○告示第8条第7号 前各号に掲げるもののほか、区域整備計画の実施により見込まれる経済的社会的効果に関する事項	
		⑤各事項に関する推計方法	○告示第8条第8号 前各号に掲げる事項ごとの当該事項に関する推計方法	
(3) 2030年の政府の観光戦略の	19 17及び18の効果をもとに、訪日外国人	①IR区域を来訪する訪日外国人旅行者数	○告示第8条第1号 特定複合観光施設区域を来訪する観光旅客の数の見込み	

<p>目標達成への貢献</p>	<p>人旅行者数を 2030 年に 6000 万人とし、訪日外国人旅行消費額を 2030 年に 15 兆円とする政府の観光戦略の目標達成への貢献が見込まれることが求められる。 また、このような政府の観光戦略の目標達成への貢献は、説得力のある手法やデータを用いて精緻に推計されており、その推計方法が示されていることが求められる。</p>	<p>② I R 区域を来訪する訪日外国人旅行者による消費額</p>	<p>○告示第 8 条第 4 号 特定複合観光施設区域を来訪する観光旅客が当該特定複合観光施設区域に滞在している間に支出する金額の見込み</p>	
		<p>③各事項に関する推計方法</p>	<p>○告示第 8 条第 8 号 前各号に掲げる事項の当該事項に関する推計方法</p>	
<p>3 事業を安定的・継続的かつ安全に運営できる能力及び体制</p>				
<p>事業を安定的・継続的に運営できる能力及び体制</p>	<p>20 I R 事業者やその構成員が事業を確実に遂行できる能力を有すると認められるとともに、構成員の間での役割分担と連携が適切に行われることが求められる。</p>	<p>①整備・運営・維持管理等の主要な事業ごとの実施体制</p>	<p>○告示第 3 条 設置運営事業者等の名称及び住所並びに代表者の氏名 ○告示第 4 条第 12 号 設置運営事業者等に関する次に掲げる事項 ・当該設置運営事業者等の役員の氏名又は名称及び住所 ・施設供用事業が行われる場合には、施設供用事業者が所有する特定複合観光施設の管理、使用その他の事項に係る当該設置運営事業者と当該施設供用事業者との間の責任分担及び相互の連携に関する事項 ・当該設置運営事業者等が行う業務に関する知識及び経験を有する従業員の確保の状況に関する事項 ○告示第 4 条第 13 号 設置運営事業者等の主要株主等基準値以上の数の議決権等の保有者（設置運営事業者等が持株会社の子会社であるときは、当該持株会社の主要株主等基準値以上の数の議決権等の保有者を含む。以下同じ。）に関する次に掲げる事項 ・当該設置運営事業者等の主要株主等基準値以上の数の議決権等の保有者の氏名又は名称及び住所並びに当該主要株主等基準値以上の数の議決権等の保有者が法人等であるときは、その代表者又は管理人の氏名並びに役員の氏名又は名称及び住所 ・当該設置運営事業者等の主要株主等基準値以上の数の議決権等の保有者の役割分担及び連携に関する事項 ・当該設置運営事業者等の主要株主等基準値以上の数の議決権等の保有者ごとの株式又は持分の種類、数及びその割合並びに出資の金額 ・現に行っている事業がある場合には、その事業の概要（設置運営事業者等が行う業務に類似する業務の実績がある場合には、その実績に関する事項を含む。） ・当該設置運営事業者等の主要株主等基準値</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・設置運営事業者等の組織図 ・設置運営事業者等の役員の履歴書（役員が法人である場合には、当該役員の沿革を記載した書面） ・設置運営事業者等の定款及び当該設置運営事業者等が登記している場合にあっては、当該登記に係る登記事項証明書 ・設置運営事業者等の主要株主等基準値以上の数の議決権等の保有者が法人等であるときは、定款、登記事項証明書（これらに準ずるものを含む。）及び財務状況を明らかにすることができる書類 ・設置運営事業者等の主要株主等基準値以上の数の議決権等の保有者が個人であるときは、住民票の抄本又はこれに代わる書面、資産及び負債に関する調書並びに所得の状況を明らかにすることができる書類 ・設置運営事業者等の設立時の議決権等の保有者（設置運営事業者等が持株会社の子会社であるときは、当該持株会社の議決権等の保有者を含む。以下同じ。）に関する次に掲げる事項を記載した書面 <ul style="list-style-type: none"> ・当該設置運営事業者等の設立時の議決権等の保有者の氏名又は名称及び住所並びに当該議決権等の保有者が法人等であるときは、その代表者又は管理人の氏名並びに役員の氏名又は名称及び住所 ・当該設置運営事業者等の設立時の議決権等の保有者ごとの株式又は持分の種類、数及びその割合並びに出資の金額 ・当該設置運営事業者等の設立時の議決権等の保有者の役割分担及び連携に関する事項 ・現に行っている事業がある場合に

		<p>以上の数の議決権等の保有者が法人等であるときは、財務の状況</p> <ul style="list-style-type: none"> 当該設置運営事業者等の主要株主等基準値以上の数の議決権等の保有者が個人であるときは、資産及び負債並びに所得の状況 	<p>は、その事業の概要（設置運営事業者等が行う業務に類似する業務の実績がある場合には、その実績に関する事項を含む。）</p> <ul style="list-style-type: none"> 設置運営事業者等の設立時の議決権等の保有者が法人等であるときは、定款、登記事項証明書（これらに準ずるものを含む。）及び財務状況を明らかにすることができる書類（告示第十一条第二十一号に掲げるものを除く。） 設置運営事業者等の設立時の議決権等の保有者が個人であるときは、住民票の抄本又はこれに代わる書面、資産及び負債に関する調書並びに所得の状況を明らかにすることができる書類（告示第十一条第二十二号に掲げるものを除く。）
	② I R 事業の工程	○告示第4条第4号 設置運営事業等の工程（工事の発注、着手及び完了並びに当該特定複合観光施設の営業の開始の予定時期を明らかにすること。）	<ul style="list-style-type: none"> 設置運営事業等の工程表（工事の発注、着手及び完了並びに特定複合観光施設の営業の開始の予定時期を明らかにすること。） 実施協定の案
21 財務面からみて安定的であり、業績が下振れした場合にも適切に対応し、長期的に事業を継続できることが求められる。	① I R 施設の維持管理及び設備投資の内容並びにこれらに要する費用の額	○告示第4条第8号 特定複合観光施設の維持管理及び設備投資の内容並びにこれらに要する費用の額（第二号イからトまでに掲げる施設ごとの維持管理及び設備投資の内容並びにこれらに要する費用の額を明らかにすること。）	
	② 収支計画及び資金計画（I R 事業を行うために必要な資金の総額、内訳及び調達方法を含む。）	○告示第4条第9号 収支計画及び資金計画（設置運営事業等を行うために必要な資金の総額、内訳及び調達方法を含む。）	<ul style="list-style-type: none"> 予定貸借対照表 予定損益計算書 予定キャッシュ・フロー計算書 告示第十一条第十二号から第十四号までに掲げる書類の根拠を記載した書類（資金調達の条件を記載した書類を含む。） 資金調達の確実性を裏付ける客観的な資料
	③ 財務の状況が悪化した場合の措置	○告示第4条第10号 財務の状況が悪化した場合における措置に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> 実施協定の案
22 防災・減災のための取組並びに I R 区域及び I R 施設に係る安全の確保のための取組が適切に講じられるとともに、災害その他のリスク事象について、発生時における来訪者への情報提供や救援物資の提供その他の適切なオ	① 想定されるリスク事象の種類及び程度	○告示第4条第11号 防災及び減災のための取組、特定複合観光施設区域及び特定複合観光施設に係る安全の確保のための取組、感染症対策その他の健康及び衛生の確保のための取組並びに災害その他の緊急事態が発生した場合における対応方法及び対応に関する体制に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> 実施協定の案
	② 整備・運営における防災・減災対策等	○告示第5条 その他の特定複合観光施設区域の整備に伴い必要となる関連する施策並びに当該施策の実	

	<p>ペレーションや、損害に備えた保険の付保などが適切に講じられることが求められる。</p> <p>また、新型コロナウイルス感染症の発生も踏まえ、感染症対策その他の健康・衛生の確保のための取組が適切に講じられることが求められる。特に感染症対策については、IRは様々な機能を持つ施設が一体となった施設であることから、先行する諸外国のIRにおける取組例や、感染症の発生の状況に応じて定められる、IRを構成する各種施設における感染防止のためのガイドラインなども踏まえ、対策内容や実施体制を定めた計画を策定し、発生時に適切な対策が講じられることが求められる。</p>	<p>③ 予定する保険の詳細</p>	<p>施のために必要な体制の整備その他の特定複合観光施設区域の整備の推進に関する施策及び措置に関する事項（当該施策及び措置の実施に要する費用の見込みに関する事項を含む。）</p>	
<p>23 IR区域の整備について、地域における十分な合意形成がなされており、IR事業が長期的かつ安定的に継続していくために不可欠な地域における良好な関係が構築されていることが求められる。</p>	<p>① 地域との合意形成の手続き・十分な合意形成</p>	<p>○ (IR整備法第9条第5項～第8項) 協議会又は立地市町村等及び公安委員会との協議、議会の議決</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 法第九条第五項の協議に関する次に掲げる書類 <ul style="list-style-type: none"> ・ 当該協議をしたことを証する書類 ・ 当該協議の経過及びその結果を記載した書類 ・ 法第九条第六項及び第九項の同意に関する次に掲げる書類 <ul style="list-style-type: none"> ・ 当該同意を得たことを証する書類 ・ 当該同意を得るまでの過程、当該同意に付された条件がある場合には当該条件並びに法第九条第六項第二号に定める者が、当該同意を地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第二項の規定に基づき議会の議決すべきものとした場合には、当該同意に関する議会の議事及び議決を記載した書類 ・ 法第九条第七項の公聴会の開催その他の住民の意見を反映させるために必要な措置に関する次に掲げる書類 <ul style="list-style-type: none"> ・ 当該措置を講じたことを証する書類 ・ 当該措置として講じた措置の内容、経過及びその結果並びに区域整備計画に住民の意見を反映させた場合には当該意見の区域整備計画への反映に関する事項を記載し 	

				<p>た書類</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法第九条第八項の議会の議決に関する次に掲げる書類 <ul style="list-style-type: none"> ・当該議決を得たことを証する書類 ・法第九条第八項の申請に関する議会の議事及び議決を記載した書類 ・特定複合観光施設区域の整備の推進に向けた地域の関係者の合意形成の促進が図られ、かつ、設置運営事業等の長期的かつ安定的な実施に不可欠な地域の関係者との良好な関係が構築されていることを明らかにする書類 ・協議会が組織されている場合には、次に掲げる事項を記載した書類 <ul style="list-style-type: none"> ・協議会の構成員 ・協議会の運営に関し必要な事項を定めた場合には、当該事項 ・協議会の開催の実績 ・協議会における協議の経過及びその結果
4 カジノ事業の収益の活用				
<p>カジノ事業の収益の活用</p>	<p>24 カジノ事業の収益を十分活用するとともに、その他の収益も活用して、IRの開業後も長期的に世界中の観光客を引き付けることのできる魅力的な施設やコンテンツを継続的に創り出すなど、IR施設の整備その他IR事業の事業内容の向上や都道府県等が実施する施策への協力等を行うことが求められる。</p>	<p>①カジノ事業の収益等を活用したIR事業の事業内容の向上</p> <p>②都道府県等が実施する区域整備計画に関する施策への協力</p> <p>③収支計画及び資金計画との整合性</p>	<p>○告示第4条第14号</p> <p>カジノ事業の収益その他設置運営事業等の収益を活用した特定複合観光施設の整備その他設置運営事業等の事業内容の向上及び都道府県等が実施する区域整備計画に関する施策への協力に関する事項</p>	

5 カジノ施設の設置及び運営に伴う有害な影響の排除				
カジノ施設の設置及び運営に伴う有害な影響の排除	25 最新の技術を活用したカジノ施設及び I R 区域内の適切な監視や警備、国内外の最新の知見やベストプラクティスを踏まえた依存防止対策の強化その他のカジノ施設の設置及び運営に伴う有害な影響の排除を行うために必要な施策及び措置について I R 事業者と都道府県等の連携協力により適切に講じられることが求められる。また、これらと連携した都道府県等によるギャンブル等依存症対策や、関係地方公共団体との連携協力による取組の充実が、確実かつ効果的に講じられることが求められる。	①カジノ施設の特徴（設備、構造、サービス）、業務の実施体制及び実施方法	○告示第 4 条第 2 号ト（2） 機能に関する事項（主な設備に関する事項を含む。） ○告示第 4 条第 2 号ト（5） 業務の実施体制及び実施方法に関する事項（次に掲げる事項を含む。） （i）施設供用事業が行われる場合には、当該施設の管理、使用その他の事項に係る設置運営事業者と施設供用事業者との間の責任分担及び相互の連携に関する事項 （ii）業務に関する知識及び経験を有する従業員確保の状況に関する事項	・実施協定の案
		② I R 事業者・都道府県等・その他事業者との役割分担及び連携協力の方針	○告示第 4 条第 15 号 犯罪の発生の予防、善良の風俗及び清浄な風俗環境の保持、青少年の健全育成、カジノ施設に入場した者がカジノ施設を利用したことに伴い受ける悪影響の防止並びにこれらの実施のために必要な体制の整備その他のカジノ施設の設置及び運営に伴う有害な影響の排除を適切に行うために必要な措置に関する事項（当該措置の実施に要する費用の見込みに関する事項並びにカジノ施設の設置及び運営に伴う有害な影響の排除を適切に行うため国及び都道府県等が実施する施策への協力に関する事項を含む。）	
		③「ギャンブル等依存が疑われる者等の割合」の算出（実測値及び将来目標）	○告示第 7 条 犯罪の発生の予防、善良の風俗及び清浄な風俗環境の保持、青少年の健全育成、カジノ施設に入場した者がカジノ施設を利用したことに伴い受ける悪影響の防止並びにこれらの実施のために必要な体制の整備並びにギャンブル等依存症対策基本法（平成 30 年法律第 74 号）の規定に基づき都道府県が策定する都道府県ギャンブル等依存症対策推進計画に基づく取組（政令市にあっては、ギャンブル等依存症対策のための計画的な取組）その他のカジノ施設の設置及び運営に伴う有害な影響の排除を適切に行うために必要な施策及び措置に関する事項（当該施策及び措置の実施に要する費用の見込みに関する事項を含む。）	
		④依存症対策項目の具体的内容		
		⑤カジノ施設及び I R 区域内の監視、警備に関する対策項目の具体的内容		
		⑥犯罪の発生対策、善良の風俗及び清浄な風俗環境の保持、青少年の健全育成、その他対策項目（例えば、来訪者による迷惑行為への対策等）の具体的内容		
		⑦カジノ施設導入に伴う社会的影響に係る情報開示方策		